

学徒動員・学徒出陣関係『文部省往復』件名目録（昭和十二年～二十年）

〔解題〕

一九九三（平成五）年十一月、史料室は吉川弘之総長から東京大学における学徒動員、学徒出陣に関する調査を依頼された。東京大学では『東京大学百年史』（全十巻）をすでに編集しているが、戦時下の動員、出陣については充分に解明されていなかった。その主な理由は資料的制約によるものであった。動員数、動員先、あるいは出陣者数などの基本資料をはじめとして、まとまった資料はほとんど残されていない。また、戦没者についても、戦後いち早くに遺稿集などが編まれ、またその後、同窓会、クラス会などが調べたこともあった。しかし大学として組織的体系的に行うことはなかった。

今回の調査では政策分析と実態調査とに区分して行ったが、まず依拠すべき資料の整理からはじめた。依拠資料には学内資料と学外資料とがあり、前者の資料はさらに事務局本部が所蔵する公文書類と学部が保管する学生生徒の入学在学卒業関係書類（いわゆる学籍簿関係）とがある。このほかに大学史料室が百年史編纂に際して収集した旧総長文書や『帝国大学新聞』がある。

件名目録として復刻した『文部省往復』は東京帝国大学と文部省との往復文書類であり、一八七二（明治四）年から保存されている（参考・中野「沿革史料紹介（一）『文部省往復』について」『東京大学史料室ニュース』第二号、一九八八年十一月）。件名目録を作成したのは、この文書のみでなく、『官庁往

復』、『諸向往復』、さきに記した旧総長文書のうち『内田祥三文書』など、いくつもの文書類である。学徒動員、学徒出陣の政策あるいは実態を明らかにするための基本調査として、これらの文書に収められた件名の一つ一つを歴史的事実として、先行研究書、大学沿革史類とともに整理することにした。百年史編纂当時は、このような基礎作業はなされていなかったため、一からの作業となった。大学史料室に成果として、このデータを公表することにした。

これらの基礎作業を通して、戦時下の大学の全体像を描くことが可能になっていくと思われる。そして、この基礎データを一東京大学のデータに止めることなく、他の大学における戦時下の動向、文部省との応答関係などを明らかにする素材として、活用されること併せて期待している。多くの大学において、この時期の文書は散逸、欠落している場合が多い。ほかの同類の機関が保管する文書と比較することにより、全体像を描くのに有用な資料になるであろう。

件名目録には内容概略を付し、年月日順に配列した。表記は昭和の和を省くなど省記した。丁数は件名の丁であり、内容概略の丁数は全体を示す。

（中野 実）

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | |
|----|----|------|---|----|---------|--------------------------------|-----------------------------|----------|----------|--|--|
| 昭和 | 12 | 1937 | 1 | 18 | 雑社294 | 第十三回全国教化連合団体代表者大会ニ於ケル決議事項ニ関スル件 | 文部省社会教育局長 | 昭和十二年(一) | 408 | 財団法人中央教化連合会主催全国教化連合団体代表者大会における決議事項の通知、趣旨徹底依頼。「昭和十一年十一月開催 第十三回全国教化連合団体代表者大会ニ於ケル答申並決議」あり。(408~409丁)。 | |
| | | | | 23 | 東大庶第98 | 帝国官立大学学科別収容子定人員表 | 庶務課 | 昭和十二年(三) | 28 | 標記の印刷物の文部省専門学務局からの配布。「昭和十二年度 帝国官立大学学科別収容子定人員表 専門学務局」あり。(28~33丁)。 | |
| | | | | 27 | 官文165 | 昭和十二年度関東地方防空演習ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 165 | 標記の件に関する東部防衛参謀長からの通牒(昭11.10.21附「昭和十二年度関東地方防空演習ニ関スル件」[東防参演第591]の通知。昭12.9.月下旬頃概ね三日夜(予行を、この他に一夜)の予定で、東京府、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木および群馬各県の全般にわたり防空演習を実施。一般官民の演習参加協力に關し準備方取計依頼。演習の日は確定次第通牒。(30~32丁)。 | |
| | | | | 2 | 10 | 発専6 | 昭和十二年度帝国大学官立大学学部学科別入学志願者調の件 | 文部省専門学務局 | 昭和十二年(三) | 48 | 印刷物「昭和十二年度帝国大学、官立大学学部学科別入学志願者調」の文部省専門学務局からの配布。(47~52丁)。 |
| | | | | 20 | 東大庶第197 | 昭和十二年二月十五日第一次締切期日現在入学出願者数報告ノ件 | 総長 | 昭和十二年(三) | 65 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。報告書として「昭和十二年二月十五日第一次締切期日現在 入学出願者数調」あり。陸軍砲工学校員外学生、海軍大学校選科学生の員数記載あり。(65~85丁)。 | |
| 昭和 | 12 | 1937 | 3 | 9 | 官専109 | 陸軍砲工学校員外学生滞学ノ件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十二年(三) | 91 | 下記陸軍砲工学校員外学生1名の半年間滞学、引続き修学方の依頼。「東京帝国大学物理学科第三年在学(野砲兵第十連隊付) 陸軍砲兵中尉 前田利直」。昭12.3下旬卒業予定のところ、疾病のため休業、必修科目の前半の講座を修得できなかつたため。(91~94丁)。 | |
| | | | | 4 | 1 | 東大庶第294 | 昭和十二年度本学入学者選抜試験期日及科目等報告ノ件 | 本学 | 昭和十二年(三) | 95 | 標記の件に関する文部省専門学務局宛報告。報告書として「昭和十二年度入学者選抜試験期日及入学願書締切期日調」「昭和十二年度入学者選抜試験科目調」あり。(95~118丁)。 |
| | | | | 14 | 官普55 | 海軍記念日講演ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 55 | 昭12.5.12の海軍記念日に際し、学校団体等において記念行事挙行の場合には海軍省より講演官派遣、その要項の通知。(55~58丁)。 | |
| 昭和 | 12 | 1937 | 5 | 12 | 照専29 | 入学志願者、入学者、現在学生生徒数調等の件 | 文部省専門学務局 | 昭和十二年(三) | 231 | 標記の件に関する調査、報告依頼(5月末日まで)。報告書として、「東京帝国大学各学部入学志願者、入学者、学生生徒数及卒業者数」「同各学部入学志願者及入学者出身学校調」「自昭和十一年四月至昭和十二年三月 退学者数調」あり。陸海軍依託生、外国人の員数(いずれも内数)記載あり。(211~269丁)。 | |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|-------|--|----------------------|------------|----------|--|--|
| 昭和 | 12 | 1937 | 15 | 官会61 | 開墾及耕地整理講習依託費に関する通牒の件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 61 | 農林次官からの本学開墾及び耕地整理講習依託経費移管に関する通牒(昭12.4.19附「開墾及耕地整理講習依託経費移管ニ関スル件」[一二農第五二七七])の通知。(61~63丁)。 |
| | | 6 | 5 | 東大秘46 | 助教教授小林貞一召集免除に関する件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十二年(一) | 184 | 本学助教教授小林貞一召集免除(6.3 内閣の許可)についての通知。徴集年：昭32.1。予備役編入年月日：昭32.1。予備役、陸軍歩兵少尉。(184~188丁)。 |
| | | 14 | 官文146 | 科学研究事項調査ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十二年(二) | 215 | 戦時の必要に応じるための重要科学研究事項について調査方依頼(内閣資源局)に答えるため、標記の件に関する調査、報告依頼(6.20まで)。報告書あり。(159~232丁)。 | |
| | | 21 | 昭専44 | 卒業者ノ就職状況並学生徒収容力ニ関スル件 | 文部省専門学務局長事務取扱 | 昭和十二年(三) | 375 | 本学に於ける工学、理学、農学ノ各学部、学科についての標記の件の調査、報告依頼(6月末日まで)。報告書(昭2~昭12)あり。(298~377丁)。 | |
| | | 7 | 6 | 発体66 | 国民心身鍛練運動ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 66 | 国民教化運動方策の一部として国民体位の向上を図る目的で行う標記の件の実施方策。名称：国民心身鍛練運動。期間：昭12.8.1~8.20。実施事項概要：ラジオ体操の会、戸外運動の指導奨励、夏季休暇を利用する心身鍛練、其他。「昭和一二年国民心身鍛練運動方策」あり。(66~70丁)。 |
| | | 12 | 昭専46 | 御真影拝載及式日ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 84 | 標記の件の調査、報告依頼。御真影に関しては、拝載年月日、奉護ノ情况、奉拝を記載。式日については、昭12の1月1日、紀元節、天長節の実際および明治節の予定について「挙式ノ概況」「教職員、学生生徒出席範囲」を表にして記入。報告書あり。(81~84丁)。 | |
| | | 15 | 発専95 | 工学関係学生生徒ノ軍関係工廠研究所等見学ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十二年(三) | 402 | 標記の件に関して、軍当局において予め承知しておきたいので、本学航空学科以外の工学部学生生徒を軍関係工廠研究所等の見学等の本年度計画を至急回報願いたい旨依頼。本学の計画書あり。(389~402丁)。 | |
| | | 26 | 発専67 | 航空学科専修ノ学生生徒ノ為メノ講演見学等ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十二年(三) | 272 | 標記の件に関する本学の依頼に対する海軍省からの回答の通知。および、陸軍省からの回答(276頁)。出来る限り便宜供与を計るとの回答。(271~285丁)。 | |
| | | 26 | 関43 | 文官ニシテ今回ノ北支ニ於ケル事変ニ関シ軍隊ニ召集セラレタル場合ノ取扱方ニ関スル件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十二年(二) | 496 | 標記の件に関する内閣申合の通牒(内閣)の通知。文官で「北支ニ於ケル事変」に関し軍隊に召集された場合、なるべく現職のまま応召させるよう指示。雇人については、出来る限り優遇。(495~497丁)。 | |
| | | 2 | 官文207 | 在支陸海軍軍人軍属、 | 文部大臣官 | 昭和十二年 | 499 | 標記の件に関する内閣書記官長からの通牒の通知。標記の運送等慰問のため | |
| | | 8 | | | | | | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|-------------|--|------------------------|----------------------|-----|--|
| 昭和 | 12 | 1937 | 8 | 7 | 東大専 93 | 警察官並其ノ遺族等慰 問ノ件 学生夏期実習依頼ノ件 | 房文書課長 文部省専門 学務局長 | 年(二) 昭和十二 年(三) | 382 | 有志の贈出金を取集、本学職員で贈出する者があれば取り纏めて直接内閣官 房会計課長宛に送付。慰問金送付者の名簿あり。(495～507丁)。 昭12.7.8附の本学依頼の標記の件に関する海軍省からの回答通知。差支えな いとの回答。実施の細項については海軍航空廠と協議のこととある。本学工 学部航空科学科学生9名の海軍航空廠における夏期実習依頼。学術実地研究の ため。昭12.8.12～9.10。名簿あり。(382～388丁)。 内閣書記官長からの通牒の通知。(296～299丁)。 |
| | | | | 19 | 官文206 | 北支事変と看做す閣議 決定通牒の件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十二 年(二) | 297 | 内閣書記官長からの通牒の通知。(296～299丁)。 |
| | | | | 21 | 東大秘 1065 | 職員中日支事変の為召 集されたる者通報の件 | 庶務課長 | 昭和十二 年(一) | 196 | 本学職員中「日支事変」のため召集された者についての文部大臣官房秘書課 長宛報告。該当者2名(昭12召集)。 |
| | | | | 24 | 官専406 | 北支事変ニ因ル配属將 校ノ欠員増加ニ伴フ処 置ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二 年(一) | 94 | 標記の件に関する陸軍省からの照会(昭12.8.23附「陸支密4291」)について、 時局に鑑み已むを得ないものと認め、「今次事変中」にり、特別の処置とし て承認することにしたとの通知。「北支事変」に伴い動員部隊の要員に充用 された学校配属将校の職務は陸軍現役士官令第6条によって他の現役将校を して代理(通報の形式)。(94～95丁)。 |
| | | | | 25 | 官文240 | 北支事変の解釈に關す る閣議了解事項通牒の 件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十二 年(二) | 301 | 内閣書記官長からの通牒の通知。(300～303丁)。 |
| | | | | 27 | 東大秘 60 | 助教授西脇仁一召集免 除の件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十二 年(一) | 197 | 本学助教授西脇仁一召集免除(8.21内閣の許可)についての通知。徵集年： 昭8。予備役編入年月日：昭8.12.1。予備役、陸軍航空兵少尉。(197～202 丁)。 |
| | | | 9 | 8 | 官文265 | 防空下令ヲ公表セサル コトニ関スル件及一般 民心ヲ刺激スルカ如キ 想定ニ基ク演習ヲ避ケ ラレ度件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十二 年(二) | 311 | 東部防衛指令部からの通牒の通知。時局柄一般民心を刺激し誤解を招くよう な想定に基づく演習を行うことはさけるよう指示。(310～312丁)。 |
| | | | | 8 | 官普173 | 支那事変中配属将校ノ 代理ニ関スル件 | 文部省普通 学務局長 | 昭和十二 年(三) | 378 | 「今次ノ支那事変」により、配属将校で従軍する者があつた場合には、陸軍 現役将校学校配属令第6条により、他の将校をしてその職務を代行させるよ う指示。配属将校代理も自然数校兼務することが已むを得ない場合があるが、 その場合には教練教師等を督励の上教育内容を低下させないよう指示。 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|-------------|------------------------------------|------------|----------|-----|---|
| 昭和 | 12 | 1937 | 9 | 官普190 | 配属将校ノ演習召集ニ関スル件通牒 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 108 | 陸軍省からの申越の通知。「今次事変」に対する補備教育の爲、配属将校中の戦時職務充当者その他特に必要な将校を所要期間召集したい旨申出があつた際には、学校配属将校の隊附勤務、演習参加に関する従来の協議以外、「本事変間」に限り学校長において便宜供与方願いたい旨依頼(ただし、陸軍大臣命により実施するものに限る)。 |
| | | | 10 | 発社166 | 国民精神総動員ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 112 | 標記の件の実施要綱の通知、実施方依頼。「国民精神総動員運動実施要綱」(昭和一二、八、二四閣議決定)(これは、政府部内の指針であり、これとは別に発表用のものとしての「国民精神総動員実施要綱」がある)あり。趣旨、名称、指導方針、実施期間、実施方法、実施上の注意からなる。「国民精神総動員実践事項」中の「銃後ノ後援ノ強化維持」には、「勤労奉仕」が入っている。また、昭12.11.10附「国家総動員実施ニ関スル件」[内閣訓令第4号]、昭12.9.9附の「内閣告諭号外」[内閣訓令第号外]あり。(112~121丁)。 |
| | | | 10 | 官文230 | 国民教化運動方策並ニ紀元二千六百年ニ関スル宣伝方策要旨印刷物送付ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十二年(二) | 314 | 「国民教化運動方策 紀元二千六百年ニ関スル宣伝方策 要旨」(情報委員会、昭和十二年四月十九日決定)あり。(314~316丁)。 |
| | | | 10 | 官文261 | 事変呼称ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十二年(二) | 318 | 標記の件に関する閣議決定通牒(内閣書記官長)の通知。「北支事変」→「支那事変」。(317~319丁)。 |
| | | | 15 | 東帝大 会377 | 防空演習施行に関する件 | 会計課長 | 昭和十二年(一) | 339 | 防空演習施行に関する文部大臣官房会計課長からの通牒の移牒(庶務課長宛)。昭12.9.10附「防空演習施行ニ関スル件」[保交第6180ノ2]あり。昭12.9.15~(5日間)、関東防空演習実施。(339~343丁)。 |
| | | | 18 | 官文264 | 国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画印刷物送付ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十二年(二) | 325 | 「国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画(昭和十二年六月二十四日次官会議決定)」あり。(325~327丁)。 |
| | | | 25 | 発社177 | 国民精神総動員強調週間実施方ノ件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 123 | 国民精神総動員の全国的実施の強調を図るための標記の件実施の要領の通知。名称:「国民精神総動員強調週間」。期間:昭12.10.13~10.19(1週間)。その他、「実施要領」「実施方法」についての記載あり。(122~127丁)。 |
| | | | 28 | 東大秘 1065 | 職員中支那事変の爲召集されたる者通報の件 | 庶務課長 | 昭和十二年(一) | 203 | 本学職員中「支那事変」のため召集された者についての文部大臣官房秘書課長宛報告。該当者1名(昭12召集)。 |
| | | | 10 | 1 照専49 | 卒業生ノ就職状況ニ関スル件 | 文部省専門学務局 | 昭和十二年(三) | 446 | 本学の標記の件に関する調査、報告依頼(10月末まで)。報告書として「昭和十一年度卒業生就職状況調 昭和十二年十月一日現在」あり。(419~447丁)。 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|----|----------|------------------------|------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 12 | 1937 | 10 | 6 | 発専133 | 国民精神総動員二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十二年(三) | 449 | 標記の件に関しては既に昭12.9.10文部次官通牒あり。本運動の趣旨に鑑み、その目的達成を期するためには、教育関係者の活動に俟たなければならぬというので、適切な計画の樹立、その実行にあつたの留意事項を明らかにしたものの。8点。(448~453丁)。 |
| | | | | 11 | 東大庶第1694 | 昭和十三年度陸軍砲工学校員外学生收容ノ件 | 総長 | 昭和十三年(四) | 41 | 昭12.9.16附「発専414」をもって照会の標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。收容人員の決定。機械工学科1名(3)、電気工学科1名(2)、応用化学科1名(1)、鉱山及冶金学科1名(1)、航空学科2名(2)。合計6名(9)。()内は申込み人員(41~46丁)。 |
| | | | | 12 | 官秘133 | 国民精神総動員強調週間に關する件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十二年(一) | 216 | 国民精神総動員強調週間に關する政府全体として実践すべき事項に關する件についての内閣情報部長からの通牒(昭12.10.7附「国民精神総動員強調週間に關し政府全体トシテ実践スベキ事項ニ関スル件」[内閣情報部庶第181])の通知。昭12.10.13~10.19。(215~217丁)。 |
| | | | | 15 | 東大庶1812 | 昭和十二年九月末日現在学生生徒調ニ関スル件 | 総長 | 昭和十二年(二) | 370 | 標記の件に關する文部大臣宛報告。報告書として「東京帝国大学学生生徒学科別表 昭和十二年九月三十日現在」[「東京帝国大学学生生徒道府県別表」]「東京帝国大学学生年輪調」等あり。(370~431丁)。 |
| | | | | 20 | 官文280 | 出征軍人軍属及在支警察官並其ノ遺族等慰問ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十二年(二) | 511 | 標記の件に關する内閣書記官長からの通牒の通知。「支那事変」長期化のため、標記の遺族慰問のため昭12.8の醸出金の他、さらに醸金を取集める旨通知。第一回は10.25迄、第二回は12.25迄、以後隔月で同様。 |
| | | | | 25 | 東大庶1811 | 入学志願者入学者卒業者調ニ関スル件 | 総長 | 昭和十二年(二) | 340 | 標記の件に關する文部大臣宛報告。報告書として「東京帝国大学各学部入学志願者入学者卒業者表 自昭和十二年四月至同年九月」[「同 別表」]あり。陸海軍依託生、留学生の員数明記。(340~369丁)。 |
| | | | | 29 | 発社225 | 国民精神作興週間実施方ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十二年(一) | 134 | 国民精神作興週間として、標記の件の実施要綱通知。(133~137丁)。 |
| | | | | 11 | 13 | 発専151 | 文部省専門学務局長 | 昭和十二年(三) | 463 | 国防上における医学教育の一環として、戦時事変に際し瓦斯、空襲等による攻撃の防護に關し指導者を養成する目的で、瓦斯防護、衛生要務講義を開設。正課または課外講義として実施。講義期間：約2週間、授業時数等：大学においては第三年、第四年の課程に各年約30時間を課す、講師：陸軍より軍医将校を無給で派遣。これに対して、本学では、既に昭9以来、医学部課外講義として実施しており(6日間、陸軍省医務局より講師派遣、軍事教練の一部としてこれに關連する講義を、第四学生ならびに卒業生に聴講)、本年度 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|---------|---------------------------|--------------------------|---------------|---------------|--|--|--|----|-------|----------|------------------------|----------------|--------------|-----|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 | 12 | 1937 | 12 | 7 | 東大庶 子定人員ノ件 | 昭和十三年度学生収容 | 総長 | 昭和十二 年(三) | 467 | 標記の件に関する文部省専門学務長宛報告。報告書として「昭和十三年度学生収容予定人員調」あり。(467～485丁)。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 14 | 発秘601 | 祝二関スル件 | 国民精神総動員新年奉 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十二 年(一) | 266 | 標記の件に関する内閣書記官長からの通牒の通知。「国民精神総動員新年奉祝要綱」(12・12・11次官会議決定)。(265～270丁)。 |
| | | | | | | | | | | | | 20 | 照專9 | 教員調二関スル件 | 国民精神総動員第二回 強調週二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十二 年(三) | 693 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告(12.25まで)。教授、助教授、学生主事、講師および配属将校に関して作製。兼務の職業欄あり。また、本籍欄あり。報告書として各局部別に「東京帝国大学法学部教員調 昭和十二年十二月二十四日現在」等あり。(527～637丁)。 |
| | | | 22 | 官專414 | 陸軍砲工学校員外生教育方ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 37 | 標記の件に関して、昭12.10.11〔東大庶第1694〕をもって回答済のところ、陸軍省からの12.11〔兵務発第308〕をもって都合により応用化学科1名取止決定となった旨の申越の通知。 | | | | | | | | | | |
| | | | | 24 | 発社271 | 国民精神総動員第二回強調週二関スル件 | 文部次官 | 昭和十二 年(一) | 141 | 標記実施要綱の決定通知。昭13.2.11～2.17。「国民精神総動員第二回強調週間実施要綱 昭一二、一二、二三」あり。(141～146丁)。 | | | | | | | | | |
| | 13 | 1938 | 1 | 8 第9 | 東大秘 教授山田文雄兵役免除 の件通知 | 庶務課長 | 昭和十三 年(二) | 1 | 本学教授山田文雄、「今次事変」のため応召中のところ、昭12.12.29兵役を免除され除隊したことのため文部大臣秘書課長宛通知。 | | | | | | | | | | |
| | | | | 11 | 発企34 | 学生指導上知悉の要ありと認めらるる情報送付の件 | 教学局長官 | 昭和十三 年(一) | 340 | 標記の件に関して、今後教学局より「情報」として送付する。その取扱は極秘、慎重なる考慮をもって「情報」による処置は行うこと。 | | | | | | | | | |
| | | | | 18 | 発專6 | 昭和十三年度帝国大学及官立大学学科別収容人員の件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四)。 | 2 | 「昭和十三年度 帝国官立大学学部学科別収容予定人員表」の本学総長宛送付。(2～6丁) | | | | | | | | | |
| | | | | 22 | 国社5 | 国民精神総動員第二回強調週間実施二関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 29 | 標記の件に関しては、昭12.12.24〔発社271〕をもって通牒済。その第二回強調週間の実施の方法について通牒。(29～30丁)。 | | | | | | | | | |
| | | | | 22 | 発庶8 | 学生指導協議会開催の件 | 教学局長官 | 昭和十三 年(一) | 347 | 昭13.1.31 文部省第一会議室で開催。 | | | | | | | | | |
| | | | | 22 | 発庶7 | 学生主事連絡協議会二関スル件 | 教学局長官 | 昭和十三 年(一) | 348 | 標記会議の開催中止。 | | | | | | | | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | |
|----|----|------|----|----|-----------|--|---------------------------------|------------------------------|----------|--|--|
| 昭和 | 13 | 1938 | 1 | 27 | 官文352 | 資源調査用官営工場調査用紙送付ニ関スル件 満洲国官吏要員採用に 関する件 | 文部大臣官 房文書課 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十三 年(三) 昭和十三 年(二) | 24 47 | 企画院に送付上必要なため、昭12年度標記調査用紙の送付、および調査報告依頼(昭9.7.17附[發文69]参照)。報告書なし。(17~27丁)。 「満洲国」官吏要員採用に関する応募の依頼(履歴書は取り纏めて至急送付)。 昭14.1.17「満洲国官吏要員採用ニ関スル件通牒」(陸満密第201)、「技術者 銓衡要綱」あり。これに対して本学には応募希望者なしとの回答。(43~52 丁)。 | |
| | | | | 31 | 官秘6 | | | | | | |
| | | | 2 | 1 | 東大 103 | 昭和十三年度帝国大学 官立大学学部学科別入 学志願者調送付ノ件 | 庶務課 | 昭和十三 年(四) | 25 | 文部省専門学務局長から配布された標記印刷物の各学部宛送付。「昭和十三 年度帝国大学官立大学学部学科別入学志望者調」あり。(25~34丁)。 | |
| | | | | 9 | 官文26 | 国体の本義に基づき諸政 策遂行に関する件 | 文部大臣官 房文書課 | 昭和十三 年(三) | 64 | 国策大綱決定通知。「国策大綱」あり。(63~67丁)。 | |
| | | | 10 | 10 | 官専24 | 陸軍砲工学校員外学生 ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 48 | 時局の關係上、昭14.4に依託すべき陸軍砲工学校員外学生中止、昭16.4にお いて、前記予定人員を加え、概ね平年の2倍の人員を派遣したい趣の照会 (陸軍省から)。これについて、本学では、何人まで入学方取計可能かの問い 合せ。参考資料として、最近3年における陸軍砲工学校員外学生調あり。こ れに対して、目下のところ確答しがたいが、本学では、該年に限りなるべく 受諾したい意向である旨回答。(47~52丁)。 | |
| | | | | 15 | 官専31 | 陸軍砲工学校員外学生 入学ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 35 | 昭13.4に本学に入学の陸軍砲工学校員外学生候補者氏名の通知。「昭和十三 年度東京帝国大学派遣候補者名簿」あり。5名。(35~36丁)。2.2差支なき旨 教育總監宛回答済との朱書あり。(38~40丁)。 | |
| | | | 19 | 19 | 照専7 | 大学入学志願者数調ノ 件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 85 | 昭5.2.8[発専16]標記の件についての報告依頼(至急)。報告書として、「東 京帝国大学昭和十三年度入学出願者調 二月十五日締切期日現在」あり。工 学部からの報告には、陸軍砲工学校員外学生、海軍大学、選科学生の員数明記。 (57~85丁)。 | |
| | | | | 25 | 企8 | 特殊技能者調査ニ関ス ル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(一) | 113 | 企画院次長より資源統制運用計画の設定及び遂行のため標記の件についての 照会があり、これに答えるための調査依頼。3.3附回番号の通牒も重要。本学 職員中下記のとおり調査の上、3.10までに報告。「大学(所属機関ヲ含ム) 職員中兵役関係者ニシテ特殊技能ヲ有シ余人ヲ以テ代フヘカラザル者(例、 工、医、理、農学関係ニシテ国家総動員の見地ヨリ見テ必要ナル事項ノ教授、 研究等ニ従事スルモノ)」。[特殊技能者調査票記載注意][特殊技能者調査票] | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|---------|------|----------------------------------|----------------|--------------|------------------|---|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| 昭 和 | 13 1938 | 2 28 | 官社12 | 第三十三回陸軍記念日 ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 34 | あり。調査票に記入する調査事項として「兵役関係」(陸海軍ノ別、兵種、 軍医、少尉)があり、重要。「極秘」文書。報告書として左記調査票63あり。 なお、この中には、現在応召中の者が含まれている。(36~117丁)。 | | | |
| | | 3 企8 | | 特殊技能者調査ニ関ス ル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(一) | 111 (34~35丁)。 | 昭13.2.25 [企第8] をもって照会の調査の範囲に関する疑義に答えたもの。 次の2点について明らかにしている。①調査事項ノ中「但シ陸軍省ニ於テ戦 時余人ヲ以テ代フベカラザル者トシテ調査シタル者ヲ除ク」ニ関スルモノハ 本省関係トシテハ毎年陸軍省ヨリノ依頼ニ依リ秘書課ヨリ動員計画上戦時召 集猶予者ノ件ニ関シ照会致シ居ル「陸軍予備役、後備役、第一補充兵役ニ在 ル軍人ニシテ戦時余人ヲ以テ代フベカラザル勅任文官」ヲ指スモノニシテ今 回ノ調査ヨリハ除クコト、②又昨年八月四日発秘三六〇号ヲ以テ戦時軍隊召 集猶予者ノ件ニ関シ照会セシモノハ「兵役関係者中軍事ニ直接関係アル事項 ノ研究又ハ教授ニ従事スル者」ニシテ今回モ同様調査報告ヲ要スルモノ。 「昭和十三年帝国大学及官立大学入学志願者数調(昭和十三年二月十五日第 一次締切期日現在)」の本学宛送付。(118~128丁)。 | | | |
| | | 7 (なし) | | 昭和十三年度帝国大学 及官立大学入学志願者 数調の件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十三 年(四) | 118 | | | | |
| | | 22 報6 | | 戦病死教員ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(三) | 79 | 本学教員で日中戦争に出征し戦病死した者の功績等を文部時報に掲載するた め、標記の件(原稿執筆依頼)についての本学への照会。これに対して、本 学教員応召者中には戦病死者はないとの回答。(78~80丁)。 | | | |
| | | 22 官文98 | | 時局ニ関シ執リタル措 置ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(三) | 82 | 日中戦争勃発以来、本学において実施の施設計画等の回報依頼(ない場合に も報告)。各部署からの報告書あり。医学部から、「時局ニ関シ執リタル措置 ニ関スル件」として詳細な報告書が出ている(「応召学生生徒」[授業料免除] 等の6件、重要)。(81~115丁)。 | | | |
| | | 22 発文31 | | 年報中応召者等記載方 に関する件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(三) | 116 | 毎年報告する本学年報中戦員表、嘱託員表、雇員及雇入表については、「今回ノ 支那事変ニ因リ応召中ノ者ハ当該欄ニ區別記載」願いたい旨依頼。また、「事変 ノ教育及学芸上ニ及ボシタル影響並之シカ対策トシテ施行シタル諸般ノ事項等 ハ別ニ報告ヲ求ムル場合モ可有之ニ付関係資料ニ執テハ其ノ散逸ヲ防ギ他日調 査ニ支障ヲ来ササル様御留意相成度」とある。報告書なし。(116~117丁)。 | | | |
| | | 24 国社15 | | 八統一字ノ聖旨宣明ニ 関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 124 | 昭13.4.3の神武天皇祭を機として国民精神総動員実施上の一方案として標記 の件実施決定、その要項。「国体の本義」「八統一字の精神」参照とある。な | | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|-------------|------------------------------------|---------------|--------------|-----|---|
| | | | | | | | | | | お、学校休暇中で実施不可能な場合には適当な時期にその趣旨を宣明。(124～127丁)。 |
| 昭和 | 13 | 1938 | 4 | 1 | 東大庶 第364 | 昭和十三年度入学志願 者選抜試験期日及科目 等二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 107 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告(選抜試験問題添付)。報告書として、「昭和十三年度入学者選抜試験期日及入学願書締切期日調」あり。(107～118丁)。 |
| | | | | 1 | 官社32 | 国民精神総動員天長節 奉祝二関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 128 | 標記実施要綱決定通知。「国民精神総動員天長節奉祝要綱」あり。(128～129丁)。 |
| | | | | 7 | 官普64 | 海軍記念日講演二関ス ル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 136 | 昭13.5.27の海軍記念日に際し学校団体等において記念行事挙行の場合、その 要望に応じ、海軍省より講演官派遣。その要項。講演日は、5.27、28の両日 だが、状況によっては5.26、29でも差支えないとある。東京府の場合、講演 官派遣申請先、講演官派遣先とも海軍省。(136～142丁)。 |
| | | | | 8 | 発普44 | 靖国神社臨時大祭二付 遙拜式挙行方 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 144 | 靖国神社臨時大祭につき、4.26には、学式その他適当な方法によって戦死将 兵の英霊に対して敬意を表わし、国民精神総動員の趣旨を徹底させるよう指 示。本学からは、各部部长が当該部局代表として、各学部よりそれぞれ5名 が学生代表として(学生課長引率)靖国神社に参拝。(143～144丁)。 |
| | | | | 13 | 官社49 | 靖国神社臨時大祭二際 シ全国民黙禱ノ時間設 定二関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 146 | 標記の件決定(4.26 天皇陛下御親拝の時刻を期し、午前10時15分に、全国 民各在所において靖国神社に対して1分間黙禱)、実施方依頼。(145～147 丁)。 |
| | | | | 13 | 官社49 | 健康週間二関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 148 | 標記実施要項。「現下非常時二対処シ統後国防ノ万全ヲ期セシガ為」に「国 民ノ健康ヲ増進シ体位ノ向上ニ努メ以テ人的資源ノ充実ヲ図」ることを目的 としている。名称：国民精神総動員健康週間、期間：昭13.5.17～5.23(1週 間)。また、実施要領、実施方法について指示。「健康週間実施要項」「国民 精神総動員健康週間一般の運動項目」「国民精神健康週間運動方法参考事例」 あり。参考事例の中の「心身鍛錬運動」の項目には「労力奉仕」があげられ ている。(148～155丁)。 |
| | | | | 21 | 発専56 | 国民精神総動員実施ニ 関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 327 | 標記の件に関して、実施以来現在までの実施の状況についての報告依頼。 (248～327頁)。「時局ニ関スル認識ノ普及徹底ノ件」「時局ニ対応スル学生生 徒ノ訓練ノ件」「公私生活ニ於ケル銃後後援ノ強化持續ノ件」「非常時財政経 済ヘノ協力ノ件」「資源愛護ノ件」に各項目について、報告書として、本学の 各部署の実施状況について述べた「国民精神総動員実施ニ関スル件」あり。 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|-------------|--------------------------------|----------------|--------------|-----|--|--|--|--|
| 昭和 | 13 | 1938 | | | | | | | | | |
| | 4 | 22 | 東大庶 第643 | 再入学者報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十三 年(四) | 230 | | この中で、昭和十三年六月末日現在における応召者が「職員195名、学生93名」とある。また、次の様な記載あり。「昭和十二年発專一・二二号ヲ以テ文部省ヨリノ通牒ニヨリ応召者ニ関スル報告ヲ取纏メ其ニ関スル統計等ヲ作成統統後接ニ欠ケルトコロナイヨウ最善ノ注意ヲ払フ」とある。(248～327丁)。 | | |
| | | 22 | 発專60 | 学生生徒数及退学者数 等調査ニ関スル件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十三 年(四) | 347 | | 昭13年度における標記の件の文部省専門学務局長宛報告。報告書として、「昭和十三年度再入学者調」あり。(231～247丁)。 | | |
| | | 23 | 官秘50 | 靖国神社臨時大祭に付 同神社へ先着の儀通牒 の件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十三 年(二) | 117 | | 昭13.4.26靖国神社臨時大祭につき勅任官・判任官各総代一名同神社へ先着のため、本学からは下記の者参集の依頼。東京帝国大学教授高橋明。(117～128丁)。 | | |
| | 5 | 3 | 官社41 | 第三十三回海軍記念日 ニ際シ記念行事実施ノ 件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 156 | | 第33回海軍記念日に際し、5.27前後約1週間にわたり記念行事実施。その実施計画の通知。「第三十三回海軍記念日行事計画」あり。(156～158丁)。 | | |
| | | 12 | 官普86 | 改正幹部候補生制度ノ 説明送附ニ関スル件 | 文部省普通 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 377 | | 標記印刷物別冊の送付。「改正幹部候補生制度ノ説明」(昭和十三年四月陸軍省印刷)あり。(377～378丁)。 | | |
| | | 26 | 東大庶 第869 | 学生夏季実習依頼ノ件 | 庶務課長 | 昭和十三 年(四) | 379 | | 本学工学部航空科学科学生10名を海軍航空廠において夏季実習、文部次官から海軍次官への申請方依頼。実習期間：昭13.8.11～9.10。(379～384丁)。 | | |
| | 6 | 7 | 発庶54 | 学生生徒主事会議開催 ニ関スル件 | 教育学局庶務 課長 | 昭和十三 年(一) | 383 | | 昭13.6.16～18、文部省第一会議室で開催。会議事項についての記載あり。(383～389丁)。 | | |
| | | 8 | 発專97 | 入学者及卒業生ノ最高、 最低及平均年齢調査ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 419 | | 標記の件に関する調査、報告の依頼(6.15まで)。報告書として、「入学者及卒業生ノ最高、最低及平均年齢調」(各学部別)あり。(396～420丁)。 | | |
| | | 10 | 官社84 | 支那事変勃発一周年記 念実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 165 | | 標記実施要綱の決定通知。昭13.7.7実施。「支那事変勃発一周年記念実施要綱」 町村、各種団体等協力」の下での「各種勤勞奉仕」の「実践」(要綱)が拳げられ、学務員員に関するものではないが「各種勤勞奉仕ノ実施ニ付テハ土地、業務等ノ状況ニ応ジテ適当ニ之ヲ指導スルコト」とある(前記注意事項)。(164～168丁)。 | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|-------------|-----------------------------------|----------------|--------------|-----|--|
| 昭和 | 13 | 1938 | 6 | 13 | 東大庶 第716 | 医学部医学科入学志願 者及入学者数ニ関スル 件 | 庶務課 | 昭和十三 年(四) | 328 | 標記の件に関する文部省専門学務局学務課私立学校掛宛報告。(328～331 丁)。 |
| | | | | 15 | 官普102 | 支那事变従軍者ノ在学 徴集延期ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 170 | 標記の件に関する陸軍省からの通牒(昭13.5.1「支那事变従軍者ノ在学徴集 延期ニ関スル件通牒」[陸支密第1477])の通知。これにより、兵役法第41条 による在学徴集延期者で、下記該当者は昭13年度に限り兵役法施行規則第 323条による修学に關してその実あるものと認められた。「支那事变ニ関シ在 籍学校長ノ承認ヲ得テ昭和十三年四月十五日以前ニ従軍シ引續キ本年度在学 徴集延期ヲ出願セシ者」。(169～173丁)。 |
| | | | | 22 | 発社208 | 時局ノ新段階ニ対処ス ル国民精神総動員実施 ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 174 | 昭13年度の国民精神総動員実施の基本方針の通知、およびこれに基づき適切 な方途を講じるよう指示。「昭和十三年度ニ於ケル国民精神総動員実施ノ基 本方針(昭和・一三・四・二八・閣議決定)」あり。これは、「要旨」「第一 時局ノ真相ニツキ国民ノ認識ヲ深メントスル事項」「第二 主力ヲ注グベキ 実践事項」「第三 本運動指導ニ関シ注意スベキ事項」からなり、「第二」の 中に「(九) 集团的勤勞奉仕運動ヲ強化普及スルコト」がある。(174～181 丁)。 |
| | | | | 23 | 発企74 | 学生生徒又ハ教職員ノ 組織スル学内団体ニ関 スル件 | 教学局企画 部長 | 昭和十三 年(一) | 410 | 本学において学生または教職員により組織された思想的或は研究、修養、文 芸、親睦、趣味娯楽、運動その他の学内団体の全般にわたり(学友会、校友 会等を含む)、その組織、活動状況等詳細を調査の上、報告願いたい旨依頼 (720まで)。報告書として、「学生生徒又ハ教職員ノ組織スル学内団体」あり。 (400～413丁)。 |
| | | | | 24 | 発社218 | 経済戦強調週間実施ニ 関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 183 | 国民精神総動員の実施として標記週間の実施、その要綱の決定通知。名称： 経済戦強調週間、期間：昭13.7月下旬～8月下旬の期間中、地方の実情に応じ 適当な時期を選んで実施、中央における標記に関するラジオ放送は主として 7.21～7.27(1週間)、その後も随時。実施要目中には、「生産ノ増進」が掲 げられている。「経済戦強調週間実施要綱」「経済戦対処生活実践項目」あり。 (182～186丁)。 |
| | | | | 30 | 官体23 | 国民心身鍛練運動に關 する件 | 文部大臣官 房体育課長 | 昭和十三 年(一) | 287 | 昭13.6.30、国民心身鍛練運動について文部次官通牒済。国民心身鍛練運動は この通牒の基本方針に基づくと共に、本通牒の事項に準じて運動の趣旨徹底 に力めるよう、学生生徒児童をして心身一体の鍛練を遂げさせるよう指示。 |

| | | | | | | | | | |
|-----|------|---|----|-------|---------------------|-----------|----------|---|---|
| | | | | | | | | また、夏期休業の最も適切な活用をするよう指示。「国民心身鍛練運動実施要綱」あり。(286～288丁)。 | |
| 昭13 | 1938 | 6 | 30 | 官体23 | 国民心身鍛練運動ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三年(一) | 290 | 昭13.8.1～8.20の国民心身鍛練運動実施の要綱送付、および実施方依頼。「国民心身鍛練運動実施要綱」あり。この中の「実施要目」には、「(三) 集団的勤労作業ノ奨励」(下記)があり、「実施上ノ注意」として「学校ニ於ケル集団的勤労作業ノ実施ニ当リテハ昭和十三年六月九日附文部次官通牒ニ依ルコト」が述べられている。「集団的勤労作業ノ奨励(イ) 作業ノ統制アル組織ノ下ニ勤労精神ノ涵養、体育向上ヲ目的トシテ之ヲ行フコト(ロ) 作業ハ土地ノ状況ニ応ジ軍需品ノ供出、応召家族ノ労力援助、開墾、植林、埋立、河川・堤防ノ修築、築碇、磯掃除、運動場・小公園、防空施設等ノ設置、道路ノ修繕開設等適当ナルモノヲ行フコト」。 (289～292丁)。 |
| | | 7 | 4 | 官専275 | 陸軍砲工学校員外学生教育依託に関する件 | 専門学務局長 | 昭和十三年(四) | 7 | 標記の件に関しては、時局の関係により、昭14.4に依託すべき陸軍砲工学校員外学生中止(陸軍次官通牒)。昭15以降の分は別に協議(昭16の分に関しては、昭14.2.10附[官専24]参照) |
| | | | 7 | 照専32 | 現在学生生徒ノ年齢調査ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十三年(四) | 437 | 標記の件に関する調査、報告依頼(7.15まで)。報告書として、「東京帝国大学現在学生年齢調査(昭和十三年七月一日現在)」あり。(425～433丁)。 |
| | | | 12 | 東大専80 | 航空学科学学生夏期実習ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十三年(四) | 388 | 昭13.5.26附[東大庶第880]をもって依頼の標記の件に関して、海軍省へ照会のところ(本学工学部航空学科学学生18名の夏季実習に関して、文部次官から海軍次官への申請方依頼)、了承との回答。実施に関しては、直接広海軍工廠および海軍航空廠と協議。実習期間は、8.11～9.10。(386～389丁)。 |
| | | | 13 | 発専153 | 帝都青年集団勤労奉仕ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十三年(四) | 461 | 「帝都内」における集団勤労作業運動の連絡統制を図る為、同左の実施要綱。本要綱により参加希望の向きは、7.15までに申出。「帝都青年集団勤労奉仕ニ関スル要綱」「帝都青年勤労奉仕参加申込書」「差当り実施スベキ公園関係事業案」あり。厚生文部両省の統制の下に、帝都青年集団勤労奉仕委員会(厚生省、文部省、東京府、東京市及大日本連合青年団関係者をもって組織)を設置。勤労作業内容：オリゾンピック競技場ノ建設、其ノ他適当ナル集団作業。勤労奉仕団組織：各奉仕団には団長、指導員(各小隊毎に1名以上)を置き、小隊(3分隊約60名で1小隊)、分隊、班(団員約10名で1班)に分け、学生生徒の奉仕団は各学校別に組織する。奉仕期間：各人につき、3～5日。参加申込は、大学・高等専門学校の場合には文部省専門学務局長へ。その他、参加奉仕者の一日の行事、参加奉仕団員の心得等あり。なお、公園関係事業 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原籍番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|--------|--------------------------------|-----------|----------|-----|---|
| 昭和 | 13 | 1938 | 7 | 14 | 官専305 | 大学工学部及高等工業学校ノ昭和十四年三月卒業見込者ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十三年(四) | 474 | 標記の件に関して厚生省の照会に答えるため、「学科別卒業見込者調」「別表中雇用契約又ハ雇用ノ予約ヲ為セル者ノ契約先ノ産業種別」を調査(7.10現在)の上、回報願いたい旨依頼(7.20まで)。なお、厚生省からの申越しとして、昭13.7.6「新規学校卒業生ノ雇用規制ニ関スル件」[職発第167]添付、重要(工業及鉱業に関する大学、専門学校及工業学校の卒業生の雇用規制に關しては、昭13.6.28閣議決定とある)。報告書として「東京帝国大学工学部学科別卒業見込者調」あり。表中、内訳欄に「入営見込其他就職シ得ザル者」(該当者なし)、「就職希望見込者数中既ニ雇用契約又ハ雇用ノ予約ヲラセセル者ノ数」(陸軍員外学生、海軍依託学生の員数記載あり)。(468~475丁)。 |
| | | | | 15 | 東大専79 | 航空学科学学生夏期実習ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十三年(四) | 394 | 昭13.5.31附「東大庶第912」をもって依頼の標記の件に關して、海軍省へ照会のところ(本学工学部航空学科学学生3名の夏期実習に關して、文部次官から海軍次官への申請方依頼)、了承との回答。実施に關しては、直接広海軍工廠および海軍航空廠と協議。実習期間は、8.1~9.9。(386~389丁)。 |
| | | | | 18 | 発専137 | 応召者ノ召集解除後ニ於ケル入学ノ件 | 文部次官 | 昭和十三年(一) | 193 | 「今次事変」における応召者で、召集解除後本学に入学志願の者がある場合は、「学修」に著しい支障が認められない限り戦傷による身体の異常を原因として不合格としないうよう十分配慮してほしい旨依頼。 |
| | | | | 22 | 官社116 | 国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画変更ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三年(一) | 194 | 標記の件に関する決定通知。在来の国民精神総動員は、主として事変前決定された国民教化運動に関する宣伝実施基本計画に依り施行していたが、時局に即応しないものがある等の問題点があるので、この際一切の教化宣伝を国民精神総動員に集中して国民精神総動員の単一強化を図ることとする。昭13年度における国民精神総動員実施の基本方針中主力を注ぐべき実践事項(この中に「集団的勤勞奉仕運動ヲ強化普及スルコト」が入っている)を具体化する目的をもって、国民教化運動に關する宣伝実施基本計画を変更、その内容を通知。「国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画変更ニ関スル件」あり。また、「国民教化運動ニ関スル宣伝実施基本計画(昭和十二年六月二十四日次官會議決定)」「昭和十三年度ニ於ケル国民精神総動員実施ノ基本方針(昭 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | | | | | | | | |
|----|----|------|---|---|-------|--------------------|----------------|--------------|-----|---|----|-------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|---|---|
| 昭和 | 13 | 1938 | 9 | 7 | 官文300 | 学校卒業生使用制限ニ 関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(三) | 229 | <p>標記の件に関して、厚生省職業部長より依頼があり、本学昭14年3月卒業見込者につき9.11現在で調査の上、報告の依頼(9.20まで)。その後の異動については11.1現在により調査の上、11.20までに回報。報告書として「学校卒業見込員数調」「就職志望者希望地調」「就職決定及内定員数調」あり。卒業見込員数内訳として、「陸海軍学生」(合計27名、陸3名・海24名)あり。(225～237丁)。</p> | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 7 | 昭実24 | 理、工(鉱)学科学生、 生徒ノ学資ニ関スル調 査ノ件 | 文部省実業 学務局長・ 文部省専門 学務局長 | 昭和十三 年(四) | 558 | 理、工(鉱)学科在学生で、会社工場、事業場その他父兄ではないものから学資の支給を受け、これに対して卒業後これらの会社工場、事業場またはその指定する方面に就職する義務を負う者に対する調査、報告の依頼(9月末日まで)。報告書(表)あり。「学資支給者」は「海軍」「海軍艦政本部」が圧倒的に多く、「卒業後指定就職等義務条件」としては「造兵中尉」「造機中尉」「造船中尉」「海軍関係工廠又は研究所」となっている。(539～562丁)。 | |
| | | | | | | | | | | | 12 | 官秘110 | 在郷陸軍将校の履歴事 項調査に関する件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十三 年(二) | 164 | 在郷陸軍将校の履歴事項調査に関する通牒。昭13.9.8「在郷陸軍将校ノ履歴事項調査ニ関スル件通牒」(陸普第5485)あり。(163～165丁)。 | |
| | | | | | | | | | | | 22 | 照文12 | 学生生徒ニ係ル九月末 調査事項ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(三) | 286 | 毎年9.30の調査により10.15に報告すべき標記の件についての報告依頼。報告書として、「東京帝国大学学生本籍別調 昭和十三年三月三十日現在」「東京帝国大学生徒本籍別調 同前」「東京帝国大学学生生徒本籍別表 同前」「学生生徒中外国人国籍別 同前」「東京帝国大学学生生徒調 同前」あり。(286～364丁)。 | |
| | | | | | | | | | | | 26 | 東大職 第219 | 助教授石原恵三臨時召 集の件 | 庶務課長 | 昭和十三 年(二) | 170 | 本学助教教授石原恵三、昭13.9.21臨時召集(東京第二陸軍病院に入隊)についての文部大臣秘書課長宛報告。「応召届」あり。(170～171丁)。 | |
| | | | | | | | | | | | 30 | 官文317 | 経済戦宣伝方針ニ関ス ル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 217 | 標記の件、9.15次官会議で決定の通知、および趣旨徹底方依頼。「経済戦宣伝方針 昭一三・九一五次官会議決定」あり。左記「実施要領」中の項目として「生産ノ増進」あり。(216～223丁)。 | |
| | | | | | | | | | | | 10 | 1 | 発社320 | 国民精神作興週間ニ関 スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 225 | 政府による国民精神作興週間設定の決定通知、および国民に趣旨徹底方依頼。期間：昭13.11.7～11.13(1週間)。学校では、11.10の詔書渙発記念日に「国 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|----|--------------|--|----------------|--------------|-----|---|
| 昭和 | 13 | 1938 | 10 | 10 | 官文312 | 学校卒業者使用制限ニ 関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十三 年(三) | 365 | 国家総動員法第6条の発動による学校卒業者使用制限関係法令公布、国策に 順応するため本学へのその目的達成協力依頼。 あり。(224～228丁)。 |
| | 14 | | | 14 | 官文350 | 靖国神社臨時大祭ニ際 シ全国民黙禱ノ時間設 定並ニ戦没軍人ノ慰靈 祭執行ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 231 | 標記の件に関しては、次官会議の決定に基づき要綱によりその実施方通牒済。 昭13.10.19の靖国神社臨時大祭は、臨時休業し、挙式その他適当な方法によ って護国の英靈に対して敬虔な感謝哀惜の意を表わし前記の趣旨徹底をはか るよう指示。これに伴い本学も臨時休業となる(学生生徒への告示は10.12に 出されている[東大達第12])。(229～235丁)。 |
| | 15 | | | 15 | 発秘113 | 靖国神社臨時大祭に総 代先著に関する件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十三 年(二) | 177 | 昭13.10.19靖国神社臨時大祭につき同神社へ先著の儀の通知。(176～179丁)。 |
| | 31 | | | 31 | 東大庶 第1928 | 卒業者ノ就職状況ニ関 スル件 | 庶務課長 | 昭和十三 年(四) | 564 | 昭12.10.1附[照專49]をもって照会に係わる標記の件についての文部省専門 学務長宛報告。報告書として「昭和十二年度卒業者就職状況調」あり。応召 または入営者数に関わると思われる「就職セザル者」のうち「其他」の員数 は、法医工経：0名、文：19名、理：1名、農：1名、大学院：18名、選科 生：0名、聴講生：2名。(564～589丁) |
| | 11 | | | 15 | 官社173 | 経済戦強調週間実施ニ 関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 246 | 昭13.12.15～12.21(1週間)実施。「経済戦強調週間実施要綱」の通知。 (245～249丁)。 |
| | 12 | | | 6 | 発專233 | 昭和十四年度収容予定 人員ニ関スル件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十三 年(四) | 611 | 昭4附[発專207]による標記の件の回報依頼。朱書きで、「本件ハ十二月一 日送付済ニ付其ノ旨専門学務局学務課へ電話通報ス」との書込みあり。報告 書としてあり。(590～611丁)。 |
| | 14 | | | 14 | 官專511 | 鉱工業関係学校卒業者 募集ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十三 年(一) | 253 | 「満洲国」政府より、東軍及び陸軍省を経て標記の件に関して回国政府係官 其他関係者を派遣するので、左記係官出張の際には便宜供与方願いたい旨依 頼。 |
| | 27 | | | 27 | 官秘154 | 雇傭員入営又は応召者 調査方に関する件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十三 年(二) | 264 | 本学勤務中の雇傭員で昭13.12.16現在において陸軍または海軍の部隊に入営 (入団)または応召し、現に在隊する者についての調査、回報の依頼(昭 14.1.15まで)。陸軍省からの照会。報告書として、陸・海軍別に「本学ニ勤 務中ノ雇傭員ニシテ入営又ハ応召シ現ニ在隊スル者ノ調査表」あり。(221～ 265丁)。 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概要/備考 |
|----|----|------|----|----|-------|-----------------------------------|----------------|--------------|----|--|
| 昭和 | 13 | 1938 | 12 | 28 | 官社198 | 日本精神発揚週間実施 二関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 27 | 国民精神総動員の実施要綱。昭14.2.5~2.11(7日間)、標記週間の設定。昭13.11.3の政府声明、昭13.12.22の近衛内閣総理大臣談の趣旨を国民に徹底させる方法を講ずること、とある。学徒動員関係では、「剛健ナル精神ヲ涵養スルヲメ集團的勤勞奉仕作業、団体行進、武道大会等ヲ実施スルコト」とある。(26~32丁)。 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 9 | 官実96 | 傷痍軍人職業再教育ノ 為ニ入学志願者ノ取扱 ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 34 | 標記の取扱の件についての通牒。別に、昭13.8.12附の「傷痍軍人職業再教育ノ為ニスル学資給与ニ関スル件」(「傷兵保護院発業第16」)があり、これによつて傷痍軍人に対する職業再教育を目的とする学資給与の道が拓かれ、修学の機会が得られるよう取計の依頼がなされていた。(33~37丁)。 |
| | | | | 11 | 官社9 | 第三十四回陸軍記念日 行事実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 38 | 昭14.3.10の陸軍記念日にあつて、その前後3日間の標記記念行事の実施方針。(38~39丁)。 |
| | | | | 13 | 官文4 | 学校卒業見込者調査ニ 関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 16 | 標記の件に関する厚生省職業部長からの照会に答えるため、本学昭14.3卒業見込者中学校卒業生使用制限に該当する者について、その見込状況を調査の上、1.25までに回報願いたいとの依頼。報告書として、「学校卒業見込者調査昭和十三年十二月現在」あり。入営1名、海軍委託学生12名、海軍造兵学生1名、陸軍員外学生3名。(1~17丁)。 |
| | | | | 13 | 官文5 | 学校卒業生使用制限ニ 関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 77 | 標記の件に関する厚生省職業部長からの照会に答えるため、本学昭14.3学校卒業生使用制限の学科を卒業する者で、就職が決定した場合、その都度報告書を提出願いたい旨依頼。既に就職が決定している者については一括提出。報告書なし。(73~78丁)。 |
| | | | | 23 | 閣45 | 官吏にして教育補充兵 に応召せられし者の件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十四 年(二) | 12 | 官吏で、未教育補充兵として応召され、陸軍補充令第53条によつて幹部候補生に志願し、採用された者の取扱方に関する通牒。内務次官からの照会に、内閣書記長が答えたもの。次官会議の申合せによつて改訂された陸軍補充令第53条により、一応現職を退職するのか、なるべく現職のままとするのか疑義があるのでというので照会。これに対して現職のままと回答。(11~14丁)。 |
| | | | | 26 | 発専20 | 昭和十四年度帝国官立 大学学部別入学志願者 調の件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十四 年(四) | 27 | 印刷物「昭和十四年度帝国大学、官立大学学部学科別入学志願者調」の送付。(27~36丁)。 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|-------------|------------------------------------|----------------|--------------|-----|---|--|
| 昭和 | 14 | 1939 | | | | | | | |
| | 2 | 13 | 官専36 | 満洲国開拓総局及地方 内務行政関係職員募集 二関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 41 | 標記の件に関する満洲国から関東軍および陸軍省を通じての申越、募集要綱 送付、本学卒業生ならびに本年度卒業見込者の応募方依頼。満洲国政府にお いて、日系職員約350名公募(本年度中等学校及専門学校卒業生中から)。昭 14.1.25「開拓総局及地方内務行政関係職員募集ノ件」[総人第413]あり。 (33~39丁)。 | |
| | | 16 | 照専8 | 入学志願者調二関スル 件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(四) | 82 | 本学各学部入学志願者数についての高等学校卒業生、大学予科修了者、その 他の者別調査、回報依頼。報告書として、「東京帝国大学昭和十四年度入学 出願者数調 二月十五日締切期日現在」あり。理、工学部からの報告には、 海軍大学選科学生数(△印、定員外)が示してある。(78~99丁)。 | |
| | | 3 | 6 (なし) | 医学部医学科卒業生に 関する件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(四) | 132 | 本学医学部医学科卒業生に関する調査、報告依頼。昭11年度卒業生~昭13年 度卒業見込者について、本科学生数、国内就職者、満洲国内に就職した者、 中華民国内に就職した者等の項目。(129~132丁)。 | |
| | | 7 | 発専50 | 医学部医学科ノ収容人 員 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(四) | 133 | 医科卒業生の需要に鑑み、当分の内本学医学部医学科の収容人員は、設備の 許す限り余分に収容するようとの指示。 | |
| | | 10 | 東大庶 第522 | 昭和十四年度帝国大学 及官立大学入学志願者 数調 | 庶務課 | 昭和十四 年(四) | 134 | 文部省専門学務局から配布された標記印刷物の各学部宛送付。「昭和十四年 度 帝国大学及官立大学入学志願者数調 文部省専門学務局」あり。(134~ 145丁)。 | |
| | | 30 | 東大庶 第468 | 昭和十四年度入学志願 者選抜試験期日及科目 等二関スル件 | 庶務課長 | 昭和十四 年(四) | 106 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告(選抜試験問題添付)。報告書 として、「昭和十四年度入学志願者選抜試験期日及入学願書締切期日調」あり。 (106~128丁)。 | |
| | | 4 | 13 | 官文79 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 133 | 内務省より、同省計画局編纂による「国民防空読本」および「国民防空の要 領」送付、前者については学生生徒に推薦方の依頼。(132~133丁)。 | |
| | | 14 | 発専76 | 現役又は応召学生の授 業料等免除等に関する 件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 60 | 今次事変における現役または応召の学生生徒の授業料等免除ならびに派遣応 召軍人の子弟たる学生生徒に対する授業料等免除に関する通牒は、派遣応召 軍人の戦傷病死または戦傷病のために召集解除となった場合においても、そ の子弟である学生生徒の学費支弁に困難をきたした者についても授業料等の 減免をする趣旨である通牒(60~62丁)。 | |
| | | 17 | 東大庶 第799 | 昭和十四年九月末生徒 調二関スル件 | 庶務課 | 昭和十四 年(三) | 124 | 標記の件に関する文部大臣官房秘書課長宛報告。報告書として「東京帝国大 学生徒本籍別人員調(昭和十四年九月三十日現在)」(臨時附屬医専は別表と して作成してある)あり。朝鮮、台湾、中華民国等からの出身者数明記。 (124~131丁)。 | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | | | | | | | |
|----|----|------|---|----|-------|----------------------------|--------|----------|----|---|----|----------|----------------------|------------|----------|-----|---|
| 昭和 | 14 | 1939 | 4 | 18 | 官文107 | 靖国神社臨時大祭二際シ全国民黙祷ノ時間設定ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 67 | 満洲事変ならびに支那事変において戦没した護国の英霊合祀のため靖国神社臨時大祭挙行、4.25 天皇陛下靖国神社行幸 御親拝の時刻当日10時15分に、教職員学生生徒は、靖国神社に対し1分間黙祷の旨通知。なお、当日は臨時休業。(63~68丁)。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 22 | 官秘39 | 靖国神社臨時大祭に総代先著に関する件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十四年(二) | 135 | 昭14.4.25の靖国神社臨時大祭に、勅任官、委任官総代一人同神社へ先著につき、本学からは以下の者が参集。勅任官総代：東京帝国大学教授横山勝任、(委任官総代)：体育研究所技師吉田章信。(131~137丁)。 |
| | | | | | | | | | | | 24 | 官社55 | 国民精神総動員新展開ノ基本方針ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 77 | 標記の件、閣議決定につき実施方依頼。「国民精神総動員新展開の基本方針」があり、「趣旨」「綱領」「実施要項」「実施上特に留意すべき事項」からなる。(76~83丁)。 |
| | | | | | | | | | | | 26 | 官文5 | 学校卒業者使用制限ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十四年(三) | 80 | 標記の件に関わって、各工場、事業場、事務所等で往々使用の許可がある以前に、当該学校卒業者の採用予約をする向きがあるが、就職上の混乱を招くばかりでなく、本制度の運営上にも支障があるので、その許可がある前に各事業所等より個々の卒業者の採用予約に関し交渉等があっても応じないよう指示(厚生省職業部長からの依頼)。なお、昭14年度は、大体9月中に使用の許可または不許可の指令をする予定。 |
| | | | | | | | | | | | 26 | 東大庶第945 | 再入学報告ノ件 | 総長 | 昭和十四年(四) | 194 | 昭14年度における標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。報告書として、「昭和十四年度再入学調」あり。(194~211丁)。 |
| | | | | | | | | | | | 5 | 照専24 | 学生生徒数及退学者数等調査ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十四年(五) | 61 | 本学入学志願者、入学者、現在学生生徒数、卒業者数および退学者数を調査の上、5月末日までに報告願いたい旨依頼。報告書として、「東京帝国大学各学部入学志願者、入学者、学生、生徒及卒業者数調」、「東京帝国大学各学部入学志願者及入学者学歴別調」、「自昭和十三年四月至昭和十四年三月退学者数調」あり。外国人数(×印、内数)、委託学生数(△印、内数)明記。(10~62丁)。 |
| | | | | | | | | | | | 8 | 東大庶第1025 | 医学部医学科卒業者調査の件 | 庶務課 | 昭和十四年(五) | 3 | 標記の件、文部省専門学務局宛報告。「医学部医学科卒業者状況調」あり。昭12.3卒業者：卒業者数132名、卒業後の状況は「現役二服スル者」16名、「応召シタル者」13名、「其他」103名。昭13.3卒業者：卒業者数129名、卒業後の状況は「現役二服スル者」62名、「其他」67名。(3~6丁)。 |
| | | | | | | | | | | | 15 | 官社66 | 時局認識徹底方策及物 | 文部次官 | 昭和十四 | 90 | 標記の件、閣議決定につき実施方依頼。「時局認識徹底方策」(昭・一四・ |

| | | | | | | | | | 四・二七国民精神総動員委員会決定に基づく昭・一四・四・二八・閣議決定)、「物資活用並に消費節約の基本方針」(同前)あり。(89~98丁)。 | |
|---|----|------|----|----|----------|---------------------------|------------|----------|---|---|
| 昭 | 14 | 1939 | 6 | 9 | 官社80 | 支那事变勃発二周年記念実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 126 | 標記実施要項決定通知。昭14.7.7実施。①当日正午、全国民は各々在所において戦没将兵の英霊を追悼し、出征将兵の武運長久を祈願、②「支那事变一周年ニ当リ下賜セラレタル勅語」の奉読式挙行、③国民精神総動員綱領(昭和十四年四月十一日閣議決定「国民精神総動員新展開の基本方針」中の綱領)の趣旨徹底。(126~127丁)。 |
| | | | | 23 | 官文168 | 学校卒業生使用制限ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十四年(三) | 117 | 標記の件に関する厚生省職業部長からの依頼に答えるため、昭14.6.1現在における本学明年三月卒業見込者について調査の上報告の依頼(6月末日まで)に回報。報告書として、「卒業見込者員数調」(この表中の「現職者」とは陸軍砲工学校員外学生及び海軍大学選科学生で6名、「其ノ他」とは海軍委託学生で30名)、「就職希望者就職希望地調」、「就職ニ関シ特殊事情アル者ノ調」、「卒業見込者中現職者調」(これについては陸軍5名、海軍1名)、「卒業見込者中給費生調」あり。(105~109丁)。 |
| | | | | 23 | 東大庶第1523 | 臨時附属医学専門部昭和十四年度入学者姓名等報告の件 | 庶務課長 | 昭和十四年(五) | 206 | 本学臨時附属医学専門部昭和十四年度入学者姓名並出身学校調に関する文部省専門学務局長宛報告。報告書として「昭和十四年度東京帝国大学臨時附属医学専門部入学者氏名」あり。(206~210丁)。 |
| | | | 7 | 3 | 官文190 | 昭和十四年度第二次東部防空訓練ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 135 | 標記の件に関し、関係府県知事に対して別紙要綱に基づく防空訓練を命じられた旨内務次官から通知あり、各所在地の実情に応じ今次訓練に即応するよう適宜訓練実施の依頼。「昭和十四年度第二次東部防空訓練要綱」あり。訓練期日 7.18~7.20。(134~142丁)。 |
| | | | 7 | 7 | 発文112 | 青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 112 | 標記の件に関しては、すでに昭14.6.6附[発文112]をもって通牒済、実施上の留意事項を通知。毎年5.22に青少年学徒ニ賜ハリタル勅語の奉読式を挙行。男子中等学校以上においては、学生生徒の分列式を挙行(女子の学校、小学校の上級においても)。また、各学校等にあつては当日それぞれ神社参拝、武道演練、作業訓練(防空または非常変災訓練を含む)等実情により適宜実施することある。本学では、昭14.5.27 職員学生全員、運動場に集合し勅語奉読式挙行。(110~118丁)。 |
| | | | 10 | 10 | 発秘47 | 学校職員の滿洲北支支彙疆地方出張に関する件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十四年(二) | 144 | 昭14.6.13附[発企15]、同年6.14[発企18]をもって興亜青年勤労報国隊滿洲北支支及彙疆派遣に関する件通牒済のところ、学校教職員等は、滿洲においては既に計画あるものはこれを実施し、北支及び彙疆地方は研究調査上特に |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|-------|-----------------------|--------------|----------|----------|---|--|----------|----------|--|
| 昭和 | 14 | 1939 | 7 | 21 | 官文213 | ノモンハン事件取扱の件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十四年(三) | 282 | 重要と認められる者に限り出張との指示。(143～144丁)。「ノモンハン」付近日満軍と「ソ」外蒙軍との衝突事件については、支那事変に準じて取扱うことに閣議決定。 |
| | | | | 27 | 発社216 | 陸軍現役将校配属令施行十五年記念記録映画ノ件 | 文部省社会教育局長 | 昭和十四年(一) | 361 | 標記記念事業として、全国青少年学徒代表の文部、陸軍、海軍三省の合同査閲の際御親閲拝受の実況を謹写した映画。(330～332丁)。 |
| | | | | 8 | 1 | 官社97 | 公私生活ヲ刷新シ戦時態勢化スルノ基本法策並勤労ノ増進体力ノ向上ニ関スル基本方策ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 144 |
| 3 | 官文155 | 国又八道府県ニ於ケル従業員ノ雇入ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十四年(三) | 288 | 標記の件(従業員雇入制限令第1条に該当する従業員の雇入)については、現在または従前の使用者において異議なきことを確かめることに決定(ただし、職業紹介所の紹介により、又は、職業紹介所長に協議して雇入れる場合は除く)。以上、国家総動員法第6条に関わるもの。(288～289丁)。 | | | | |
| | 22 | 官社109 | 興亜奉公日設定ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四年(一) | 164 | 興亜奉公日設定決定、内閣告諭発令につき、その趣旨を体し実践躬行するよう通知。「文部省ニ於ケル興亜奉公日実践事項」(昭和十四年八月十八日国民精神総動員文部省実行委員会決定)、「興亜奉公日の実施項目」(国民精神総動員中央連盟)、「興亜奉公日設定ニ関スル件」(昭和十四年八月八日閣議決定)あり。昭14.9より実施し事変中継続。毎月一日が興亜奉公日、国民精神総動員委員会決定の「国民生活綱要」の趣旨遵守励行。本学各部署の実施事項あり。(151～196丁)。 | | | |

| | | | | | | |
|----|------------|------------------------------|----------------|--------------|-----|---|
| 23 | 庶第195 6 | 将校臨時派遣ノ件 | 総長 | 昭和十四 年(一) | 148 | 本学教練野営実施のため、以下の通り将校臨時派遣方近衛師団長へ申請。人員：尉官7名。期間：第一次は、8.28～9.22、第二次は、10.28～11.10。経費：本学負担。これに対し申請の通り認可。「教練指導将校連名簿」あり。(148～150丁)。 |
| 9 | 4 | 官実112 満洲国日系獣医候補者募集ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(五) | 272 | 標記の件に関する陸軍次官からの申出の通知および本学学生の応募依頼。獣医軍官候補者約20名募集。採用発令は昭15.3中旬(仮採用者の発令は昭14.12下旬)。採用者は、昭14.4.1新京陸軍獣医学校へ獣医軍官候補者として入校(約4か月間軍事訓練を受けた後任官)等。なお、採用後日本軍徴兵適齢者は、徴兵検査を受けて合格した場合、日本軍へ入営し、除隊後満軍へ入ることとなる。(272～281丁)。 |
| 11 | 官社108 | 統後後援強化週間実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 200 | 国民精神総動員運動の一環として統後後援強化週間実施に関する通牒で、特に学校及び学生生徒に関する事項については特に実施徹底方配慮願いたい旨述べている。昭14.10.3～10.9(7日間)。「統後後援強化週間実施大綱」(昭一四、八、一〇次官會議決定)あり(199～203丁)。 |
| 14 | 官專275 | 陸軍砲工学校員外生教育方ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(五) | 289 | 昭15年度の標記の件に関する陸軍省からの照会(本学教育方委託の是非)に對する取計依頼。13名の申出に對して、工10名、理2名、合計12名の入学差支えなしとの本学回答。(284～291丁)。 |
| 19 | 官文268 | 部隊ノ復員等ニ際シ宿營ノ為学校校舍貸与ニ関シ便宜供与ノ件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 204 | 標記の件に関し、陸軍次官からの照会(昭14.9.1附「陸支密第3100」)が「あつたことの通知および便宜供与方申出があつた時には、配慮願いたい旨依頼。」「学業ニ著シキ支障ヲ来サル範囲」内で、「一回概ネ二週間ヲ限度トシ」て諸学校校舍を宿營のために拜借したいので、同意の上はその旨関係手に通牒願いたいとの照会。 |
| 25 | 官社118 | 日曜日ニ際会セル興亜奉公日ノ実施方針ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 206 | 標記の件については、出勤、出校に及ばず、休日としての興亜奉公日を意義あらしむるよう努め、家庭人として、又市長村民として、国民生活綱要の趣旨を遵守励行することに決定。「日曜日ニ際会セル興亜奉公日ノ文部省関係実施事項」(昭和統四年九月十五文部省実行委員会決定)あり。(205～207丁)。 |
| 25 | 官文271 | 時局照応政治的、社会的態勢促進の基本方針ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 438 | 昭14.9.7国民精神総動員委員会において企画決定した標記方策の送付(参考のため)。「時局照応政治的、社会的態勢促進の基本方針(昭一四・九・七国民精神総動員委員会決定)」あり。「一、政治的総合的強化」「二、国論の統一強化」「三、議會機能の戦時態勢化」「四、国民諸組織の戦時態勢化」 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 善年度など | 丁数 | 内容概要/備考 |
|----|----|------|----|----|-------|--|----------------|--------------|-----|--|
| 昭和 | 14 | 1939 | 9 | 29 | 昭專1 | 応召者数調ニ関スル件 | 文敬省専門 学務局長 | 昭和十四 年(五) | 303 | 「五、産業経済組織の戦時態勢化」「六、公私生活の戦時態勢化」からなる。 (438～439丁)。 |
| | | | 10 | 11 | 昭文9 | 学生生徒ニ係ル九月末 調査報告方ノ件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 519 | 標記の件に係わる昭14年度報告(昭13.9.22附[昭文12]により調査の上)の 提出依頼。なお、本件調査の際は送付済の「学生生徒卒業者入学者」(昭和 十三年九月三十日調)参照のこととある。報告書として、「東京帝国大学学 生本籍別調 昭和十四年九月三十日現在」「同生徒本籍別調 同」「同学生生 徒本籍別別表 同」「学生生徒中外国人国籍別 同」「東京帝国大学学生生徒 調 同」あり。樺太、朝鮮、台湾、中華民国、満洲国等からの出身者数明記。 (445～519丁)。 |
| | | | | 13 | 官文282 | 学校卒業者就職調整ニ 関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 81 | 標記の件に関して、使用目的の目的達成のための協力依頼。 |
| | | | | 16 | 官文305 | 靖国神社臨時大祭ニ際 シ全国民黙禱ノ時間設 定ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 212 | 標記の件決定についての通知、実施方配意依頼。昭14.10.20(午前10時15分 全国民黙禱)、当日は臨時休業とし、適当な方法によって護国の英霊に対し 敬虔なる感謝哀悼の意を表わすこととある。(211～215丁)。 |
| | | | | 18 | 官秘172 | 靖国神社臨時大祭に総 代先著に関する件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十四 年(二) | 180 | 昭14.10.20の靖国臨時大祭に、同神社へ先著の儀あり、本学への兼任官、奏 任官総代参集の依頼。本学からの参集者氏名不明。(179～189丁)。 |
| | | | | 18 | 官社151 | 明治節奉祝並国民精神 作興ニ関スル詔書換発 記念日実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 231 | 昭14.11.10。「明治節奉祝要綱」(昭一四・一〇・五次官会議決定)、「国民精 神作興ニ関スル詔書換発記念日要綱」あり。(230～233丁)。 |
| | | | 11 | 2 | 官文317 | 学校卒業者使用制限ニ 関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 104 | 標記の件に関して、本学における学校卒業生使用制限令第一条指定学科の昭 14.10末日現在における明年3月卒業見込者につき調査の上報告の依頼(11.7 までに回報)。報告書として「学校卒業見込者調 昭和十四年十月六日現在」 「大学院在学満期(十五年四月)者調 昭和十四年十月末現在」あり。海軍 学生27名、陸軍学生4名、陸軍見習士官(志願中)2名、海軍大尉(海軍大 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|----|---------------------|------------------------------------|----------------|--------------|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| 昭和 | 14 | 1939 | 11 | 7 | 官社155 関スル件 | 経済戦強調運動実施二 関スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 251 | 標記の件実施要綱の通達。昭14.12.1～12月末日(12月の興亜奉公日には経済戦強調運動の趣旨徹底)。「経済戦強調運動要綱」(昭一四・一〇・二六次官會議決定)あり。欧州戦争勃発を契機に出された通牒。「欧州戦局の推移に耳目を奪われることなく、益々綜合国力の發揮」に努力をしなければならぬとある。食糧増産運動(勤労奉仕)につながるべくとして、実施事項「3.「戦時食糧充実運動方策」に従って特に米の消費節約を励行すること」とある。(250～253丁)。 | |
| | | | | 7 | 官社156 スル件 | 戦時食糧充実運動二関 スル件 | 文部次官 | 昭和十四 年(一) | 255 | 標記の件方策の通達。「戦時食糧充実運動方策」(昭和一四・一〇・二六)あり。国民運動によって、特に米穀の消費を節約し、その需給関係を調節しようとするもの。(255～256丁)。 | |
| | | | | 11 | 東大庶 第2289 スル件 | 卒業者ノ就職状況二関 スル件 | 庶務課 | 昭和十四 年(五) | 305 | 昭12.10.1附[昭専49]の照会に係わる標記の件の文部省専門学務局長宛報告。報告書として、「昭和十三年度卒業生就職状況調」、「総計表」あり。また、理学部からの報告には、就職先を記載した名簿があり、陸海軍関係就職先としては、陸軍造兵廠東京工廠、海軍兵学校囀託、霞ヶ浦海軍航空隊飛行予科練習部囀託、海軍水路部、呉海軍工廠砲頭部附海軍造兵中尉、海軍造兵中尉、海軍航空隊、陸軍氣象部、以上各1名、陸軍将校2名。なお、応召または入営中と思われる「就職セザル者」のうち「其他」の人数は、法・医・工・理・経は0名、文9名、農1名、大学院4名、総計14名(305～340丁)。 | |
| | | | | 17 | 発売94 | 実業学校及実業専門学 校卒業生ノ上級学校進 学二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(五) | 385 | 実業専門学校卒業生中上級学校進学希望者が増加しているが、実業学校卒業生はなるべく多数産業界に送出するのが最も緊要と認められるので、左記の者の本学入学志願者に対しては、この趣旨を尊重して考慮したい旨通牒(385～387丁)。 | |
| | | | | 18 | 照文10 | 大学院学生調査二関ス ル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十四 年(三) | 532 | 本学大学院在学者中、工学関係事項攻究の者で昭15.3および昭15.4に在学満期となる者を調査の上、回報願いたい旨依頼。報告書あり。(526～533丁)。 | |
| | | | | 20 | (なし) | 集団勤労作業徹底のた めの印刷物送付の件 | 文部省教育 調査部長 | 昭和十四 年(五) | 386 | 集団勤労作業趣旨徹底のための「集団勤労作業ノ概況」送付。印刷物なし。 | |
| | | | | 24 | 東大專 83 ル件 | 応召学生ノ取扱二関ス ル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年(五) | 357 | 昭14.11.9附[東大庶第2467]申請の標記の件、下記応召学生の昭15.3卒業承認の申出に対して、申出の通処理差支なしとの回答。獣医学科3学年学生平口正雄：昭13.9.15応召、昭14.3.15除隊、その間休学、除隊と同時に復学。修 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|---|----|----------------|---------------------------------------|----------------|---|-----|--|
| | | | | | | | | するものとして、「二、戦時生活の推奨（興亜生活の建設）」の中に、「（三）戦時食糧の充実確保（増産並びに節米等の徹底の実践）」がある。（1～9丁）。 | | |
| 昭和 | 15 | 1940 | 1 | 22 | 東大専 業二関スル件 | 徴兵猶予満期学生ノ卒業 二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十四 年（五） | 411 | 昭14.12.26附「東大庶第2867」をもって申越の下記の件について、差支なしとの回答。幹部候補生として入営となった下記本学工学部在学徴集猶予満期学生の昭15.3卒業（昭14.12.12文部省の専門学務局長の通牒による）承認方取計依頼。工学部鉱山及冶金学科3学年生種田徹郎、工学部建築学科3学年生坂田新一。（410～420丁）。 |
| | | | | 25 | 東大庶 第141 | 昭和十五年度帝国大学 官立大学学部学科別入 学志望者調送付ノ件 | 庶務課 | 昭和十五 年（四） | 22 | 標記印刷物の文部省専門学務局からの配布。（22～31丁）。 |
| | | | | 25 | 発実7 | 産業報國精神特別講義 二関スル件 | 文部次官 | 昭和十五 年（四） | 57 | 国力の充実、特に生産力の拡充に邁進すべき秋にあたり、将来産業界の指導者たるべき学生生徒に対して産業報國の精神を徹底させることが喫緊の要務だといふので、産業報國精神特別講座のために講師派遣が決定したとの通知、および実施の協力要請。本学における講義予定日の報告依頼。講義題目：産業報國精神、講師：河原田稼吉、期日：二月中、講義時間：約2時間、聴講者：主として、卒業前の学生生徒（法、経、工、農）等。本学からは、2.17（午後1時～3時）実施と回答。工、農、経各学部学生課共同主催。於大講堂。（54～58丁）。 |
| | | | 2 | 1 | 東大専3 業二関スル件 | 徴集猶予満期学生ノ卒業 二関スル件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十五 年（四） | 14 | 本学工学部在学下記学生の標記の件の本学からの申越に対して、卒業差支なしとの回答（13～19頁）。工学部鉱山及冶金学科（鉱山専修）三学年生沢井春三。昭15.3.1幹部候補生として入営、在学期間三か年に満たないが2月末日までには本学卒業の資格を得る見込があるため、昭14.12.12附の文部省専門学務局長の通牒により明年3月卒業。（13～19丁）。 |
| | | | | 8 | 東大庶 第258 | 昭和十五年度入学志願 者ニ交付スベキ印刷物 二関スル件 | 庶務課 | 昭和十五 年（四） | 44 | 標記印刷物の文部省専門学務局宛送付。（44～53丁）。 |
| | | | | 14 | 官文41 | 学校卒業者ノ就職調査 二関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十五 年（三） | 57 | 本学下記学科の昭14.3卒業者の就職先についての厚生省職業部長からの照会に答えるため、標記の件について調査の上、2.26までに提出してほしい旨依頼。理：全学科（陸軍造兵工廠東京工廠、海軍兵学校嘱託、霞ヶ浦海軍航空隊飛行予科練習部、海軍水路部、横須賀海軍工廠光学実験部、呉海軍工廠、 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|---------|----------------------------|------------|----------|-----|---|--|--|--|
| 昭和 | 15 | 1940 | | | | | | | | | |
| | 3 | 12 | 官文70 | 国道府県ニ於ケル学校卒業者採用状況ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十五年(三) | 79 | 学校卒業者使用制限令による標記の件に関し、昭15学校卒業者配当員数中未採用員数についての厚生省職業部長からの照会(就職調整上の必要という理由)に答えるため、本学未採用員数について至急報告願いたい旨依頼。「昭和十五年学校卒業者未採用員数調(三月一日現在)」あり。(75~79丁)。 | | | |
| | | 20 | 官社30 | 四月ノ興亜奉公日強調週間ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十五年(一) | 76 | 昭15.4は、昭和十五年国民精神総動員実施要領に基づき戦時経済道徳の確立の徹底に重点を置き、以て戦時生活の強力な推進に邁進するように指示。(75~77丁)。 | | | |
| | 4 | 6 | 官普50 | 海軍記念日講演ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十五年(一) | 84 | 昭15.5.27の第三十五回海軍記念日に学校団体等で記念行事挙行の場合は、海軍省から講演官を派遣するという申越があったとの通知、およびその要項。昭15.3.1附「海軍記念日講演ニ関スル件照会」(官房第1014丁)あり。(83~88丁)。 | | | |
| | | 6 | 東大庶第465 | 昭和十五年入学志願者選抜試験期日及科目等ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十五年(四) | 114 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告(選抜試験問題添付)。報告書として、「昭和十五年入学者選抜試験期日及入学願書締切期日調」あり。(114~175丁)。 | | | |
| | | 12 | 雑215 | 軍人援護会講習修了者採用に関する件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十五年(二) | 344 | 恩賜財団法人援護会東京支部は、昭14.12より、軍人、遺族、家族に対して生業補導の一端として「クイビスト」を養成、昭15.4.22講習修了者からの採用協力依頼(同会東京支部長)。(343~344丁)。 | | | |
| | | 15 | 東大達5 | | 総長 | 昭和十五年(一) | 92 | 昭15.4.25は、靖国神社臨時大祭のため臨時休業との学生生徒宛通達。(90~97丁)。 | | | |
| | | 19 | 官文121 | 靖国神社臨時大祭ニ際シ全国民黙祷ノ時間設定ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十五年(一) | 94 | 昭15.4.25の靖国神社臨時大祭に際し、全国民黙祷の時間を設定することに決定。その実施依頼、および臨時休業の上適当な方法によって護国の英霊に対して敬虔な感謝哀惜の意を表わすよう指示。(90~97丁)。 | | | |
| | | 23 | 官秘50 | 靖国神社臨時大祭に先著の件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十五年(二) | 346 | 標記の件について、本学では、勲一等の名誉教授(小野塚、井上、真野)宛に写が送付あるいは電話連絡されている。昭15.4.9附の通牒「靖国神社臨時大祭祭式次第並先著ノ件」(陸支普第687丁)あり。(345~350丁)。 | | | |
| | | 24 | 東大庶第775 | | 庶務課長 | 昭和十五年(一) | 89 | 昭15.4.29の天長節祝日に際しては、宮中喪中につき式典は差し控えるように依命通知。 | | | |
| | 5 | 6 | 発専94 | 昭和十五年入学志願者及入学者ノ学歴別調 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(四) | 310 | 本学における各学部別標記の件についての調査報告依頼。報告書として「昭和十五年入学志願者及入学者ノ学歴別調」あり。外国人(×印)、陸海軍委託学生(△印)の数明記(内数)。(294~311丁)。 | | | |
| | | 8 | (なし) | 昭和十五年九月未現在 | 文部大臣官 | 昭和十四 | 140 | 昭14.9未現在による学生生徒本籍別調の再調の依頼。報告書として、「昭和十 | | | |

| 元号 | | 西暦 | | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|-------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-------|---|---------|
| 昭和 | 15 | 1940 | 5 | 11 | 発専89 | 学生数調の件 学生生徒ノ在学年輪調 | 房文書課 文部省専門 学務局長 | 年(三) 昭和十五 年(四) | 333 | 四年九月末調 学生生徒本籍別」等あり。(140~147丁)。 学生生徒の兵役に関する必要上、本学昭15.4の入学者について、昭15.1.1~12.31の期間において別紙様式による当該年齢に相当する者を調査の上、5.25までに回報願いたい旨依頼。調査対象年齢：満19才未満、満19才、満20才、満21才、満22才、満23才、満24才、満25才、満26才、満27才以上。甲：1.2~4.1に出生した者、乙：4.2~12.1に出生した者、丙：12.2~1.1に出生した者。徴兵検査終了者は○印(外数)、朝鮮人・台湾人は△印、外国人は×印として入学者数として計上。報告書あり。本科生の徴兵検査終了者は、満22才：乙4名、満23才：甲4名、乙7名、満24才：甲4名、乙8名、満25才：甲3名、乙5名、満26才：乙8名、満27才以上：14名。臨時附属医学専門部は、満24才：丙1名のみ。(312~335丁)。 | |
| | | | | 18 | 官普108 | 海軍記念日宣伝普及ニ協力ノ件 | 文部次官 | 昭和十五 年(一) | 102 | 昭15.5.27前後約一週間、海軍記念日に際し海軍省において記念行事実施するにあたり、標記の件に関して海軍省所管本学地域機関から申出があった場合に本学職員学生生徒等の協力方依頼。(101~102丁)。 | |
| | | | | 21 | 照専30 | 学生生徒数及退学者数等調査ニ関スル件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十五 年(四) | 378 | 本学の入学志願者、入学者、現在学生生徒数、卒業者数、退学者数を調査(昭15.5.1現在)の上、6月末日までに報告願いたい旨依頼。報告書として、「第一表 東京帝国大学各学部入学志願者、入学者、学生生徒数及卒業者数調」「第二表 昭和十四年四月至昭和十五年三月 退学者数調」あり。外国人(×印)、外国人女子(×○印)、委託生(△印)の数明記(内数)。(336~384丁)。 | |
| | | | | 22 | 東大庶 第630 | 再入学者報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十五 年(四) | 203 | 昭15年度の標記の件についての報告。該当者16名。昭11.3.24附の通牒「再入学報告ノ件」(【照専22】)に基づく。(203~219丁)。 | |
| | | | | 3 | 官文181 | 学校卒業者使用制限ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十五 年(一) | 104 | 昭14.4.26附【官文5】により、工鉱関係学校卒業生使用許可前に卒業見込者の採用予約をしないよう通牒したが、関係業者の中にはそれを守らない者がある事態に対処して、使用許可前において卒業見込者推薦方の申込みに絶対に応じることなく、また、学生生徒の個々の採用予約に関する交渉等に応じないよう指示。なお、昭15年度の使用許可の時期は、大体11月中旬の見込の予定が、昭15.10.31附【官文380】によって12月上旬に変更。(103~106丁)。 | |
| | | | | 15 | 官社75 | 支那事变勃発三週年行事ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十五 年(一) | 116 | 昭15.7.7支那事变勃発三週年に相当するので、標記の行事の実施方法につき要綱を通知およびこの機会に学生生徒に聖戦完遂に邁進する精神力を振作さ | |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|--------------|------------------------------------|------------------------------|--------------|---|---|
| | | | | | | | | せる適当な方法を講じて将来に対する覚悟を新たに示すように指示。「支那事変勃発三周年行事実施要綱」には、実施例として「勤勞奉仕ノ実行」「防空防火訓練」等が掲げられている。(115～119丁)。 | |
| 昭和 | 15 | 1940 | 6 | 官社69 | 興亜奉公日徹底方策二 関スル件 | 文部次官 | 昭和十五 年(一) | 108 | 興亜奉公日の趣旨徹底に関し、国民精神総動員理事会においてその方策が決定されたので趣旨徹底を計るよう依命通牒。(107～111丁)。 |
| | | | 7 | 昭実21 | 実業学校及実業専門学 校卒業生ノ上級学校進 学ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長・ 実業学務局 長 | 昭和十五 年(四) | 466 | 標記の件に関しては昭14.11.17附「発実94」をもって通牒済、その実施状況を昭15.7.15までに報告願いたいとの依頼。報告書として、「第一表 本学入学者中実業専門学校卒業生数調 東京帝国大学／東京帝国大学臨時附属医学専門部」、「第二表 昭和十五年度入学者中実業専門学校卒業生出身学校調 東京帝国大学臨時附属医学専門部」あり。(459～467丁)。 |
| | | | 11 | 官文245 | 工、航関係学校卒業生 込者ニ関スル調査ノ件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十五 年(三) | 273 | 標記の件に関して厚生省職業部長から依頼があったので、これに答えるため、昭15.7.1現在の本学明年3月卒業見込者について調査の上、7.25までに回報願いたい旨依頼。7.20附の同番号の通牒により、回答締切り期日変更、調査票中第一表は7.31、第二表以下は9.10となる。報告書として、「卒業見込者員数調」(第一表)、「外地外国就職希望者、就職希望地調」(第二表)、「卒業見込者中現職者調」(第三表)、「就職ニ関スル特殊事情アル者ノ調」(第四表)あり。第一表には、陸海軍学生および委託学生員数は「其ノ他」として明記。また、「追記」として、応召中の者4名明記。(266～282丁)。 |
| | | | 20 | 東大職 雑第440 | 軍人援護会養成タイピ スト採用に関する件 | 庶務課長 | 昭和十五 年(二) | 398 | 文部大臣秘書課長からの標記申越の移牒。恩賜財団軍人援護会東京支部における第二回タイピスト養成者(講習会は8月中旬終了予定)の採用協力依頼。(398～399丁)。 |
| | | | 7 | 官専208 | 東亜学校高等科卒業生 大学入学方ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十五 年(五) | 21 | 標記の件に関して昭15.8.7附「文省令第35」をもって公布、今後東亜学校高等科の卒業生の大学入学に関しては高等学校高等科卒業生と同様の取扱をすることになったとの依命通牒。なお、東亜学校は、「東亜友邦ノ留学生ニ対シ主トシテ日本語ヲ教授シ諸種ノ學術ヲ修得セントスル者ノ為ニ其ノ予備教育ヲ施ス」ことを「目的」に設立されたもの(「東亜学校学則」第一章総則第一条)。「昭和十五年十月二十九日評議会記事要旨」中からの抜粋「一、東亜学校高等科卒業生大学入学方ニ関スル件」あり。(4～29丁)。 |
| | | | 15 | 発実75 | 支那事変関係忠魂碑、 表忠塔等建設ニ関スル 件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十五 年(五) | 30 | 標記の件に関して適用法令を遵守して、爾今勵行する旨通牒する。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|----|----------|----------------------------|-----------|----------|-----|--|
| 昭和 | 15 | 1940 | 10 | 15 | 官専316 | 医学校ノ附属病院及医学校卒業生ノ動向ニ関スル調査ノ件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 68 | 厚生省の照会に応じるため、標記の件に関して調査の上、11.10頃までに回報願いたいとの依頼。報告書として「医学校卒業生ノ卒業後ニ於ケル動向ニ関スル調査」(「医学校附属病院ニ関スル調査(昭和十五年九月末日現在)」あり。ただし、応召者数の記載なし。(59~70丁)。 |
| | | | 11 | 6 | 照専13 | 卒業生ノ就職状況ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 151 | 昭12.10.1附[照専49]による標記の件(報告期限10月末日)についての回報依頼。報告書として、「昭和十四年度卒業生就職状況調査」あり。「就職セザル者」の内、お応召または入営者を含むと思われる「其他」は、医1名、工2名、文5名、大学院6名、合計14名。(126~151丁)。 |
| | | | | 6 | 東大庶第2079 | 学生生徒ニ係ル九月末調査ノ件 | 庶務課長 | 昭和十五年(三) | 400 | 標記の件に関する文部大臣官房文書課長宛昭15年度報告(昭14.10.11附[照文9]による照会)。報告書として、「学生生徒本籍別人員調査(昭和十五年九月三十日現在)」(樺太、台湾、朝鮮、中華民国、満洲国、米國、独逸等出身者数明記)、「学生生徒学科別人員調査(昭和十五年九月三十日現在)」(外国人数明記)あり。(400~468丁)。 |
| | | | | 9 | 照専5 | 応召者数調査ノ件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 159 | 標記の件についての回報依頼(11.25まで)。報告書として、「応召者数調査(昭和十五年十月末日現在応召中ノ者)」あり。また、「支那事変陸海軍応召者官職別調査」、「応召学生数調査(昭和十五年十月三十一日現在)」があり、後者には、応召者数の内訳として「応召中ノ者」「即日被帰郷者」「召集被解除者」「戦(傷、病)死者」がわかるようになっていいる。学生生徒：本科51名、選科別科其他45名、合計96名。(152~159丁)。 |
| | | | | 25 | 発専223 | 学校教職員需要員数ニ関スル調査 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 186 | 学校教職員需給計画に必要につき、標記の件につき調査の上、11月末日までに回報願いたいとの依頼。報告書あり。(165~188丁)。 |
| | | | | 27 | 東大庶第2357 | 昭和十六年度学生生徒収容予定人員報告ノ件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 100 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。(100~125丁)。 |
| | | | | 29 | 発専194 | 修練組織強化に関する団則の件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 46 | 帝国大学総長会議で協議した修練組織強化に関する問題について、団則が草案の上は、予め文部省に協議願いたい旨依頼。 |
| | | | 12 | 4 | 東大庶第1527 | 学術機関並科学研究項目別調査ノ件 | 庶務課 | 昭和十五年(四) | 432 | 昭15.7.1附の照会に係わる標記調査の文部省専門学務局宛送付。これは、文部省専門学務局に科学課(科学研究に関する諸般の事務を掌る)が新設されたのに伴い、科学課所管の事務として、「本邦に於ける自然科学研究の状況を調査し之を蒐集整理し置き以て科学研究に関する連絡、企画及振興の資料」とするために始まった調査(4.1現在)。各学部から調査票提出(および部数)の報告のみで、実物なし。(432~456丁)。 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|----|----------|---------------------------------|------------|----------|-----|---|
| 昭和 | 15 | 1940 | 12 | 9 | 発実104 | 実業学校及実業専門学校卒業生ノ上級学校進学ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十五年(五) | 190 | 昭14.11.17附通牒【発実94】の趣旨徹底のため、昭16年度以降の実業専門学校からの入学者についての取扱決定通知。標記の件に関する関連通牒昭15.12.16【発実108】(文部省専門学務局長、文部省実業学務局長)あり。(190~198丁)。 |
| | | | | 16 | 直文44 | 工鉱関係学校卒業生未採用状況ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十五年(三) | 521 | 標記の件につき、就職調整上の必要から昭15.3学校卒業生者本学配当員中未採用員数を至急回報してほしい旨依頼。報告書あり。「備考」として、「航空研究所ニ於テテ大学航空科卒一名ハ九月十六日海軍二年現役兵トシテ入管ニ付欠員トナル」という記載あり。(515~521丁)。 |
| 昭和 | 15 | 1941 | 1 | 18 | 東大庶第2238 | 陸軍砲工、航空、工科各学校員外生入学の件 | 庶務課長 | 昭和十五年(五) | 71 | 陸軍砲工、航空、工科各学校員外生生の本学入学に関する工、理両学部の取扱についての決定事項の文部省専門学務局長宛通知。「陸海軍員外学生入学者調」(昭13~15入学者数)、「文部省専門学務局トノ打合せ事項」、「員外学生東京帝国大学入学予定数」、その他、各陸海軍員外学生別各大学別の入学予定標準表(昭16~21)あり。(71~99丁)。 |
| | | | | 10 | 東大庶第10 | 本学教職員並学生応召ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十六年(六) | 581 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。昭12.8.27附通牒【発専1221】に基づき照会に応えたもの。教職員については、官職、氏名、担任学科及事務、兵種及官等、年齢、応召年月日、学生生徒については、学部、学科、氏名、入学年、兵種及官等、年齢、応召年月日が記載してある。報告書として、教職員については第99回から第110回までのもの、学生生徒については第53回から第57回までのものがある。教職員:第99回2名、第100回2名、第101回6名、第102回3名、第103回4名、第104回11名、第105回84名、第106回59名、第107回55名、第108回17名、第109回37名、第110回14名。学生生徒:第53回1名、第54回5名、第55回8名、第56回13名、第57回2名。応召年月日は、昭16の7月、8月、10月が大量にある。その他、昭12~昭15。年齢は、22~54才。 |
| 昭和 | 16 | 1941 | 2 | 5 | 東大庶第204 | 昭和十六年度帝国大学官立大学学部学科別入学志願者調送付ノ件 | 庶務課 | 昭和十六年(五) | 29 | 標記印刷物、文部省専門学務局から配布。 |
| | | | | 6 | 東大庶第140 | 昭和十六年度帝国大学官立大学学部学科別収容予定人員表ニ関スル件 | 庶務課 | 昭和十六年(五) | 40 | 文部省専門学務局からの配布印刷物。収容人員予定表訂正に関するもの。 |

| 昭和 | 1941 | 2 | 14 | 発専22 | 工農両学部授業科目及 毎週時間数調の件 | 文部省専門 学務局 | 昭和十六 年(五) | 102 | 本学工農学部における授業科目および毎週時間数を各専攻学科別に作成の上、文部省学務局に送付の依頼。陸軍補充令第五十四条第一項第二号経理部幹部候補生資格認定資料として陸軍省へ提出するもの。 春季の多客緩和のため、旅客運賃割引を一時停止する旨通知。「割引停止期間」：昭16.4.1～4.31。「割引ヲ停止スベキモノ」の中に、「官公衛、学校、教育会等ノ主催アル教育ニ関スル大会、講習会等ノ参列者ニ対スル割引」 「青年徒歩旅行者ニ対スル割引」がある。 |
|----|------|----|----|-------------|------------------------------------|----------------|--------------|-----|---|
| | | 17 | | 官文48 | 旅客運賃割引一時停止 ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(三) | 78 | |
| | | 20 | | 官文42 | 学校卒業者使用制限ニ 関シ大学院(研究科) 学生調査ノ件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(三) | 90 | 本学大学院(研究科)在学者中、工、敏関係事項攻究(研究)者で、昭16に在学満期(研究科修了)となる者についての調査依頼(就職調整上)。回答についての氏名、在学満期年月日、研究題目、就職先等を記載した表あり。9名。なお、三宅隆三(無機化学)は、昭16.4.29が、在学満期年月日だが、昭14.12.1に入堂し、引続き在当中とある。 |
| | | 27 | | 東大庶 第74 | 昭和十六年度入学志願 者ニ交付スヘキ印刷物 ニ関スル件 | 庶務課 | 昭和十六 年(五) | 8 | 文部省専門学務局の照会により送付した各学部の入学願書等の書類。文学部の入学出願に関しての注意事項中に「徴集猶予者ニ関シテハ左記ニ注意ノコト」がある。 |
| | | 27 | | 東大庶 第276 | 昭和十六年度入学志願 者数報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十六 年(五) | 49 | 標題の件についての文部省専門学務局長宛報告。「東京帝国大学昭和十六年度遊学志願者数調(昭和十六年二月十五日ノ切)」あり。海軍大学校選科学生数明示(△印、外数)。 |
| | | 3 | | 6 | 臨時附属医学専門部昭 和十六年度入学志願者 数報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十六 年(五) | 106 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。「臨時附属医学専門部昭和十六年度入学志願者数調(昭和十六年二月二十八日ノ切)」あり。 |
| | | 10 | | 官専45 | 昭和十六年度陸軍航空 技術学校員外学生ノ入 学ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(五) | 203 | 陸軍省から標記の件に関して、本学入学の依頼があったので検討願いたい旨依頼。陸軍大尉1名：田村一郎。昭16年度陸軍航空技術学校員外学生として、41付をもつて本学工農学部航空学科に追加入学。陸軍砲工、航空、工科各学校員外学生本学入学に関する工、理両学部の取扱について指示した、昭16.1.7附 [東大庶第2238]あり。工：基本的には許可、但し専門学校出身者の入学は認めない/毎年の収容人員は、陸海軍を通じて12名以内(定員外として無試験入学を許可)/毎年の収容予定人員については工学部において決定するが、砲工学校と航空技術学校との配分については陸軍において定める、但し陸軍と海軍大学校選科学生との分配率は、その都度教授会において決定。理：現在の状況では員外学生の収容増加は困難等。 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|------------------|------------------------------------|-------------------------------|----------------|--------------|--|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 3 | 14 | 東大庶 第438 件 | 労務動態調査二関スル | 庶務課長 | 昭和十六 年(三) | 129 | 標記の件に関する官房文書課長からの調査依頼につき照会のこと。 |
| | | | | 19 | 東大庶 第523 件 | 昭和十六年度帝国大学 官立大学入学志願者数 調 | 文部省専門 学務局 | 昭和十六 年(五) | 209 | 標記の印刷物配布。「昭和十六年度 帝国大学官立大学入学志願者数調(昭和十六年二月十五日第一次締切期日現在)」あり。海軍大学選科学生数明示(△印、外数)。 |
| | | | | 26 | 東大専 24 | 応召学生ノ卒業二関ス ル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(五) | 190 | 昭16.3.12附【東大庶第432】をもって、標記の件に関し何出の所承認。以下3名の農学部在学応召学生の卒業認定。昭12入学(林学科)今井政平、昭11入学(農業経済学科)松下幸夫、昭13入学(農業経済学科)寺内清彦。日中戦争の応召者で召集解除後にそれぞれ復学の上修学中、いずれも規定の在学年数三年に足りないが、修学状況上の理由により特別の取扱をし、昭16.3に卒業。各自の「修学状況」あり。昭12.10.25の文部次官通牒【発専149】の適用。 |
| | | | | 31 | 官文127 | 昭和十六年工敏関係学 校卒業者調査二関スル 件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(三) | 189 | 厚生省からの標記の件についての照会があったので、調査の上、4.15までに結果を文書課に提出するよう依頼。昭16.3.31現在の「学科(分科)名」、「氏名」、「卒業後ノ動静」を記載した表(「昭和十六年学校卒業者二関スル調査」)。ただし、調査は繰になし。 |
| | | | 31 | 官体4 | 「航空日」期日決定ノ件 | 文部省体育 局長 | 昭和十六 年(二) | 398 | 制定済「航空日」の期日決定(当分9.20)通知。 | |
| | | | 4 | 1 | 官専83 関スル件 | 陸軍砲工学校員外学ニ 関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(五) | 227 | 標記の件について、陸軍省より昭16年度は採用しない旨申越があったとの通知。 |
| | | | 2 | 官文93 | 海軍記念日講演二関ス ル件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | 11 | 5月27日の海軍記念日に、学校団体等において記念行事挙行の場合、その要望に応じ海軍省より講演官を派遣する旨通牒(東京帝国大学総長宛)。希望の向は、別紙要項により直接講演官派遣申請先へ申込む。 | |
| | | | 5 | 東大庶 第421 件 | 昭和十六年度入学志願 者選抜試験期日及科目 等二関スル件 | 庶務課長 | 昭和十六 年(五) | 111 | 標記の件に関し、選抜試験問題を添付の上報告。「昭和十六年度入学者選抜試験期日及入学願書締切期日調」、「昭和十五年度入学者選抜試験科目日調」あり。 | |
| | | | 21 | 癸文44 | 靖国神社臨時大祭二関 スル件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | 17 | 4月25日の靖国神社大祭に際し、全国民黙祷の時間設定をすることに決定、当日は臨時休業し、適当な方法によって護国の英霊に対して「敬虔ナル感謝哀惜ノ意」を表わす様通牒(東京帝国大学総長宛)。午前10時15分より、1分間黙祷折念。本学でも、昭16.4.18の【東大達第10】によって同日臨時休業となる。 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|---|----|--------------|------------------------------------|----------------|--------------|-----|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 4 | 23 | 発専89 | 青少年学徒二賜ハリタ ル勅語ノ件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | 22 | 左記の件については、昭14.7.7の「発文112」に基づき実施する様通牒(東京帝国大学総長宛)。なお、昭16年度については、文部省主催の勅語奉読式は 舉行せず。 |
| | | | | 23 | 官秘44 | 靖国神社臨時大祭に総 代参集の件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十六 年(二) | 118 | 昭16.4.29 靖国神社臨時大祭挙行。文部省勅任官総代として、本学教授市河 三喜先著。なお、「靖国神社臨時大祭祭式次第並先著諸員ノ件照会」(陸支普 第791)は、陸海軍両大臣から出されている。また、判任官総代の一人とし て参賀する本学助手佐藤功は、「十二月二十一日 応召解除」(鉛筆書きメモ) とある。 |
| | | | | 30 | 企文24 | 技術者需要教其ノ他ノ 調査ニ関スル件 | 文部大臣文 書課長 | 昭和十六 年(三) | 220 | 技術者(「学校卒業生使用制限令第一条指定学科ノ者ヲ除ク)将来の需給並 びに養成計画作成上の必要から、企画院次長から、技術者需要見込教並びに 学校卒業生数の照会があったので、調査作成の上、5.10までに文書課に提出 してほしい旨依頼。昭17~昭22の「技術者需要見込数調」あり。 |
| | | | 5 | 15 | 照専37 | 学生生徒ノ本籍地別調 ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(五) | 453 | 標記の件について5月末日までに調査の上、専門学務局へ報告の依頼。報告 書(「道府県別」欄には、「樺太」「朝鮮」「台湾」「南洋」「外国」の区分)あ り。 |
| | | | | 17 | 官文214 | 大学卒業生ノ就職情況 調査ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(三) | 422 | 標記の件に関し厚生省職業局長から調査依頼があったので、調査の上、5.23 までに文書課へ提出するよう依頼。「昭和十五年並二昭和十六年ニ於ケル理 学部(全学科)、医学部薬学科及農学部農芸化学科卒業生ノ就職状況」調査。学 科名、氏名、就職先その他を記載した詳しい調査結果あり。医学部：昭15卒 で陸軍薬剤官就職者5名、昭16卒で海軍薬剤官就職者1名/陸軍薬剤官就職 者2名。その他理学部、農学部の陸海軍関係就職者、入営者の詳細がわかる。 標記会議開催についての通知。昭16.6.5~7(3日間)、於文部省第一会議室。指 示事項として、「興亜学生動労報国隊派遣ニ関スル件」があり、協議事項として、 「修練組織ノ活動強化ニ関スル件」「学生生徒ノ生活訓練ニ関スル件」がある。 |
| | | | | 23 | 発庶46 | 学生生徒主事協議会ニ 関スル件 | 教学局長官 | 昭和十六 年(一) | 306 | 標記の件につき別紙要項により実施するので、本学、校内教職員の内適當な 者を選定の上参加申込みをさせてほしい旨依頼。「昭和十六年度学校教職員 空訓練講習会要綱」あり。文部省主催、大日本飛行協会協力。昭和16.7.20~ 8.30の40日間。詳しくは要綱参照。 |
| | | | | 27 | 発体79 | 学校教職員消空訓練講習 会開催ニ関スル件 | 文部省体育 局長 | 昭和十六 年(二) | 412 | 標記の件についての文部省専門学務局長宛報告。報告書として、「昭和十六 年度入学志願者、入学者学歴別入学状況別調」(陸軍委託学生は△印、外国 人は×印)あり。 |
| | | | | 3 | 東大庶 第1034 | 昭和十六年度入学志願 者、入学者ノ学歴別入 学状況調ノ件 | 庶務課長 | 昭和十六 年(五) | 402 | |
| | | | 6 | | | | | | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|----------|---|------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 6 | 5 | 東大熊第913 | 入学者二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(五) | 300 | 標記の件についての文部省専門学務局長宛報告。「大学入学者二関スル調査表」あり。 |
| | | | | 7 | 官文208 | 昭和十六年労働技術統計調査表用紙送付ノ件 | 文部大臣官房文書課 | 昭和十六年(三) | 361 | 事業票(第1、2種)労働票、技術票、労働技術統計調査提要の5種からなる。 |
| | | | | 10 | 東大職雑第368 | 陸軍兵役在籍者二関スル件 | 庶務課長 | 昭和十六年(二) | 159 | 昭16.5.19附[東大職雑第368]をもって回報した陸軍兵役在籍者調(5.16附[官秘47])についての訂正。造兵学教室教授大越淳は誤りなので削除(昭16.3.31をもって国民兵役)。 |
| | | | | 13 | 官文200 | 支那事変四週年記念行事実施二関スル件 | 文部次官 | 昭和十六年(一) | 61 | 左記の件についての趣意書および要綱抄。学校に関しては、朝礼そのほか適當な機会に「事変一周年二際シ賜リタル勅語」の奉読式ならびに講話、訓示、また、7月7日正午に梵鐘、太鼓、「サイレン」を鳴らし、一分間、出征将兵の武運長久、戦捷、護国の英靈に対する感謝の意を込めて折念等の実施要領を定める。 |
| | | | | 16 | 発専23 | 航空機類無償保管転換又ハ無償譲渡二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(五) | | 標記の件に関する本学の希望申出に対して、陸軍航空廠各支廠より発送。その受領書を至急専門学務局へ發送願いたい旨依頼。 |
| | | | | 20 | 発体96 | 高等専門学校集団勤労作業学徒講習会開催依頼二関スル件 | 文部省体育課長 | 昭和十六年(二) | 420 | 文部省主催高等専門学校集団勤労作業学徒講習会開催についての依頼。昭16.8.8~8.14(7日間)、於本学所管検見川綜合運動場学生宿舍。指導員：文部省並びに本学関係者、講習員：官立高等専門学校生徒約50名。詳細については本学学生課が窓口。 |
| | | | | 23 | 官会78 | 海軍省より廃兵器保管転換に関する通牒の件 | 文部大臣官房会計課長 | 昭和十六年(二) | 337 | 昭16.5.2附の[官会78]をもって、本学に海軍省から保管転換させられることになった廃兵器(横須賀海軍軍需部)を、至急現品引取の手配をしてほしい旨依頼。 |
| | | | | 26 | 雑文19 | 興亜奉公日ノ実施要綱二関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 42 | 昭16.7.1の興亜奉公日の実施要綱。学徒動員に関連する事項としては、「食糧の増産は皆に耕作農民にのみ求むべきでなく、全国民がこれに協力すべきである。特に消費者側に於ては食糧に対する感謝の念を表明すること。例へば厨芥利用、木灰蒐集、或は空閑地荒蕪地の利用等」という項目がある。 |
| | | | | 27 | 官文255 | 学校卒業生使用制限令第一条ノ指定学校ニ於ケル昭和十七年卒業見込者調査二関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 32 | 厚生省からの照会により、本学における学校卒業生使用制限令第一条の指定学科の昭17.3卒業見込者について、昭16.7.1現在をもって調査の上、文書課へ提出願いたい旨依頼。「卒業見込者員数調」(第一表)、「外地、外国就職希望者、就職希望地調」(第二表)、「卒業見込者中ノ陸海軍学生、委託学生及委託生徒二関スル調」(第四表)あり。なお、第三表の「就職二関スル特殊 |

| | | | | | | | | | |
|--------|----|------|---|----|--|----------------|--------------|-----|--|
| 昭 和 | 16 | 1941 | 7 | 1 | 発専139 学生ノ航空実習ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(五) | 494 | 事情アル者ノ調】については「該当者ナシ」とある。 標記の件に関して、軍部と協議の結果実施が決定したので、陸海軍関係工場別参加学生名簿を三部作成の上回報願いたい旨依頼。航空評議会の建議を受けて、陸海軍の援助により、昭16夏期より実施となったものである。対象：大学工学部学生で、将来航空工業に従事すべき者。期間：在学中において三か年を通じ、三か月間、航空、工場基本作業を実習。実習期日：昭16.7.21～正味30日間。基本実習教程標準あり。これに対して、「航空実習参加名簿」あり。申込み人員158名に対し、参加学生実習143名（陸軍関係：航空機体7名、航空原動機4名。海軍関係：機械36名、造兵5名、航空原動機36名、航空機体55名）。健康上の理由の為に6名、学生自身が再考の結果取消した者が9名、合計15名の減員。なお、この後、さらに2名が病気のため参加不能。学科、学生数、希望工場を集計した詳しい表（「工場実習参加学生数」）あり。また、この級に入っている昭16.5.16附通牒【発専110】（「学生ノ航空実習ニ関スル件」）によれば、実習参加学生の所属学科は、航空、機械、船舶（造船）及び造兵学科となっており、その参加人員は航空学科が360名（全員参加）、その他の学科が360名（将来航空関係に従事すべき志望者）、合計720名となっている。 |
| | | | | 3 | 官専220 軍需品工場ニ於ケル工業 鉦業関係大学、専門学 校学生、生徒ノ実習ニ 関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 116 | 同じものが、文部省往復の昭和十六年(二)にある。関連通牒として、昭16.6.18日附【陸文普第1353】あり。 |
| | | | | 3 | 官専220 軍需品工場ニ於ケル工 鉦業関係大学、専門学 校学生、生徒ノ実習ニ 関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(二) | 163 | 標記の件につき、従来は文部省または直接会社に連絡の上実施ということだったのを、陸軍整備局長からその実施については軍としても協力したいので、実習に関して学校から会社に照会の場合は、その陸軍利用主務部隊に対しても連絡するように通知。軍需工場関係部隊が、実習に関して関係民間工場を指導。 |
| | | | | 9 | 官専247 火薬学関係学科目調ニ 関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 122 | 標記の件についての照会。 |
| | | | | 10 | 発文81 軍隊ノ校舎使用ニ付便 宜供与方ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | 70 | 標記の件についての依頼、将来、軍隊の演習等のために校舎を宿泊所等として使用したいとの軍関係機関の申出に対し、便宜を計る様依頼。 |
| | | | | 11 | 発文84 夏期各種大会及旅行抑 制ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(一) | 71 | 今夏の輸送逼迫の状況につき、左記の件についての依命通牒。全国的または数道府県にわたる体育大会、講習会およびその他の会合は、当分の間延期 |

| 元号 | 年 | 西曆 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概要/備考 |
|----|----|------|---|----|--------|--------------------|------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 7 | 14 | 昭專34 | 学生生徒数及退学者数等調査ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(五) | 353 | (再開の指示がない時は中止)。教職員および学生生徒の団体旅行で今夏実施すべきものは、興亜学生勤労報国隊を除き、指示するもの外は、すべて中止。個人的旅行は差し控えること。下記事項については、実施して差支えないとの別途通牒が出ている。6.11附発衛第72号「医学徒無医村派遣班ニ関スル件」、6.23附発專57号「夏期医学徒産業結核予防実務ニ関スル件」、6.3附発文16号「学生義勇軍夏期訓練ニ関スル件」中以下事項の前期訓練：北海道開拓訓練(北海道)、八ヶ岳中央研修農場訓練(長野県)、九州訓練(長崎県)、7.1附発專139号「学生ノ航空実習ニ関スル件」。 |
| | | | | 15 | 昭專43 | 教員並学生生徒ノ年齢調査 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 155 | 本学の教員、学生生徒で、昭16.1.1~12.31の期間における別紙様式による年齢(満20~25才、満26~30才、満31~35才、満36~40才、満41~45才、満46~50才、満51才~)に該当するものの調査。7月末までに回報願いたいとの依頼。「学生関係ハ学生課ニ於テ回答」との書込みがあり、「(大学教員関係)東京帝国大学」(応召中の者および現役服務中の者〇印、予備役△印、補充兵役×印、以上外数)、「教員年齢調査表(昭和十六年七月十五日)」のみあり。 |
| | | | | 17 | 海54 | 海軍子備員令施行規則中改正ニ関スル件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十六年(二) | 172 | 標記の件に関して、厚生、文部両次官発の通牒「厚生省発体第63」の趣旨徹底について依頼。昭16.8.1~8.20、新東亜建設の国民的気迫とその実践力を醸成するための国民心身鍛練運動。その実施要項中の「実施要目」には、「体操ノ奨励」「武道ノ奨励」「歩行ノ奨励」「水泳ノ奨励」「体力章検定養成会」と並んで「集団勤労作業」が掲げられている。「(五) 集団勤労作業 1. 作業ノ統制アル組織ノ下ニ規律、協同、礼節等ノ団体的精神ヲ体得セシムルト共ニ勤労精神ノ涵養ヲ目的トシテ之ヲ行フコト 2. 作業種目ハ既定ノ計算アルモノノ外ナルベク食糧、飼料等ノ資源開発増産ニ資スル事業ヲ実施ス |
| | | | | 20 | 官秘103 | 国民心身鍛練運動ニ関スル件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十六年(二) | 212 | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概要/備考 |
|----|----|------|---|----|--------|----------------------|------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 9 | 3 | 陸100 | 教授佐々木達治郎に係る身分異動の件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十六年(二) | 221 | 「戦時食糧の拡充」[家庭資材の戦時的活用]が挙げられている。 本学教授航空研究所員佐々木達治郎の身分異動に関する通知。8.30 予備役発令、陸軍大佐→陸軍少将。ただし、引続き文官として本学に在職中に付き保留。 標題の件につき、昭16.9.末日現在により調査の上、10.15までに文書課へ提出との依頼。調査結果あり。この調査は、昭14.12に厚生省において資源調査第一條の規定に基づき労務動態調査規則が公布されて実施となったものであり、「緊迫セル労務対策樹立ノ基礎資料ニ共スルモノ」としてなされた。毎年2回調査。以上、昭14.12.23附通牒「労務動態調査ニ関スル件」[官文362]による。 |
| | | | | 5 | 官文356 | 労務動態調査ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 128 | 昭16年度の在学、修業年限の臨時短縮についての内報。正式決定の上は通牒が出されるので、実施方準備願いたい旨依頼。3か月短縮、昭16.12に卒業期繰上。「現下ノ緊迫セル時局ニ対処シ国家ノ人的資源ニ対スル最高度活用ノ要望ニ応スル為」とある。 |
| | | | | 6 | 発専177 | 学生生徒卒業期繰上ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 256 | 昭16年度の在学、修業年限の臨時短縮についての内報。正式決定の上は通牒が出されるので、実施方準備願いたい旨依頼。3か月短縮、昭16.12に卒業期繰上。「現下ノ緊迫セル時局ニ対処シ国家ノ人的資源ニ対スル最高度活用ノ要望ニ応スル為」とある。 |
| | | | | 7 | 発専177 | 学生生徒卒業期繰上ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 259 | 昭16.9.6附通牒によって標記の件を内報したが、高等学校については、昭16年度については、繰上を行わないことにしたので、了解願いたい旨通知。高等科入学者選抜、大学学部入学者選抜の時期は、昭17.3の予定。 |
| | | | | 9 | 官文358 | 満洲事変十周年記念行事実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十六年(一) | 124 | 標記の件についての「実施要領」。9.15～9.18。 |
| | | | | 11 | 官文362 | 軍事上ノ秘密事項調査ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十六年(一) | 128 | 昭16.8.23附の陸軍次官通牒[陸密第2614]の依命移牒。陸軍の軍事上秘密を要する事項に関して職務上必要な調査をする行為が嚴重な注意を必要とする関係上、その処理について指示。 |
| | | | | 12 | 発文120 | 卒業期繰上ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 151 | 標題の件について、昭16.9.6附[発専177]をもって通牒したが、これに関しては文部省発表以外は新聞紙等の記事掲載を禁止しているので、了解願いたい旨通知。「極秘」とある。 |
| | | | | 22 | 雑文42 | 十月一日ノ興亜奉公日ノ実施要綱ニ関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 156 | 標題の件に関し、大政翼賛会から各道府県及び六大都市支部長宛に別紙写の通りの通牒があり、その実施上協力方依頼があったので、配慮願いたい旨通知。「十月一日の興亜奉公日実施要綱」あり。「実践項目」としては、「戦争物資の供出」が掲げられている。 |
| | | | | 24 | 官専328 | 銃後奉公強化運動実施ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 288 | 標記の件について、実施上特に留意願いたいことの通知。次の3点。①10.3に「軍人擁護ニ関スル勅語」奉読式を行うこと、②期間中適当な機会に学校 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----|------|----|-------|--|----------------|----------------|--------------|--|---|
| 昭 | 16 | 1941 | 9 | 27 | 発会421 | 卒業期繰上二関スル件 | 文部大臣官 房会計課長 | 昭和十六 年(二) | 348 | 関係者である戦没軍人の慰霊祭を行うこと、③出来る限り地元市町村、銃後奉公会等と緊密な連絡を保って、軍人遺族、家族等の家庭に対して組織的に勤労奉仕を行うこと。【庶第一九一五関係】という書込みあり。 |
| 和 | 10 | 9 | 9 | 昭専48 | 学生収容人員調査報告 方ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 305 | 昭17年度の標記の件について調査の上、10.20までに回報願いたい旨依頼。昭4.11の通牒【発専207】に基づく調査依頼だが、昭16年に限り、取り急ぎ報告願いたいとのこと。報告書として、「昭和十七年度学生収容予定人員調」あり。 | |
| | | | 10 | 発文130 | 靖国神社臨時大祭二関 スル件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | 139 | 標題の件につき、昭16.10.18 臨時休業の上適当な方法によって護国の英霊に 対して感謝哀惜の意を表わすこと。本学では、昭16.10.9附の【東大達第17】 により、学生生徒に当日の臨時休業が通達される。 | |
| | | | 10 | 発普251 | 学校職員及学生、生徒 ノ靖国神社合祀大祭ニ 参列ノ取扱二関スル件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | 146 | 靖国神社合祀大祭に参加する為に上京する場合、その期間、職員にあっては 出張の取扱とし、学生生徒にあっては出席日に準ずるものとしての取扱をす ること。 | |
| 和 | 10 | 9 | 30 | 地文35 | 銃後奉公強化運動実施 二関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(四) | 92 | 昭16.8.28の文部次官通牒【官文338】に基づいて決定された、東京府の行事 (管内一斉に実施)。これについて東京府知事より、文部省に協力方依頼があ ったので、取計願いたい旨通知。強化運動日：10.3～7(5日間)。本学に 特に関係する実施要領としては、次のものがある。「官公庁、学校、団体、 会社、工場等ニ在リテハ十月三日軍人援護二関スル勅語ヲ奉読スルコト」、 「各学校等ニ於テハ学生、生徒、児童ニ対シ積極的ニ軍人援護精神ヲ涵養振 起セシムルト共ニ一面軍人遺族、家族ノ家庭ニ対シ進シテ勤労奉仕ヲ行ハ シムル等実践的訓練ヲ通シテ本趣旨ノ徹底ヲ図ルヤウ留意スルコト」。「銃後 奉公強化運動行事」(昭和十六年)(一六、九、八)、「銃後奉公強化運動実 施大綱」(昭和十六年八月十四日次官会議決定)あり。 | |
| | | | 10 | 企文81 | 医学関係職員定数及現 員調二関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(四) | 167 | 標題の件について、「将来ノ需給並ニ養成計画設定上」の必要という趣旨で 企画院次長から照会があったので、調査願いたい旨依頼。10.15までに文書課 に回報。調査報告あり。昭16.10.1現在の調査で、応召中の者については、員 数を朱書し現在数に算入してある。詳しくは、表「医師、歯科医師、薬剤師 ノ現在員数及定員数調(学校名) 東京帝国大学」参照。 | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原籍番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|----|----------|-------------------------------------|------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 10 | 10 | 官秘131 | 靖国神社臨時大祭に総代参集の件 | 文部大臣官房秘書課長 | 昭和十六年(二) | 241 | 昭16.10.18 靖国神社臨時大祭挙行。文部省勅任官総代として本学教授高木逸磨先著。 |
| | 13 | | | | 東大庶第1994 | 卒業期繰上実施二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 257 | 昭16.10.8附通牒「卒業期繰上実施二関スル件」(文部省専門学務局長からの内報)の依命共閱。これによれば、以下の事項を了承の上準備願いたいとある。①教授時数(講義、実験実習)の取扱:繰上卒業させる学生に対する教授は次の方法により実施、専門科目は本学年度の教授を完結/その実施のため、第二学期中の教授時数を適当に増加/卒業試験等の取扱については追って通牒、②卒業時期:12.26~28に卒業式、③学部入学者選抜:3月中に実施予定、期日等については追って通牒、④就職等に必要な卒業証明記載方:「昭和十六年十二月繰上卒業ノ見込」と記載。 |
| | 15 | | | | 官文414 | 天皇陛下靖国神社御視拝を期し折念実施に關する件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 238 | 昭16.10.18 天皇陛下靖国神社御親拝時刻午前十時十五分を期し、国民それぞれの場合で一分間黙禱折念。 |
| | 16 | | | | 発専193 | 在学徴集延期期間短縮等二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 322 | 在学徴集延期期間短縮等に関する内報。鉛筆で「本書写ハ十月十六日各学部長へ手渡シズミ」という書込みあり。内容について詳しくは、年表参照。 |
| | 16 | | | | 発専194 | 実業学校卒業者及専門学校、実業専門学校等卒業者ノ上級学校進学二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 340 | 標記の件について、これまで実業学校卒業者、実業専門学校卒業者について配慮してきたが、一般の専門学校卒業者についても同様の趣旨を以て取扱うことになるというので、その実施要項を示したものの。昭14.11.17 [発実94]、昭15.12.9 [発実104] に代る通牒。昭16.11.19の [発専216] と関連。 |
| | 16 | | | | 発専195 | 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 381 | 標記の件にかかわり、昭和十六年度の卒業と昭和十七年度の入学等の取扱方について通牒する。 |
| | 16 | | | | 発念421 | 卒業期繰上ニ依リ卒業見込ノ学生ヨリ授業料徴集方ノ件 | 文部次官 | 昭和十六年(一) | 418 | 大学学部等の在学年限又は修業年限の昭和十六年度臨時短縮に伴う徴集方に関する要領。この通牒に基づく本学の徴集方法および期日等の実施は以下の通り。徴集方法:卒業見込の者の何れも繰上げ卒業するものと見做し、第三期(10月~12月)授業料として30円を納付、徴集期日:11.1~11.15。 |
| | 20 | | | | 東大庶第2104 | 昭和十五年度卒業者就職状況二関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 262 | 標記の件についての文部省専門学務局長宛報告。報告書として、「昭和十五年度卒業者ノ就職状況調 東京帝国大学」あり。関連通牒として昭16.9.22附通牒「卒業者ノ就職状況二関スル件」([照専17])あり。これによれば、昭12.10.1附の通牒 [照専49] に基づく標記の件については、毎年10月末日に提 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|----|----------|---------------------------------|------------|----------|-----|---|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 | 16 | 1941 | 10 | 24 | 昭文12 | 学生生徒二係ル九月末調査提出方ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 195 | 標題の件についての調査を至急提出願いたい旨依頼。調査報告として、「学生生徒本籍別人員調(昭和十六年九月三十日現在)」、「学生生徒学科別人員調(昭和十六年九月三十日現在)」、「学生ノ本籍及国籍別調(昭和十六年九月末日現在)」、「生徒ノ本籍及国籍別調」(昭和十六年九月末日現在)あり。 | | | | |
| | | | | 28 | 東大庶第2377 | 臨時徴兵検査の場所及期日に関する件 | 庶務課長 | 昭和十六年(一) | 421 | 文部次官名をもって電話にて通報あつたものの通達(各帝国大学には全文を電信にて通知)。臨時徴兵検査の場所および期日の関係については、本学において師団指令部又は連隊区指令部と交渉。また、本年臨時徴兵検査を受けける者の内、来年9月卒業すべき者の入営時期は軍の要員充員上支障のない限り、卒業後と決定。 | | | | |
| | | | | 30 | (なし) | 自然科学研究者専門調査ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 425 | 科学研究振作の一途として、文部省関係自然科学研究者並びにその最も得意とする専門學術種目を調査して、自然科学研究状況を明らかにし、研究者相互間の連絡に資するために、本学管下の教授、助教授、講師、助手、副手、研究生、大学院学生、所員、技師、技手等で研究能力があると認められる者について調査。11.20までに回報の依頼。 | | | | |
| | | | | 31 | 発文141 | 臨時徴兵検査ヲ受クル学生ニ付スル試験期日ニ関スル通牒中訂正ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(一) | 426 | 昭16.10.30附通牒【発文141】中の誤植訂正。「学位制度」→「単位制度」。 | | | | |
| | | | 11 | 4 | 官専349 | 陸軍航空技術学校員外学生ノ入学ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十六年(六) | 470 | 標記の件に関して、陸軍省から昭17年度において下記人員12名本学に入学风依頼があつたので、至急回報願いたい旨照会。これに対して入学差支えないとの回答。工学部：陸軍航空技術学校員外学生6名(航空学科原動機専修2名、機体専修2名、造兵学科1名、航空技術学校1名)、陸軍科学学校員外学生5名(応用化学科1名、鉱山及冶金学科1名、火薬学科2名、造兵学科1名)、合計11名。理学部：陸軍科学学校員外学生1名(物理学科1名)。なお、陸軍科学学校(陸軍砲工学校改称)員外学生ノ入学については、昭16.7.15附通牒「昭和十七年度陸軍砲工学校員外学生ノ入学ニ関スル件」(【官専234】)を以て照会済のところ、時局の関係上、派遣人員を変更(9名を8名に)。 | | | | |
| | | | | 5 | 官文425 | 軍人援護事業資金官吏提出金支出ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十六年(四) | 250 | 次官会議において決定した標記の件についての通牒。出征軍人、軍属及び在支警察官並に遺族及び家族等の慰問の為各庁職員から提出された慰問資金を | | | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | | |
|----|----|------|----|-------|----------------------------|------------------------|----------------------------------|----------------|--|--|-------|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 11 | 5 | 東大庶 第2451 | 学年歴臨時措置方に関する報告の件(一)(二) | 東京帝国大 学総長 | 昭和十六 年(一) | 428 | 戦没者遺族職業補導所建設に必要な経費に当てることに決定。「軍人援護事業資金中官吏拠出金支出ノ件(昭和一六、一〇、二〇次官会議決定)」、「戦没者遺族職業補導所建設要項」あり。なお、同所の開設予定時期は、昭17.4とある。 本学学年歴臨時措置方決定の文部次官宛報告。「東京帝国大学年歴臨時措置方」および「学年区切図表」あり。 昭16.12 臨時徴兵検査を受けた学生で、現に第一学年(医学部は第二学年及び第一学年)に相当する学年に在学する者の入営時期の変更。昭17.2 [昭16.10.30附通牒發文141]→昭17.4以降。軍の事情による。第二学年(医学部は第三学年)に相当する学年に在学する者については、変更なし。 | | |
| | | | | | | | | | | | 昭文151 | 昭和十六年臨時徴兵検査ヲ受クル者ノ入営時期変更ニ関スル件 |
| | | | | | 14 | 昭文14 | 冬期休暇開始月日等ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十六 年(四) | | 262 | 昭16年度冬期休暇開始月日等を、11.20までに回報願いたいの照会。昭16.2.29と回答。なお、本学においては冬期休業と称するので、様式中「休暇開始月日」を「休業初月日」と訂正記入したとの申添あり。 |
| | | | | | 14 | 東大庶 第2517 | 臨時徴兵検査に関する件 | 庶務課長 | 昭和十六 年(六) | | 530 | 標記の件についての、文部省専門学務局長、普通学務局長、実業学務局長からの昭16.11.11附通牒(番号なし)の依命共閱。昭16.12施行の臨時徴兵検査は、麻布、本郷連隊区司令部管内東京所在大学高等専門学校の学生生徒については臨時徴兵検査の期日が決定したので、これを了解の上、卒業試験を施行願いたい旨通知。また、本学学生生徒の東京市内居留地身体検査受検者について臨時徴兵検査居留地区別名簿を作成の上当該区に分をそれぞれ区役所兵事係宛に送付(11.17までに)願いたい旨依頼。「臨時徴兵検査日程」あり。これによれば、第一次検査は、昭16.12.1~12.8の期間内。第二次検査は、昭16.12.11~12.18の期間内。 |
| | | | | | 17 | 昭文152 | 昭和十七年ニ於テ在学徴集延期期間満了トナル者ノ入営時期ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十六 年(一) | | 440 | 大学学部在学の第一学年(医学部の場合、第二学年)に相当する者の内、明年在学徴集延期期間が満了となる者は、その年徴兵検査を受けるが、入営時期については「本年ノ次学年ニ相当スル者ノ場合ト同様ノ便宜」を与えらる旨、通知。 |
| | 17 | | | 雑専109 | 第二回日独青年学徒大会参加者ニ対シ便宜供与方依頼ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 535 | 昭16.12.15より一週間、新潟県赤倉において開催予定。財団法人日独文化協会から参加希望申出のある本学下記教職員の出席に関する標記依頼。教授1名、講師1名、副手1名。 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|--------------|---------------------------------------|------------------------|---------------|--------------|---|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 11 | 19 | 発専216 | 帝国大学及官立大学入 学試験二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 332 | 標記の件については、総長会議で協議し、昭16.10.16「発専195」を以て通牒 済だが、その取扱に関して指示したもの。昭17年度における帝国大学および 官立大学の学部入学試験は、第一次(高等学校高等科卒業者の入学願書のみ 受理)において定員に達しない場合は、必ず第二次(左記の者の他専門学校 卒業者の入学願書を受理、ただし前者を優先入学)を行い、第二次でも定員 に達しない場合は、更に第三次を行うこと等。 |
| | | | 12 | | | | | | | |
| | | | 5 | 照専51 | 教職員並学生生徒応召 者数調ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 546 | 標記の件に関して調査の上、12.15までに報告の依頼。報告書として、「教職 員並学生生徒応召者数調(昭和十六年十二月一日現在)」、「教職員応召者数 調(同前)」、「学生生徒応召者数調(同前)」、「支那事変陸海軍応召者官職別 調(同前)」あり。なお、本学臨時附属医学専門部においては該当者無しと ある。教職員406名；教員15名、助手副手其他317名、教練教師其他0名、事 務職員其他50名、雇人24名、学生生徒67名；本科39名、選科別科其他28名。 | |
| | | | 9 | 発専235 | 大学学部入学試験科目 通報方ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 335 | 標記の件については、昭16.10.16「発専195」を以て通牒済だが、都合により その試験科目の発表期日が変更したことの通知。高等学校においては、昭 17.2.18に発表となるので各高等学校に対し、2.16までに通報願いたい旨依頼。 赤ペンで「発表期日ハ二月十六日ニ変更(一月二十七日発専二三五号専門学 務局長申越、二月三日附庶第一八七号庶務課長名ヲ以テ各高等学校長へ通 知)」という書込みあり。 | |
| | | | 15 | 東大庶 第2759 | 昭和十七年度帝国大学 官立大学学部学科別入 学志願者調送付ノ件 | 庶務課 | 昭和十六 年(六) | 550 | 標記の印刷物の文部省専門学務局からの配布。「昭和十七年度帝国大学官立 大学学部学科別入学志願者調(昭和十六年九月調)」あり。 | |
| | | | 18 | 発専225 | 修業年限短縮二件ヲ臨 時措置二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 570 | 標記の件に関して、各高等学校校長宛に通牒(昭16.11.18「高等学校高等科二 関スル臨時措置二関スル件」、無番号)したので、本学子科においてもこれ に準じて処理願いたい旨依頼。 | |
| | | | 20 | 発専239 | 昭和十七年度在学年限 又ハ修業年限短縮ノ臨 時短縮二関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 337 | 標記の件については、昭16.11.11の文部省令第81号を以て公布済だが、その実 施上の取扱方に関して通知したもの。以下の点を規定。①教授、卒業試験等 の取扱：現在学部第二学年(医学部は第三学年)の卒業期は昭17.9、最高学 年の授業は昭17.9までに完結すること／その実施のため毎週教授時数の増加 可／最高学年の学科目は昭16年度においても課すこと可／卒業試験の施行等 に關しては昭16.10.16「発専195」による、②始業、休業等の取扱：冬季休業 は短縮実施(昭17.1の始業は遅くとも1.8)／春季休業は短縮実施／夏季休業 | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原籍番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|------------|--------------------------|--|----------------|--------------|---|--|
| 昭和 | 16 | 1941 | 12 | 23 | 東大 庶 第2812 | 昭和十七年度帝国大学 官立大学学部学科別収 容予定人員表送付ノ件 | 庶務課 | 昭和十六 年(六) | 561 | は30日以内の範囲で定めること可、③授業料、報国団費等の徴集並びに学校 教練に関する取扱：別途通牒予定、④現在第一学年学生の取扱：在学年限は 未定だが短縮の場合は既述の取扱に準じる/現在第一学年及び明年四月入学 の学生は昭17.10進級し、昭17.10以降は10月から翌年9月を以て学年とする (二期制)、⑤学部入学試験の施行：昭17.9に施行すべき学部入学試験に関 しては追って通牒予定、⑥大学予科の取扱：略、⑦臨時学則の制定：昭 16.10.16 [発専195] によること。 |
| | | | | 24 | 東大 庶 第2832 | 昭和十七年度本学各学 部収容予定人員及入学 者選抜方法等の件 | 庶務課長 | 昭和十六 年(六) | 572 | 標記の件に関して、各高等学校校長および学習院長へ通知の上12.27前後の官報 に登載するとの文部省専門学務局長宛報告。「昭和十七年度東京帝国大学各 学部収容予定人員、入学者選抜ノ方法及出願手續左ノ如シ」あり。 |
| | | | | 26 | 官文498 | 今次戦争ノ呼称並ニ平 戦時ノ分界時期等二関 スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(三) | 2 | 今次戦争の呼称、「支那事変」も含め「大東亜戦争」とする(閣議決定)。平 時、戦時の分界時期は昭16.12.8、1:30。 |
| | 17 | 1942 | 1 | 17 | 企文4 | 官庁防空令ニ基テ官庁 防空計画送付方依頼ノ 件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(三) | 43 | 事務上の必要から、本学における防空計画を1.20までに送付願いたい旨依頼。 これに対して、「東京帝国大学特設防護団規定」「同 昭和十六年度事業計画」 各2部を送付。 |
| 25 | | | | 東大 専 第6 | 昭和十七年度各学部収 容予定人員中変更ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十六 年(六) | 578 | 昭17.1.16附通牒「昭和十七年度各学部収容予定人員中変更ノ件」〔東大庶第 2832〕を以て申越をした標記の件について、増募予定として各高等学校、 学習院に対して本学から通知して差支えない旨回答。特別の配慮によって理、 工学部における一部学科の定員増加が認められたため、収容予定人員変更。 工(造船学科、造兵学科、火薬学科)：38名増加、理(物理学科、化学科、 地質学科)：22名増加。 | |
| | | | | 27 | 発専235 | 大学学部入学試験科目 発表期日変更ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(五) | 49 | 昭16.12.9附 [発専235] をもって通牒済の標記の件に関して、高等学校高等 科第三学年の授業は昭17.2.16終了するので、標記試験科目が2.18から2.16へ 変更。 |
| | | | | 31 | 発専16 | 大学高等専門学校卒業 者就職状況調二関スル | 文部省専門 学務局 | 昭和十七 年(五) | 78 | 本学法文経関係学科の昭16.3卒業者の就職状況についての報告依頼(2.15ま でに提出)。報告書あり。文学部については、入管者数の記載あり。 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|-------------|-------------------------------------|----------------|---------------|-----|--|--|-----------------------------------|
| | | | | | | | | | 文学部 (内訳：国史学科1名、倫理学科1名、美学美術史学科2名)。 |
| 昭和 | 17 | 1942 | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | |
| | 6 | 東大庶 第224 | 昭和十七年度入学出願 者数調ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 80 | 標記の件についての文部省専門学務局長宛報告書。報告書として、「東京帝国大学 昭和十七年度入学出願者数調 一月三十一日締切期日現在」あり。 | | |
| | 9 | 発社36 | 満洲建設勤労奉仕隊青年 指導者講習会二関ス ル件 | 文部省社会 教育局長 | 昭和十七 年(二) | 265 | 標記の講習会開催(文部省主催)の要綱。東京会場となる本学への便宜供与方依頼。昭17.2.23～2.28(5泊6日)、於東京帝国大学法学部教室、宿舎神田区一ツ橋教育会館内。他に、京都、福岡で開催。なお、満洲建設勤労奉仕隊は昭14に開始、昭17は3年目。昭17.2.7附通牒「満洲建設勤労奉仕隊青年指導者講習会開催ノ件」(発社731)あり。 | | |
| | 12 | 官秘36 | 昭和十七年度国民動員 実施計画設定資料作成 二関スル件照会 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十七 年度(二) | 95 | 昭17年度国民動員実施計画設定資料として、標記の件についての企画院からの調査依頼。調査の上、2.25までに文部大臣官房秘書課長宛に提出。報告書あり。 | | |
| | 19 | 東大庶 第351 | 各学部選抜試験科目及 試験期日報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 152 | 標記の件につき、各学部よりそれぞれ各高等学校および学習院に通知との文部省専門学務局長宛報告。各学部毎の報告書あり。 | | |
| | 2 | 東大庶 第401 | 臨時附属医学専門部卒 業者ノ大学進学二関ス ル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 181 | 標記の件に関する文部省専門学務局長からの申越(昭17.2.26、無番号)の依頼移標。臨時医専設立の趣旨から、原則として大学進学不認可。進学の必要ありと認める者がある時には、文部省に協議とのこと。 | | |
| | 6 | 東大庶 第332 | 昭和十七年度国民動員 計画設定資料作成二関 スル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 101 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。報告書として、「昭和十六年十二月卒業生並昭和十七年九月卒業見込数調」あり。この中には、昭17.1卒業生も含まれている。昭16.12卒業生数2251名、昭17.9卒業生見込者数2424名、昭17.1卒業生数66名。 | | |
| | 7 | 東大職 第228 | 助教教授神戸正一応召の 件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(二) | 97 | 標記の件についての文部大臣官房秘書課長宛報告。東京帝国大学助教教授神戸正一：昭17.2.26臨時召集に応じ中部第37部隊に入隊(第一補充兵役歩兵陸軍上等兵)。「応召届」「臨時召集令状(写)」あり。 | | |
| | 9 | 官専43 | 陸軍科学学校員外学生 入学ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(五) | 140 | 本学における標記の件についての人名送付(陸軍教育総監部本部長より、昭17.3.5附「教密第3321」)の通知。該当する名簿無し。 | | |
| | 9 | 発文24 | 学校卒業生使用制限二 関シ大学院(研究科) 学生調査ノ件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(三) | 165 | 本学大学院在学中工鉱関係事項攻究(研究)者で、昭17に在学満期(研究科修了)となるものについての調査依頼。3月末までに回報。報告書(名簿)あり、6名。 | | |
| | 10 | 東大庶 第486 | 昭和十七年度各学部学科 別入学者数調報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 210 | 標記の件に関する文部省専門学務局長宛報告。学部学科別の報告書あり。 | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|-------------|--|----------------|--------------|-----|---|
| 昭和 | 17 | 1942 | 3 | 13 | 東大会 第79 | 直流電動機保管転換に 関する件 | 文部大臣官 房会計課長 | 昭和十六 年(一) | 156 | 本学出願(依頼)の左記の件に関して、横須賀海軍工廠保管の直流電動機(廃棄)が、本学工学部機械工学教室に研究ならびに実験用として譲り受けられる。 |
| | | | | 19 | 東大庶 第489 | 専門学校、実業専門学 校等卒業生ノ上級学校 進学ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 233 | 標記の件に関する文部省専門学務局長からの昭17.2.7附通牒【無番号】の依 命移牒。これについては、昭16.10.16附【発専194】をもって通牒済。昭 17.10学部入学生についての実施要項。 |
| | | | | 25 | 東大庶 第35 | 本学教職員及学生応召 ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 1 | 昭12.8.27附【発専122】による照会に係わる標記の件についての報告。教職 員第112回：29名。昭17.1~3の応召者が多い。23~37才。学生生徒第39回： 6名。昭16.7応召者が多い。26~32才。 |
| | | | | 25 | 東大庶 第486 | 昭和十七年度第二次学 部学科別入学者数調報 告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 227 | 標記の件に関する文部省専門学務長宛報告。報告書として「昭和十七年度第 二次入学者数調」あり。 |
| | | | | 28 | 東大庶 第516 | 臨時附属医学専門部生 徒増募ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 236 | 標記の件に関する文部省専門学務局長からの申越(昭17.3.20附【発専56】) の通知。10名増募。 |
| | | | | 4 | 2 | 癸専70 スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(五) | 326 | 本学入学志願者、受験者、入学者、現在学生生徒数及卒業生数についての調 査報告依頼(4.20までに)。報告書として、「東京帝国大学学部入学志願者、 受験者、入学者、学生生徒数及卒業生数調」あり。委託生数の表示(△印) あり。 |
| | | | | 6 | 官文107 | 労務動態調査ニ関スル 件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(三) | 252 | 標記の件に関して(昭14.12.23附【官文362】、昭15.6.26附【官文201】による)、 昭17.3末日現在調査に必要な調査票用紙送付、調査の上、4.20までに提出と の依頼。国民徴用令による徴用者の取扱等についての処理上の注意事項あ り。報告書あり。 |
| | | | | 7 | 官文88 | 学校卒業生使用制限令 第一条ノ指定学校ニ於 ケル昭和十七年九月卒 業見込者ニ関スル調査 ノ件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(三) | 278 | 標記の件につき、該当事項を調査の上、4.20までに提出願いたいの依頼。 第一工学部による報告書あり。「卒業見込者員数調」、「外地、外国就職希望 者就職希望地調」、「就職ニ関スル特殊事情アル者ノ調」(名簿)、「卒業見込 者中陸海軍ノ学生委託学生及委託生徒ニ関スル調」(名簿)、「夜間授業ノ指 定学校ノ卒業見込者中現職者調」(名簿)の5表からなる。第四表によれば、 陸軍委託学生：21名、海軍委託学生：60名(内追加2名)、陸軍科学学校甲 種員外学生：陸軍大尉6名、陸軍少佐1名、陸軍航空技術学校甲種員外学 生：陸軍大尉2名、陸軍少佐1名、海軍大学選科学生：海軍大尉1名、 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|--------------|-------------|---------------------------------|--------------------|----------------|--------------|---|---|
| | | | | | | | | | 海軍選科学生：陸軍機関大尉1名。また、「中途卒業者ニ付スル使用認可追加申請ノ件」によれば、荻原俊郎(昭14.4入学)は、昭16.6.16応召、12.10召集解除、引き続き学修開始昭17.6未卒業予定。 |
| 昭和 | 17 | 1942 | 24 | 官秘60 | 靖国神社臨時大祭総代 参集の件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十七 年(二) | 120 | 標記の件について、昭17.4.25実施につき同神社へ先著の儀となつていたので了解願いたい旨依頼。文部省勅任官総代として本学教授佐野秀之助先著。内閣書記官長から文部大臣に宛てた依命通牒として「靖国神社臨時大祭祭式次第並先著諸員ノ件照会」(昭17.4.10附【陸支普第4891】)あり。 |
| | | | | | | | | | |
| | 5 | 5 | 東大庶 第763 | ノ件 | 大学学歴別入学状況調 | 庶務課長 | 昭和十六 年(五) | 246 | 標記の件について、本学においては該当者無しと文部大臣官房秘書課長宛に依命回報。昭17.5.14附の通牒【無番号】(敎国人たる備外国人または外国人講師で現在在職中の者または昭17.3以降解嘱した者で、帰国を希望する者があれば申出て欲しい旨通知)の照会に応えたもの。 |
| | | | | | | | | | |
| | 16 | 東大職 第570 | ノ件 | 敎国人タル備外国人敎 師又ハ外国人講師ニ関 スル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(二) | 161 | 別紙写がないため、詳細については不明。 | |
| | | | | | | | | | |
| | 22 | 照実11 | ノ件 | 入学者ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(五) | 389 | | |
| | | | | | | | | | |
| | 25 | 東大庶 第1110 | ノ件 | 出征軍人軍属及在?警 察官並に遺族等慰問ノ 件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(三) | 378 | | |
| | | | | | | | | | |
| | 29 | 照文13 | ノ件 | 夏季休業ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(三) | 387 | 本学における昭17年度夏季休暇開始日についての照会(6.10までに回報依頼)。これに対して、次のように回答。学部：学生生徒数8342名、備考として「夏季休暇ハ之ヲ廃止ス、但シ学外実習ヲ要スル学部ニ於テハ夏季ノ間ニ之ヲ実施ス」とある。臨時附属医学専門部：休暇開始月日8月1日、学生生徒数203名、備考として「八月十三日ヨリ同十九日迄野外教練実施」。なお、「東京帝国大学学年歴臨時措置方」あり。 | |
| | | | | | | | | | 赤エソビツで、「本学ニハ関係ナシ」との書込みあり。 |
| | 6 | 4 | ノ件 | 傷痍軍人ニシテ上級学 校進学ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(五) | 408 | | |
| | | | | | | | | | |
| | 17 | 東大庶 第586 | ノ件 | 本学職敎員及学生応召 ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(五) | 239 | 昭12.8.27附【発専122】による照会に係わる大東亜戦争に応召した者についての報告。敎職員第113回：14名、昭17.4応召の者が多い、22~41才。学生生徒第60回：6名、昭17.4応召の者が多い、24~26才。 | |
| | | | | | | | | | 昭17.6.19 昭17年度学生の航空工場実習実施に関して打合せ会開催の通知。本学第一工学部長および第二工学部長又は代理者出席の依頼。 |
| | 17 | 発専117 | ノ件 | 昭和十七年度学生の航 空工場実習実施の件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(五) | 438 | | |
| | | | | | | | | | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 庶務号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|------------|---------------------------------|----------------------------|-----------|----------|--|--|
| 昭和 | 17 | 1942 | 6 | 19 | 東大庶第1098 | 昭和十七年十月二入学セシムベキ入学試験期日二関スル件 | 庶務課長 | 昭和十七年(五) | 346 | 標記の件に関する正式決定通知。 |
| | | | | 19 | 発専108 | 在学年限又ハ修学年限ノ臨時短縮ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年(五) | 448 | 昭17年度の在学年限又は修学年限の臨時短縮に伴う取扱方に関しては、昭16.12.20附[発専239]をもって通牒済。左記は、昭17年度の学部卒業、予科修了及び学部入学等の取扱についての通牒。詳しくは、年表参照。なお、第一工学部および第二工学部に係わる第一次入学試験験期日については、6.19附[東大庶第1098]をもって通知の通り、8.11より施行とある。 |
| | | | 23 | 東大庶第1273ノ2 | 昭和十七年十月二入学セシムベキ学生募集ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十七年(五) | 443 | 昭174入学の学生の各学部収容予定人員、入学者選抜の方法、出願手続については本学名をもって官報登載、各高等学校に通知するが、標記学生の募集に関する取扱は、従来通りそれぞれの各学部において処理するとの文部省学務局長宛通知。 | |
| | | | 24 | 東大庶第1235 | 昭和十七年十月入学セシムベキ学生収容予定人員調報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七年(五) | 414 | 標記の件についての文部省専門学務長宛報告。報告書として「昭和十七年十月入学セシムベキ学生収容予定人員調」あり。この調査報告中の人員数には、陸軍からの員外学生および海軍大学校選科学生は含まれていない。 | |
| | | | 27 | 発専139 | 大学学部入学試験科目通報方ノ件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年(五) | 453 | 標記の件に関しては昭17.6.19附[発専108]を以て通牒したが、高等学校長会議における希望もあり、大学学部試験科目は昭17.7.18(7.20を変更)を期し高等学校において発表となったので、7.16(7.18を変更)までに各高等学校へ通知願いたいとの依頼。 | |
| | | | 29 | 東大庶第1343 | 昭和十七年九月卒業予定者中海軍学生ニ採用セラレタル者ニ関スル件 | 庶務課長 | 昭和十七年(三) | 390 | 標記の件に関して、以下昭17.9卒業予定者は、昭17.6.16附をもって海軍学生に採用。文部、厚生両省へ通報願いたい旨依頼。海軍造兵学生：冶金2名、機械2名、航空1名、土木5名、建築4名、造兵1名、応用化学1名。合計16名。 | |
| | | | 29 | 東大専56 | 大学入学試験施行期日ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年(五) | 454 | 標記の件に関する変更については、各高等学校に対し通牒済との通知 | |
| | | | 7 | 4 | 東大庶第1238 | 医学徒夏期報国活動ニ関スル件 | 総長 | 昭和十七年(五) | 435 | 医学徒夏季報国活動実施上に関する打合せ会(7.6 於文部省第三会議室)に本学指導教員1名(東京帝国大学医学部附属医院外来診療所医長松村龍雄)参集の件了承とのこと、文部省専門学務局長宛回答。昭17.6.12附の通牒「夏期医学徒報国活動ニ関スル件」[発専111]、昭17.6.29附の通牒「医学徒夏季報国活動ニ関スル件」[無番号]〔医学徒無医村派遣班実施要綱〕あり。これら |

| | | | | | | | | | | |
|---|----|------|---|----|----------|--|------------|----------|--|---|
| | | | | | | | | | によれば、無医村における診療、保健衛生の指導、医療状況の調査を目的に、昭17の7、8月中に約10日間実施。派遣地：道府県の無医村中特に医療に恵まれない農産漁村二か村（ただし、特別の事情ある時は、10日間滞在とし一か村）。診療班組織は：内地の医大及医専（臨時附属医学専門部を含む）、各班は教官2名及び学生又は生徒約10名で組織、各学校2班。東京帝大の担当は、長野、埼玉両県。昭16年度夏に実施したものが好結果だったということで、昭17年度も実施決定となったもの。 | |
| 昭 | 17 | 1942 | 7 | 10 | 発専147 | 学生ノ航空実習ニ関スル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年（六） | 28 | 標記の件に関し、前年に順引続き実施するので、参加学生名簿を陸海軍関係工場別に各別紙として三部作成の上、回報願いたい旨依頼。実習期間は各軍航空技術廠（横須賀）に40名、日本飛行機株式会社（横浜市磯子）に15名となっている。「航空実習参加学生学年別員数」、「基本実習教程標準」あり。報告書として名簿あり。横須賀海軍航空技術廠：機械工学24名、航空（機体）11名、日本飛行機株式会社：航空（原動機）9名、機械工学2名。計36名。内2名（航空）、健康上の理由から実習中止。 |
| | | | | 15 | 東大庶第1475 | 昭和十七年十月入学セシムベキ帝國大学官立大学学部学科別収容予定人員表送付ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七年（六） | 50 | 文部省専門学務局から配布の標記印刷物を各学部長宛に一部送付。「昭和十七年十月 帝大官大学部学科別収容予定人員表」あり。 |
| | | | | 15 | 昭文15 | 九月一日現在学生生徒数調報告方の件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十七年（四） | 110 | 毎年9月30日の調査により翌月15日報告の標記の調査事項の改正についての通知、およびそれに基づく昭17年度の調査報告依頼。改正点は、以下。①学生生徒数はその年の9.1現在数、②入学者及び卒業者は前年10月より9月に至るまでの数、③入学志願者は前項入学に対する志願者数。いずれも、昭17の在学・修業年限の臨時短縮に伴う改正である。報告書として、「学生生徒本籍別人員調 昭和十七年九月一日現在」、「学生生徒学科別人員調 昭和十七年九月一日現在」あり。樺太、台湾、朝鮮、中華民国、「満洲」国、泰国、米国等の出身者数がかかる。 |
| | | | | 20 | 発専162 | 医学（歯科医学）関係大学、専門学校職員定員現員調及卒業者需要調ノ件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年（六） | 82 | 標記の件に関し、調査の上、昭17.7末日までに報告願いたい旨依頼。報告書として、「医学（歯科医学）関係職員定員現員調 昭和十七年七月三十一現在」「医学関係大学、専門学校卒業者需要調」あり。現役または応召者数についての表示あり（○印、内数）。これによれば、現役または応召の者は、助教 |

| 元号 | 年 | 西曆 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概要/備考 | | |
|----|------|----|----|----|--------------|----------------------|----------------|--------------------------------|---------------|--|-----|--|
| 昭和 | 1942 | 7 | 23 | 24 | 東大庶 第1423 | 各学部選抜試験科目及 期日報告ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(六) | 1 | 授29中3名、助手169中25名、講師67中3名、副手841中387名。合計1143名 中417名となっている。 | | |
| | | | | | 官文256 | 防諜強化ニ関スル要望 事項ノ件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和十七 年(四) | 28 | 本学における標記の件について、各学部より各高等学校長および学習院宛に 通知したとの文部省学務局長宛報告。通知資料あり。 | | |
| | | | | | 官会152 | 航空兵器回収に関する 件 | 文部大臣官 房会計課長 | 昭和十七 年(二) | 276 | 戦時国民防諜に関しては、既に昭17.6.30附【官文240】をもって通牒済。今 回更に横須賀鎮守府参謀長より特に軍機保護及流言蜚語の防止を要望する旨 通牒があったので、防諜強化に一段の配慮願いたい旨依頼。「防諜上特ニ着 意指導ヲ要望スル具体的事項」あり。 | | |
| | | | | | 8 | 11 | 専169 | 本学に対し各官庁より 學術研究委嘱に関する 件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(六) | 143 | 本学へ無償保管転換された航空兵器で用済のもの又は使用に堪えないもの は、軍において回収するので、その都度最寄りの陸軍航空廠へ返送願いたい旨 依頼。昭17.7.2附文部次官通牒「航空兵器回収ニ関スル件照会」(【航二院第 2709】、標記の依命通牒)あり。 |
| | | | | | 11 | 11 | 発体184 | 第三回航空日実施事項 ニ関スル件 | 文部省体育 局長 | 昭和十七 年度(一) | 402 | 標記の件に関する取扱いは、昭15.7.17発専256号によることになっている。 文部省に大東亜教育學術技術連絡協議会が設置され、今後増加すると思われ るが先の通牒により取扱ってほしい。 |
| | | | | | 18 | 18 | 東大庶 第1493 | 昭和十七年十月入学出 願者数調ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(六) | 87 | 標記の件に関する文部省専門学務長宛報告。報告書として「東京帝国大学 昭和十七年十月入学出願者数調(七月十八日締切期日現在)」あり。 |
| | | | | | 20 | 20 | 発専172 | 学生増募見込数調ニ関 スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(六) | 180 | 事務上の参考のため、本学の理科学的学部学科学学生増募見込数を調査の上、8 月末日までに送付願いたい旨依頼。報告書として、「学科拡充ニ依ル学生増 募見込数」「学科新設ニ依ル学生増募見込数」等あり。 |
| | | | | | 31 | 31 | 東大庶 第1678 | 昭和十七年十月各学部 学科別入学者数調報告 ノ件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(六) | 183 | 標記の件に関する文部省専門学務長宛報告。報告書として「昭和十七年十月 入学者数調」あり。昭17.10入学者名簿あり。 |
| | | | | | 7 | 7 | 照専18 | 大学学歴別入学状況調 ノ件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年(六) | 216 | 標記の件に関して、昭17.9学部入学志願者数、入学者数調査の上、入学者決 定次第提出願いたい旨依頼。報告書あり。第一次~大三次の募集のそれぞれ につき、入学志願者数、入学者数のいづれについても、高校卒業生(本年卒、 昨年以前卒)、学習院卒業生(回前)、学士、当該大学予科修了者、他の大学 予科修了者、専門学校及び高師卒、其の他の別あり。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|---|---|-------|---------------------------------|------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 17 | 1942 | 9 | 7 | 照専19 | 昭和十六年度卒業者就職状況調 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年(六) | 260 | 標記の件に関して、9.15までに調査の上回報の依頼。報告書として、「昭和十六年度卒業者就職状況調 東京帝国大学」あり。「就職セザル者」の欄中「其ノ他」の欄は、「兵役関係等ノ為就職セザル者又ハ調査不能ノ者等ヲ記入ノコト」とある。それによれば、文科系統：144名(内、文の外国人1名)(内訳は、法9名、文135名、経0名)、理科系統：96名(内訳は、工2名、理0名、農8名)、合計240名となっている。以上本科のみ。 |
| | | | | | 官文312 | 労務動態調査二関スル件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十七年(四) | 218 | 標記の件に関し、昭16.9末日現在をもって調査し、10.10までに提出願いたい旨依頼。関連通牒類は、昭14.12.23附【官文382】、昭15.6.26附【官文201】、昭17.4.6附【官文107】。報告書あり。 |
| | | | | | 発専181 | 中等学校、高等学校高等科(含大学予科)ノ修業年限短縮二関スル件 | 文部省専門局長 | 昭和十七年(六) | 270 | 標記の件に関して、昭17.9.10附【発専181】(東条内閣総理大臣談、橋田文部大臣談を含む)を以て文部次官から照会があったが、修業年限短縮に伴う高等学校の教科および内容等の刷新改善について、以下事項等に意見があれば昭17.9.末までに回答願いたい旨依頼。①大学側の要望する高等学校の性格、②高等学校において教授上訓育上、特に留意すべき目標および方策、③高等学校の学科課程および教授要目に対する要望、④二年制高等学校実施に伴い大学学部において採るべき処置、⑤大学学部と高等学校との教育上の連絡、⑥高等学校卒業者の大学学部入学に関する選抜方法の改善策、⑦高等学校高等科昭和二十年三月卒業者の大学学部収容に関する対策、⑧高等学校の修業年限短縮に伴う教室の余裕を以て理科学級の増設を図る予定だが、これに対する大学学部学科の増設拡充に関する方策。これに対して、本学第一工學部長、経済學部長から意見書が出ている。また、意見書【昭和十七年十月九日 修業年限短縮に関する対策に付きて 東京帝国大学】(総長名)あり。 |
| | | | | | 11 | 東大庶二関又ル件 | 庶務課長 | 昭和十七年(五) | 445 | 昭12.8.27附通牒【発専22】による照会に係わる今次大東軍競争に応募した者についての報告。教職員第114回：19名、昭17.8.応召の者が多い、22～33才。学生生徒第61回：1名(法)、昭17.7.応召、26才。 |
| | | | | | 28 | 東大専79ル件 | 文部省専門学務局長 | 昭和十七年(六) | 319 | 昭17.9.23附【東大庶1773】を以て申出の標記の件について承認との通知。昭15入学の第一工學部建築工學科六平光建の卒業承認。昭17.9.30学士試験に合格すべきところ、在学期間中の昭16.3.1.応召、6.28召集解除と同時に復学、規定の最短在学期間(2年6か月)に3か月28日不足するか、就学状況から見て学士試験合格者とする。 |
| | | | | | 1 | 東大専 | 現役学生ノ卒業二関ス | 昭和十七 | 263 | 昭17.9.14附【東大庶第1725】を以て何出の標記の件について承認との通知。 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿号など | 法令名/件名 | 発/官行など | 巻年度など | 丁数 | 内容概要/備考 | | | | | | | |
|----|----|------|----|---|-------|---------------------------|------------------------|----------------------|-----|--|----|--------------|--|---------------|--------------|---|--|
| 昭和 | 17 | 1942 | 10 | 2 | 77 | ル件 軍人援護強化運動実施 二関スル件 | 学務局長 文部大臣官 房文書課長 | 年(六) 昭和十七 年(四) | 140 | 昭15理学部食物学科入学の金尾素健の卒業承認。昭17.4.11入宮の為休学、その後、6.20病気の為除隊、7.1復学引続き就学中、入宮期間休学のため規定の在学年限に満たないが、わずか3か月であり就学状況により卒業。 昭17.8.24附通牒「官文184」(「軍人援護強化運動実施大綱二関スル件」)に基づく標記の件に関し、東京府における行事決定管内一斉実施事項についての通知(東京府知事より文部省に対して協力方依頼)。昭17.10.3~10.8(8日間)。10.3 「軍人援護二関スル勅語」奉読。「昭和十七年度軍人援護強化運動行事」あり。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 9 | 発文153 スル件 | 文部次官 | 昭和十七 年度(一) | 427 | 標記の件に関して、昭17.10.16実施のため、臨時休業し、適当な方法によって、護国の英霊に対して敬虔な感謝哀惜の意を表わすよう通知。これによって、本学では、同日臨時休業の措置が取られる。 | |
| | | | | | | | | | | | 14 | 官秘145 する件 | 文部大臣官 房秘書課長 | 昭和十七 年(二) | 186 | 標記の件につき、昭17.10.16実施につき同神社へ先著の儀となっているので了解願いたい旨依頼。文部省勅任官総代として本学教授厚木基先著。内閣書記官長から文部大臣にあてた依命通牒として「靖国神社臨時大祭祭式次第並先著諸員ノ件通牒」(昭17.10.2附「陸支普第1327」)あり。 | |
| | | | | | | | | | | | 19 | 官専230 | 庶務課長 | 昭和十七 年(六) | 357 | 標記の件に関して、海軍次官からの依頼についての取計依頼。以下、海軍軍医科士官、昭17.11より2年の予定で本学大学院で研究。承認。 | |
| | | | | | | | | | | | 26 | 東大熊 第1903 | 大学医学部附属医 院同分 院二関スル 調査及医 学部医学科 卒業者就職 状況調二関 スル件 | 庶務課事務 官 | 昭和十七 年(六) | 331 | 標記の件照会についての文部省専門学務局学務課長宛報告。報告書「附属医 院二関スル調」(医局員)、「附属医 院分院二関スル調」(医局員、患者数)、「卒業者ノ就職状況調」あり。医局員730名の内応召者及応徴者数は、326名(内訳は、外来医長17名中1名、助手43名中8名、副手589名中304名、介 81名中13名)。卒業者の内、同左に該当すると思われる「其他」の者(兵役 関係等のため「就職セサル者」)は、昭12年度は38名、昭17年度は76名とな っている。 |
| | | | | | | | | | | | 27 | 東大熊 第1958 | 兵役法第四十一 条二依 ル在学徴 集延期手 続二関 スル件 | 庶務課長 | 昭和十七 年(六) | 351 | 標記の件に関して、文部省専門学務局長からの通知の依命移牒。 |
| | | | | | | | | | | | 11 | 東大熊 第2001 | 現在大学院ニ於ケル入 学年度別 学生数並 二現在ノ 教授、助 教授別ノ | 総長 | 昭和十七 年(六) | 361 | 標記の件に関する文部省専門教育局長宛報告。報告書として「大学院ニ於ケル 入学年度別学生数調」、「教授助教教授候補別職務棒合算平均」、「棒給別人員 調」あり。この文書の起案は昭17.11.11、発送は11.20、「総長不在中後決判 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|----|--------|----------------------------|---------------|---------------|-----|---|
| | | | | | | | | | | <p>「応召及入営」者なし、陸軍省、海軍省に就職した者あり。文（応召及入営）：国文学科18名、国史学科12名、支那哲学支那文学科4名、東洋史学科8名、西洋史学科5名、哲学科3名、印度哲学梵文学科4名、心理学科7名、倫理学科7名、宗教学宗教学科2名、社会学科18名、教育学科5名、美術史学科4名、言語学科0名、英吉利文学科14名、独逸文学科5名、仏蘭西文学科1名、以上卒業者245名中119名（内軍務以前就職者49名、軍務以前大学院4名）、また「参考」として「応召及入営前就職者内訳」があり「応召」「入営」「海軍予備学生」の数がわかるようになっていいる。理：数学科2名、物理学科3名、化学科1名、地質学科0名、動物学科1名、植物学科3名、その他海軍技術候補生（1名）や海軍航空廠、陸軍技術本部、第一海軍燃料廠、海軍水路部、海軍航空学校、海軍航空技術師養成所への就職者あり。農：農学科2名、農芸化学科・林学科・獣医学科・水産学科・農業経済学科は各0名、なお、海軍省・陸軍省への就職者、海軍士官候補生（5名）あり。経：経済学科の「就職セザル者」14名、商業学科同4名、その中の「応召及入営」人員不明、なお卒業者数は162名、また、陸軍経理部への就職者あり。</p> |
| 昭和 | 17 | 1942 | 11 | 27 | 発専209 | 学部入志願者、入学者、学生生徒数及卒業者調ニ関スル件 | 文部省専門 学務局長 | 昭和十七 年（六） | 420 | |
| | | | 12 | 18 | 発専219 | 昭和十八年度在学年限 | 文部省専門 | 昭和十八 | 5 | <p>標記の件について規定した、昭17.11.25 [文省68]「大学学部等ノ在学年限又12.11（3日間）実施。</p> |
| | | | | 28 | 官文391 | 大東亜戦争第一周年記念行事実施要領ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十七 年度（一） | 431 | <p>標記の件に関して、昭17.12.5～12.11（7日間）実施。その実施要領を示したものの。別紙として「学校ニ於ケル大東亜戦争第一周年記念行事実施要領」あり。12.8当日の実施事項としては、国旗掲揚、大詔奉読式の挙行、黙祷折念、訓話又は講演、折願祭に対する代表者派遣が掲げられており、期間中については、時局訓話又は講演、全校教練行事、学校報国運動が掲げられている。学校報国運動には、学校報国隊を動員しての勤労実施作業（食糧増産運動、木炭増産運動、軍役作業、神社又は校内の清掃作業等）や防空訓練が挙げられている。また、「生産拡充 滞貨一掃協力運動実施要綱」「大東亜戦争第一周年記念防空強化運動実施要領」もある。防空強化運動は、昭17.12.9～12.11（3日間）実施。</p> |

| | | | | | | | |
|--------|------------|------------|--|---------------|--------------|-----|---|
| | | | | | | | 業者使用許可相当員数に含まなかったが、就職の為に新たに使用許可を文部省と厚生省に求める内容。(199～201丁。) |
| 昭 和 | 18 1943 | 4 官総175 | 学校卒業生使用制限令 第一条ノ指定学校ニ於 ケル昭和十八年度卒業 見込者調査ニ関スル件 | 文部省総務 局長 | 昭和十八 年(一) | 303 | 標記の件について、調査の上4.17までに提出するようなどの指示。就職希望者数は特に確実を期すこと、陸海軍の学生や依託学生は必ず就職希望者数中に含むこと、外地、外国就職希望者の記入の仕方などの諸注意がある。参考 に昭17.4.7「官文88」[学校卒業生使用制限令第一条ノ指定学校並学科]として、東京帝国大学(工学部)では、機械、電気、航空原動機(機械)、船舶(造船)、造兵、火薬、航空機体(航空)、冶金、応用化学、鉱山(採鉱)、土木、建築、[備考:大学院を含む]とある。これに対する東京帝大からの回答:卒業見込者数355(就職希望者数348、上級学校進志望者数7)名、外地外国就職希望者数26(朝鮮3、関東州5、満洲国14、支那3)名、その外、外地外国就職可能見込数2名、陸軍依託学生22名、陸軍員外学生1名、海軍依託学生82名、海軍大学校選科学生2(詳細な内訳もあり)。(281～305丁。) |
| | | 5 官専61 | 海軍教授派遣ニ関スル 件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十八 年(三) | 98 | 海軍機関学校教授を東京帝大に研究員として(航空研究所に)派遣・研究させることの依頼。差支えなしとの回答。(97～98丁。) |
| | | 6 発専64 | 大学、専門学校等卒業 者ノ需要見込員数調査 方ノ件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十八 年(三) | 129 | 昭18年度以降5ヶ年間に於ける大学・学校・及び附属研究所の教職員並に所員等の需要見込員数の調査。4.15までの必着での照会。大学・専門学校学科分類表があり、本需要見込員数は過去3ヶ年の増加率から推定し、新設・増員などの計画についても漏れなく記入することとの注意書きあり。これに対する東京帝大からの調査の結果も綴込。企画院文部省への調査方申越によるもの。(99～201丁。) |
| | | 14 官文69 | 軍人援護精神昂揚運動 実施ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十八 年(一) | 58 | 昭18.4.23～4.29の1週間実施される予定の左記の件についての実施要領。(57～63丁。) |
| | | 19 発専73 | 大学、専門学校卒業生 ノ就職ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十八 年(一) | 65 | 昭18.9.卒業生の就職取扱時期(採用申込み学生への発表が6月以降、推薦が7月以降)の決定通牒。学校卒業生使用制限令に基づく指定学科の卒業生についてでは本通牒に依らないとある。(64～65丁。) |
| | | 5 発専88 | 学生ノ航空工場実習ニ 関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十八 年(三) | 345 | 昭18年度においても引続き左記の実習を実施する予定なので、参加学生数を知らせるようなどの通牒。同番号同伴名であり、実習の要項を記した通牒が昭18.7.9に出された。そこでは、この実習が大学工学部生で将来航空工業に従事すべき者に対し、在学中の3年間を通じ3ヵ月の航空工場基本作業を実習させて技術の修練に資する趣旨であること、この年は昭18.7.21から正味30日 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|------------|-------------------------------------|---------------|--------------|-----|---|
| 昭和 | 18 | 1943 | 5 | 13 | 東大庶 397 | 本学教職員及学生応召 二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十八 年(三) | 94 | 間の実習を本則とすること等が述べられている他、「航空実習学生配当表」(大学名・工場名・人員配当数・食糧に関する備考)が付けられている。この表での東京帝大の配当は、陸軍関係：中島飛行機(株)大田製作所49、武蔵野製作所13、三菱重工業(株)名古屋発動機製作所15、川崎航空機工業(株)明石工場12の計89名、海軍関係：第十一海軍航空廠11、中島飛行機(株)羽田工場5の計31名、合計120名。これに対する、東京帝大側からの参加者「名簿」(第一工学部からは昭18.7.16提出)もあり(なお、一工の中島飛行機太田製作所配当予定の11名は、同社の小泉製作所での実習に変更された模様。(320～345丁。)) |
| | | | | 25 | (なし) | 大学院学生ト兵役トノ 関係ニ就テノ意見 | (なし) | 昭和十八 年(三) | 247 | 「学術発達上ソノ研究ノ中断期間ハ可及的最短ナルヲ必要トス」とあり、その理由が中断することの問題などを中心に大きく5点から述べられている。左記の件については、大学教育課長宛に非公式に送付す、との加筆あり。訂正稿は255～258頁。なお、この件について法学部、医学部、第一・第二工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部から(多くは学部長名で)それぞれ意見書が提出されており、東京帝国大学全体の意見書は、これらに基づいて作成されたことがわかる。このうち、第一・第二工学部からの意見書には、第一工学部の現状として、大学院学生の在籍者総数は40名、そのうち入営者20名、応召者1名の計21名が研究を中絶しており、大学院学生の研究が阻害されているとの説明が見られる。これは「附表 第一工学部大学院学生一覽(昭和十八年五月現在)」(275丁)の中に学科別内訳が書かれている。(247～292丁。) |
| 昭和 | 18 | 1943 | 6 | 14 | 官体61 | 食糧増産応急対策二関 スル件 | 文部省体育 局長 | 昭和十八 年(三) | 360 | 昭18.6.4閣議決定の「食糧増産応急対策要綱」の趣旨の徹底を通牒したものの。その中の「労力補給ニ関スル措置」では「一教学徒就中農学校生徒ト勤員ハ |
| | | | | 31 | 発総115 | 文部省所管官営工業事 業体労働技術統計調査 二関シ依命通牒 | 文部次官 | 昭和十八 年(一) | 25 | 東京帝大では昭18.4.8「東大庶548」[昭和十八年労働技術統計調査ニ関スル件]でこの件の調査係長と係員の選定に入り、同年5.1までには準備を終えていたが、文部省から昭18年にはこの調査を行わないことになったとの左記の通牒が出された。(24～46丁。) |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 善年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | |
|----|----|------|---|----|------------|----------------------------------|-------------|-----------|----------|--|---|
| 昭和 | 18 | 1943 | 7 | 12 | 発開380 | 中等学校等ニ於ケル学籍簿取扱ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 213 | 標記の件は中等学校制度改正に伴うもの。上級学校に対する報告書等も概ねこれに依ることとなったとあり。(212～217丁。) | |
| | | | | 22 | 東大庶 952 | 各学部学科別入学志願者数調ノ件 | (なし) | 昭和十八年(四) | 39 | 標記の件について、各学部学科別入学志願者数調の表(昭18.7.20締切のもの)あり。(39～54丁。) | |
| | | | | 23 | 発専149 | 海軍予備学生又ハ陸軍ノ特別操縦見習士官志願ノ学生ノ取扱ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十八年(一) | 115 | 卒業を待たずに海軍予備学生や陸軍航空特別操縦士を志願する学生に関する対応についての通牒。昭18.5.29 [海省20]「海軍予備学生規則改正」と昭18.7.5 [勅586]「陸軍航空関係予備役兵科将校補充及服務臨時特例」が即日施行となったことで、上記志願者があることを考慮し、昭12.10.25 [発専149]「支那事変ニ関シ現役応召学生生徒並応召軍人ノ子弟タル学生生徒取扱方ノ件」(現役又は応召学生生徒に対して、応召中は休学等の扱いとして授業料を免除することや復学の際の取扱いについての規程。昭12.7.31 [発普104]を受けたもの。)の趣旨に準じて取扱うようにとの内容。(114～122丁。) | |
| | | | | 26 | 発専155 | 学歴別入学者数調ノ件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 254 | 標記の件について、東京帝大における昭16.4.と昭17.4.と昭17.10.の学歴別入学者調の表(学部別)あり。昭18.8.10までに必着で回答するようにとの指示。(251～254丁。) | |
| | | | | 26 | 発専154 | 昭和十七年九月卒業者ノ就職状況調ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 275 | 標記の件についての調査照会。これに対して、東京帝大の「卒業者就職状況調」の学部学科別一覧表あり(256～258丁。)(255～276丁。) | |
| | | | | 29 | 官総165 | 新規卒業者ノ外国及外地中等教員就職幹旋ニ関スル件 | 文部省総務局長 | 昭和十八年(一) | 313 | 昭18.9.卒業者に対する左記の件の依頼。「外国及外地ニ於ケル中等教員ノ標準待遇表」(満洲国、関東州、中華民国、朝鮮、台湾、南洋群島)あり。これに対して東京帝大では依頼のまわった法・文・理・農・経済学部とも希望者無しとの回答。(306～315丁。) | |
| | | | | 8 | 12 | 発専174 | 看護婦養成所ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 296 | 附属医院等看護婦養成所に関する調査(生徒定員、生徒収容力、生徒種別、学級及生徒数など)。これに対して、東京帝大では医学部附属医院、医学部附属医分院、伝染病研究所が回答。(277～296丁。) |
| | | | | 13 | 発専167 | 看護婦養成所ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 301 | 標記の講習会は昭18.9.10に開催。昭18年度の9月卒業者で、学校卒業者使用制限令に該当する学校の卒業者が対象。就職前の短期講習で、工場事業場の勤労管理の実情を認識させることが目的。なお講師は厚生省から派遣、学校による負担なし、とあり。(297～303丁。) | |
| | | | | 17 | 東大庶 952 | 昭和十八年十月入学第二次募集人員及試験科 | (なし) | 昭和十八年(四) | 63 | 標記の件について、各学部学科別の入学第二次募集人員の表あり。(63～72丁。) | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|----|--------|---|---------------|--------------|-----|---|
| 昭和 | 18 | 1943 | 10 | 15 | 発専236 | 学部入学志願者、入学 者学生数及卒業者数調 二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十八 年(四) | 375 | 標記の件について、昭18.10.25までに回答するようにとの照会。表1：昭18.10.10現在 [在籍する] 学生の学部・学科別の人数 (その入学年度については昭12.13.14.15.16年度.17.4.17.10.18年度の入学者欄あり)、昭18.9.の卒業 者、昭18年度の入学志願者の人数をそれぞれ記入 (外国人や委託学生数もわ かる)。表2：昭18.10.の大学学部の学歴別入学者調。表3：昭17.10.1～ 18.9.30に大学学部を退学した学生退学者数調。これに対する東京帝大での各 学部学科別の調査結果あり (383～392丁)。(375～442丁。) |
| | | | | 19 | 発専241 | 昭和十八年臨時徴兵検 査ヲ受クベキ学生生徒 ノ取扱二関スル件 | 文部次官 | 昭和十九 年(三) | 122 | 昭18.10.の在学徴集延期停止の措置を受けた一連の通牒類が綴込。左記の件 通牒 (東京帝大総長宛。122～123丁)、昭18.10.25 [東大庶153772]「昭和十 八年臨時徴兵検査ヲ受ヘキ学生生徒ノ取扱二関スル件」(庶務課長から 法・文・農・経済の各学部長宛。当該学生で昭19.9.卒業見込ありと認められ た者には昭18.11.仮卒業証書を授与するので、証書授与を希望する者は昭 18.11.10までに関係学部に出ることという趣旨 (125～126丁)、昭12.7.12 [發文124] (文部次官の) 通牒 (129～130丁)、昭12.7.31 [発普104] (文部次 官の) 通牒 (127～128丁)、昭12.10.25 [発専149] (文部次官の) 通牒「支那 事変ニ際シ現役又ハ応召学生生徒及派遣、応召軍人ノ子弟タル学生生徒ノ取 扱方ニ関スル件 (其ノ一)」(127丁)、昭18.11.26 [発専241]「現役又ハ応召 学生生徒ノ取扱二関スル件」(文部省専門教育局長から東京帝国大学総長宛。 定期の徴兵検査を受けた現役または応召学生生徒などに関しまして、昭 12.10.25 [発専149] 通牒によることという趣旨。120丁) が綴込。(119～130 丁。) |
| | | | 11 | 2 | 発専256 | 朝鮮出身ノ中等学校卒 業又ハ修了者ノ内地高 等諸学校ヘノ進学ニ関 スル件 | 文部次官 | 昭和十八 年(一) | 173 | 標記の件について、昭17.3以来、一部生徒について既に、朝鮮奨学会の推薦 保証や指導、卒業後の就職斡旋がなされていたが、今度入学進学希望者につ いてはすべて朝鮮奨学会の推薦保証を受けさせることになり、内地の中等学 校を卒業や修了する朝鮮人生徒に対してもこれに準ずる扱いをすることに決 定したとの通牒。極秘扱い。(172～173丁。) |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------|----|--------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------|----------|--|--|
| 昭和 | 18 | 1943 | 11 | 13 | 発専263 | 昭和十八年臨時徴兵検査該当者ノ在学証明書提出ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 454 | 標記の件については昭18.10.22 [陸省49] で定められているが、手続の正確を期すため願出者の学部・学科・専攻科目等を明記するのは勿論、本籍地も併せて記入するようにとの通牒。東京帝大では、法・文・農・経の各学部長宛に伝えられている。(453～456丁。) |
| | | | 12 | 3 | 発専279 | 朝鮮人台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セル学生生徒ノ取扱ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十八年(四) | 458 | 標記の件に関して、在学生学生生徒で特別志願兵を志願して入営する者に対しては、昭18.10.19 [発専241] 「昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受クベキ学生々徒ノ取扱ニ関スル件」に準拠するようにとの通牒。(457～458丁。) |
| | | | 10 | 10 | 官文199 | 学校ノ入学者及卒業者等ノ官報掲載中止方ノ件 | 文部次官 | 昭和十八年(一) | 175 | 官報用紙の使用の極度の制限、労務者確保の困難により、官報掲載事項を緊急不可欠のものみに制限するという通牒。これにより、大学学部の入学者及学士試験合格者や特選給費生の制度を設定する場合の被選者などの掲載は中止となった。(174～175丁。) |
| | | | 14 | 東京帝 大学346 | 学生実地研究ノ為滿洲国へ旅行ノ件 | 総長 | 昭和十八年(一) | 178 | 昭18.12.8 [東大] 医324] から提出された旅行計画の文部省への申請。医学部医学科4年下平和夫外11名の、冬期休暇を利用した「滿洲」国での実習希望の許可願。大東亜省の委嘱による第二次開拓民団乳幼児調査で、引率は松村外来医長。計画は昭18.12.20～昭19.1.5、諸経費は一切大東亜省より支出とされている。(179～181丁。) | |
| | 19 | 1944 | | | | 昭和十九年十月一日学部入学者数 | (なし) | 昭和十九年(二) | 338 | 標記の学部学科別入学者数の一覧が綴込。(338～341丁。) |
| | | | 1 | 19 | 発専16 | 学校整備要領ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(二) | 15 | 標記の件について、閣議決定した「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」に基づく整備の具体策については、新聞等の掲載禁止事項となっているので、もし発表の必要がある場合は文部省において統一して処置し、それぞれの学校で個々に発表することのないように留意せよとの内容。(14～15丁。) |
| | | | 2 | 1 | 発国79 | 昭和十九年度上級学校等入学志願者ノ臨時措置ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十九年(一) | 1 | 東京帝大でこの通牒の措置と関係するのは臨時附属医学専門部。(1～4丁。) |
| | | | 8 | 発体28 | 教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ伴フ学徒ノ軍事教育強化要綱ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十九年(一) | 16 | 標記の通牒は徴兵適齢低下に伴い、学校に於ける軍事教育を一層強化し基礎訓練の徹底を図る趣旨のもの。昭19.4からの実施を中途に大学高等専門学校については更に指揮能力を向上させ、特別訓練を強化することが示されている。教練強化の内容に関して、教練は大学高等専門学校の理工系で現在の5 | |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|---------------|-------------------|---------------|--------------|-----|---|
| | | | | | | | | | | |
| 昭和 | 19 | 1944 | 2 | 12 | 東大5 ル件 | 現役学生ノ卒業二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(三) | 204 | 昭17.4.に東京帝大経済学部に入學した8名(経済学科4名、商業学科4名)について、それぞれ定期徴兵検査に合格して昭18.12.10～昭19.3.20の間の入営となつてゐるが、昭19.9.卒業の特別取扱にしてもよいかどうかの照会(昭19.1.10 [東大庶1856]「現役学生ノ卒業二関スル件同」)に対する回答。昭12.10.20 [発専149]と昭18.10.19 [発専241]の通牒に基づき措置としてゐる。(203～215丁。) |
| | | | | 24 | 發文16 | 教育二関スル戦時非常措置二関スル件 | 文部次官 | 昭和十九 年(一) | 24 | 東京帝大でこの通牒と関係するのは臨時附属[医学]専門部。昭19.2.1 [発国79]などで上級学校入學資格の臨時措置はとられてきたが、[勅80]「国民学校令等戦時特例」と[文省5]「国民学校令等戦時特例施行規則」の公布により、上級学校の入學資格などが決定したことによるもの。(23～25丁。) |
| | | | | 28 | 東大専3 ル件 | 現役学生ノ卒業二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(二) | 7 | 昭19.1.19「特別卒業取扱二関スル件」(東京帝国大学経済学部長)による東帝大からの照会に回答したものの。東京帝大経済学部5年生3名(昭17.4.入學)について、昭18年施行の定期徴兵検査に合格し、近く入隊(昭19.1.15入隊1名。3.15入隊2名)するが、昭19.9.付け卒業の取扱にしてもよいかどうかという照会。左記の通牒はこれに対して承認されたことと回答。(6～13丁。) |
| | | | 3 | 27 | 官体56 二関スル件 | 員外学生等ノ勤勞作業二関スル件 | 文部省体育 局長 | 昭和十九 年(三) | 229 | 標記の件についての陸軍省兵務局長からの申出を受けたもの。1)陸海軍現役軍人の員外学生には集団勤勞作業を課さないこととして、その期間はなるべく所属陸海軍学校校長の指示に基づき実習又は研究に従事させること、勤勞作業を課す場合にはその身分取扱上つとめて指揮責その他適当な任務につかせること。2)陸軍特別研究生には集団勤勞作業は課さないこととして、研 |

内容概略/備考

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | |
|----|----|------|---|----|--------|---|----------------------------|-----------|----------|---|--|
| 昭和 | 19 | 1944 | 4 | 15 | 発専128 | 大学、専門学校卒業者ノ就職ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和十九年(一) | 51 | 標記の件は、「決戦非常措置要綱」に基づく学徒勤労動員の強化に依って、近く学徒が工場事業場等に動員されることになったのを受けた通牒。昭19.9.卒業見込者については就職取扱を例年より繰上げて昭19.4月中に実施して差支えないこと、そして就職と照み合わせて動員配置すること、特に学校卒業生使用制限令に基づく指定学科の卒業見込者は(昭19.3.31【発総37】総務局長通牒により)昭19.4.31までに就職内定の上動員されることになった旨が指示されている。(50～51丁。) | |
| | | | | 17 | 発文46 | 審議室事務規程、学徒動員本部規程及学徒動員本部事務分掌規程制定並ニ文部省分課規程中改正ノ件 | 文部大臣官房文書課長 | 昭和十九年(一) | 233 | 大学に關係するのは、学徒動員本部では第一部(大学及高等専門学校の学生生徒の勤労動員に関する事務を掌る。第一部長は専門教育局長。)、第一部第一課(官公立の大学、大学予科及高等学校の学生生徒の勤労動員に関することの事務を掌る。)、第三部の防衛課・勤労課・保健課(防衛課は学徒の防衛その他非常任務に関する動員を扱う。勤労課は動員学徒の作業場に於ける勤労管理や扶助、援護に關すること並に指導者の訓練に關することを扱う。保健課は、動員学徒の保健衛生に關する事務を掌る。)(233～240丁。) | |
| | | | | 20 | 官総144 | 身許票ノ整備ニ関スル件 | 文部省総務局長 | 昭和十九年(一) | 386 | 昭19.4.12【防警一九発29】「身許票ノ整備ニ関スル件」(防空総本部警防局長)で空襲時の死傷者又は避難者等の身許を明瞭にするために身許票を整備するようにと通牒されたのを受けたもの。形式としては、氏名、年齢、住所、本籍、官公署・学校・工場等所属機関名及身分、血液型を書くようになってい(385～389丁。) | |
| | | | | 24 | 発専119 | 疎開ニ伴フ学生生徒ノ転学取扱ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(二) | 123 | 標記の件について、転学希望者があれば当該学校長間で協議した上、実務実習等学校設備に余裕ある場合は、十分学生生徒の便宜をはかるようにとの通牒。 | |
| | | | | 5 | 10 | 発専142 | 大学入学者ノ従来ノ実績並ニ本年度希望者数調ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(二) | 170 | 昭19.10.帝国大学及官立大学に入学させる者の選抜にあたって、専門学校卒業生で大学入学を希望する者に対する割当の必要上、最近3ヶ年の学部及学科別実績並に本年度入学させたい希望人員数を至急報告するようにとの通牒。これに対する東京帝大の「大学入学者ノ従来ノ実績並ニ本年度希望者数調」(参考として「本年度希望者数」【文部省ヨリ申越者数】が書入れられている)綴込。(127～170丁。) |
| | | | | 30 | 発体109 | 学校身体検査規程ノ実施ニ関スル件 | 文部省体育局長 | 昭和十九年(三) | 231 | 標記の件に関して、定期身体検査は勿論臨時身体検査を活用して、各種訓練及び勤労動員等の実施の適正を期することが述べられている。(230～306丁。) | |

| 昭和 | 19 | 1944 | 6 | 1 | 発専155 | 昭和十九年度帝国大学 及官立大学入学者選抜 二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(二) | 188 | これにより「昭和十九年度帝国大学及官立大学入学者選抜方針並二要領」が 通牒されて方針や実施要領が示された。この後、昭19.6.16 [発専165]「帝国 大学及官立大学入学者選抜二関スル件」によって昭19.10.10の「高等学校卒業 者が志願シ得ル帝国大学及官立大学ノ学部及学科並其ノ收容人員」(大学・ 学部別)、「専門学校卒業者が志願シ得ル帝国大学及官立大学ノ学部並其ノ収 容人員」(大学・学部別)が通牒された。(179~199丁。) |
|----|----|------|---|----|-------|-----------------------------------|---------------|--------------|-----|--|
| | | | | 1 | 発専153 | 本年度大学入学者ノ選 抜方法二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(二) | 326 | 昭19.5.23に昭19.10.帝国大学及官立大学入学者の選抜方法についての協議会 が文部省で開催され(昭19.5.11 [発専142]「本年度大学入学者選抜方法二関 スル協議会開催ノ件」332~334頁)、左記の件が昭19.6.11に通牒されている。 この通牒において、昭18.に仮卒業の取扱を受けた者又は昭19.9.卒業見込あ りと認定された者で入営応召中の者又は6.14までに入営入団する見込の者 (陸軍特別操縦見習士官・陸軍特別甲種幹部候補生・海軍予備学生志願者等) も大学入学を志願し得ること、この選抜は別途取扱うこととして昭19.9.9上 旬ころまでに入学願書を提出させること、その他が指示されている(326~ 327頁)。この後、昭19.6.27 [発専171]「仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営入団ノ者 等ニ対スル大学入学者選抜方法二関スル件」が出され、具体的な取扱が指示 された(323~324頁)。これに対して東京帝大では各学部学科別に「高等学 校仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営入団ノ者ノ大学入学者收容予定人員調」(昭 19.8.1 [東大庶796?] 307~311頁)を報告している。これに関して、各学 部の志願者、文学部の「昭和十九年十月特別取扱(仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営 入団ノ者)入学許可者」(298~299丁)などが繰込。(289~337丁。) |
| | | | | 3 | | 昭和十九年度学部ノ収 容人員二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(三) | 29 | 標記の件は昭19年度東京帝大各学部の收容人員についての文部省からの指示 (法が450名、医が165名、一工が520名、文が300名、理が182名、農が285名、 経が250名、二工420名の計2572名)。これに対する東京帝大側の回答した収 容人員には増減が見られ、「備考」としてその説明が述べられている(法500 名、医165名、一工507名、文300名、理184名、農270名、経300名、二工420 名、計2646名)。なお「昭和十八年度各帝国大学文科系收容人員調」(東京・ 京都・東北・九州の各帝大)が繰込(30丁)。(13~32丁)。 |
| | | | | 10 | 発専161 | 在学中入営又は入団ス ル学生生徒ノ取扱二関 スル件 | 文部次官 | 昭和十九 年(三) | 43 | 現役又は召集に依り入営又は入団する学生生徒の取扱方に関しては、基本的 に昭12.10.25「支那事変二関シ現役応召学生生徒並応召軍人ノ子弟タル学生 生徒取扱方等」[発専149] (文部次官通牒。45丁に繰込)に依って処 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|--------|--------------------------|-----------|----------|----|--|
| 昭和 | 19 | 1944 | 6 | 14 | | 決戦非常措置要綱ニ基クテ大学教育ニ関スル措置要綱 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(三) | 34 | 理することを指示した上で、今次戦争中における学年修了、卒業、復学等に関する取扱方を指示したものである。内容は、1) 最高学年の学生生徒で入営又は入団する者については本人の勤情の状況、学業成績等を勘案して卒業見込ありと認められるときは入営又は入団の際に卒業見込証明書を交付して、当該学年の卒業期に卒業させ得る。その学生生徒で除隊帰還後、希望者には特別課程(仮称補習科)を設けるか、最高学年の課程の一部又は全部を履修させる得る。2) 1) 以外の学生生徒で学年の3分の2以上を経過した時期に入営又は入団する者については、本人の勤情の状況、学業成績などを勘案して修了の見込ありと認められるときは、当該学年の修了期に修了させ得る。3) 2) の学生生徒は除隊帰還後、上級学年に復学するものであるが、復学の時期がその上級学年の課程を修了し得ないと認められるとき、又は復学の時期に拘らず本人の希望があるときには原学年に復学させること。4) 1) ~ 3) に依って卒業、修了、復学等の取扱を為したときは遅滞なく文部省に報告すること。5) 本件は学則の規定に拘らず実施すること。「陸軍航空関係予備役兵科将校補充及服役臨時特例」に依る陸軍特別操縦見習士官、「陸軍兵科及経理部予備役将校補充及服役臨時特例」に依る特別甲種幹部候補生、「海軍予備員任用臨時特例」に依る海軍予備生徒などについても本通牒に依ることとされている。(43~45丁。) |
| | | | | 30 | 官専2560 | 陸軍特別研究生ノ大学院派遣ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(三) | 52 | 標記の件において、昭19.10.入学に際して、陸軍省から東京帝大(派遣学校は東京帝大・京都帝大・東北帝大・東京工大・大阪帝大・九州帝大・北海道帝大・名古屋帝大の8校。)に対して派遣すべき学生人員と修学課目(最小限の講座数)が示されている(工学部の航空3、造兵1、機械1、火薬1、金属1、燃料1、医学部の医学3、薬学2)。なお、これと関連する通牒として、昭18.8.13 [官専153] 「陸軍特別研究生ノ大学院派遣ニ関スル件」があり、昭19.10.入学の分として東京帝大に関して上記の課目と数が示されており、かつ [昭18.10.からの] 新制特別研究生の定員外に予定すると記されている。これに対する医学部、第一工学部、第二工学部の回答も綴込。第一・第二工 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|---|-------------|----------------------------|---------------|--------------|-----|---|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| 昭和 | 1944 | 7 | 6 | 発専173 第一次銓衡ノ結果ノ報告方ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(二) | 283 | 学部からは海軍と統合して各帝国大学への大学院入学希望数を示してほしいとの要望も見られる。(52～65丁。) | | | |
| | | | 11 | 本年度入学志願者ニ関スル件 | [東京帝大] 総長 | 昭和十九 年(三) | 69 | 昭19.10.の東京帝大各学部入学志願者数調(昭19.6.30現在)が綴込。学部・学科・入学志願者数と備考として収容予定人員が書込まれている。(66～86丁。) | | | |
| | | | 12 | 医学関係等大学、専門学校動員学徒ノ取扱ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(三) | 41 | 医学関係学徒の動員に関して昭19.6.27「動専288」により既に通牒。そのうちの陸海軍にそれぞれ動員されるべき学生生徒の取扱方に関しては昭19.6.10「発専161」(文部次官通牒。東京帝大へは昭19.6.24「東大庶961」をもって移牒とあり。)の第一項に準じて、出動に際しては卒業見込証明書を交付して差支えないとの通牒。(40～41丁。) | | | |
| | | | 12 | 本年十月入学セシムベキ者ノ定員ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(二) | 177 | 標記の件について、高等学校卒業者の入学許可者数に関しては、既に通牒した入学定員を撤守することとの通牒。(176～177丁。) | | | |
| | | | 12 | 大学入学者銓衡ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(二) | 178 | 大学入学志願者中、出身学校の調査書を偽造して提出する者が往々あるので、銓衡に当っては吟味を十分にしようとの通牒。 | | | |
| | | | 19 | 員外学生ノ修学中止ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(三) | 94 | 昭19.7.4「員外学生ノ修学中止ニ関スル件通牒」(陸軍大臣から文部次官宛)で、文部省所管大学及専門学校に派遣中の陸軍科学学校(昭17.10.入校の甲種員外学生と昭18.10.入校の甲種員外学生)と、航空技術学校(昭18.6.入校の甲種員外学生)の員外学生の修学を、昭19.9.で停止することになった旨が通牒された。左記の件はそれを受けたものであり、当該学生の官職、氏名、学部、学年、学科等を報告することと、当該学生に対しては一応退学の取扱をして、将来原学年に再入学し得るよう措置をとるようにとされている。これに対する東京帝大からの回答として「員外学生調」(一工に陸軍科学学校から13名、理学部に科学学校から3名、二工に科学学校から3名、航空技術学校から1名)が綴込。(87～95丁。) | | | |
| | | 2 | 東大庶 1218 | 現役学生ノ卒業ニ関スル件 | [東京帝大] 総長 | 昭和十九 年(三) | 103 | 昭19.2.1に現役入堂のために休学した東京帝大理学部人類学科(昭17.4.入学)の学生1名の卒業についての照会。昭19.6.10「発専161」(文部次官の)通牒 | | | |
| | | 8 | | | | | | | | | |

| 元号 | 年 | 西歴 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 契/官庁など | 善年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | | | | | | | |
|----|----|------|----|-------|--------------|----------------------|----------|----------|---|---|-------|-----------------------|-----------------------------|-----------|----------|--|--|
| 昭和 | 19 | 1944 | 8 | 11 | 官総357 | 軍用資源秘密保護法施行取扱細則ニ関スル件 | 文部省総務局長 | 昭和十九年(一) | 506 | の趣旨に依り昭19.9卒業としてよいかどうかを照会したものの。この件に関する文部省専門教育局と東京帝大との往復の中で、入営入団による卒業(見込)措置については昭19.6.10 [発専161] 通牒第1項によるか、それに該当しなれば昭12.10.25 [発専149] (文部次官の) 通牒により文部省の協議の上で措置をすることが決まっている。なお、左記の件の当該学生に関しては、後者による措置がとられている。(96~106丁。) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 9 | 13 | 理科系学徒ニシテ十月二年生ニナル者ノ教育継続ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(三) | 110 | 標記の件については、何等かの指示があるまでは従来通り教育を継続するようにとの申越。また、海軍からその委託生に対して直に軍工廠等に引上げべき旨の通報があるとも聞くが、実際はそうではないので引上げないように配慮することとの注意書きもある。(109~110丁。) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 21 | 発専218 | 卒業証書伝達式ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(三) | 114 | 陸海軍軍医学校に動員中修業中の学徒に対する標記の件についてを指示した通牒。陸軍関係学徒は昭19.9.27、海軍関係学徒は昭19.9.28に伝達式を挙行すること(式は文部省主催で式場などはそれぞれ陸軍、海軍の協力による)等が示されている。(111~118丁。) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 10 | 1 | 東大庶管入団中ノ者等ニ対スル大学入学者ノ件 | [東京帝大]総長 | 昭和十九年(二) | 352 | 標記の件についての各学部入学許可者氏名(法・医・一工・文・農・経・二工)、「高等学校仮卒業ノ取扱ヲ受ケ入営入団中ノ者入学者数調」(301丁)綴込。(352~389丁。) | |
| | | | 19 | 発専225 | 学歴別入学者数調ノ件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(三) | 147 | 昭19.10.入学者についての標記の件調査。外国人学生、入営入団中の学生の人数を含めて各学部別(学科別まで記入の箇所もあり)の調査。(131~147丁。) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 20 | 発専228 | 学生生徒ノ年齢調査ニ関スル件 | 文部省専門教育局長 | 昭和十九年(三) | 200 | 昭19.10.10現在の標記の件調査。学部、学科、学年別に在籍者数・修業者数・年齢(1.2~4.1の早生れとそれ以外の遅生れに分けて記入)を調査するもの。在籍者数などでは現に現役応召等により兵役に服する者、休学・長期欠席中の者の人数も記入するようになっている。これに対する東京帝大の調 | |

| | | | | | | | | | |
|----|------|----|----|--------------|---------------------------------------|---------------|--------------|-----|--|
| | | | | | | | | | 査結果も綴込 (161～176頁)。(148～201頁。) |
| 昭和 | 1944 | 11 | 11 | 発専247 | 学部入学志願者入学者 学生数及卒業者数調ニ 関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 35 | 昭19.10.31現在の標記の件の調査。「大学学部入学志願者学生数及卒業者数調」 「大学学部学生退学者数調」とがあり、東京帝大の調査も綴込。在籍者数では各学部学科別に入管・入団・応召者、外国人学生、休学者及び長期欠席者、本籍アメリカ生れの二世で海軍航空隊を志願した者なども区別されて記載されている (1～39丁)。 |
| | | 12 | 6 | | 宿直の強化及防空に關 する件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和十九 年(三) | 202 | 昭19.12.8を中心とする数日間、特に12.6,7,8の3日間は防空上特に注意を要するので、宿直強化など防空上万全の措置を講ずるようとの通牒(電話によるもの)。多数を集合させる行事を取り止めることなどの指示もあり。 |
| | 1945 | 1 | 17 | 発専12 | 勤労働員出勤中ノ傷害 学徒等ノ上級学校進学 者ノ取扱ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 2 | 勤労働員作業中に傷害に依り不具になった者等の入学志願者に対して、同情ある取扱をしない事例があるようであるが、勤労働員出勤中の学徒の上級学校進学に際しては、昭13.7.18 [発専137] 通牒に準じて調査の上、格別同情ある取扱をするように、との依頼。昭13.7.18 [発専137] (「応召者ノ召集解除後ニ於ケル入学ノ件」) 通牒(修学に著しい支障を来さない限り、戦傷による身体の異常を原因として不合格としまいように配慮するようとの内容)も綴込。(1～4丁) |
| | | | 24 | 官総577 | 疎開区域へノ転入者取 扱ニ関スル件 | 文部省総務 局長 | 昭和二十 年(一) | 106 | 昭19.12.22 [防総19/511] (防空総本部次長)「疎開区域へノ転入者取扱ニ関スル件通牒」(疎開実施区域の指定…京浜地域、阪神地域、名古屋地域、北九州地域のそれぞれの指定)の趣旨の徹底を指示したもの(105～108丁)。 |
| | | 2 | 8 | 発専35 | 学生生徒入営延期等取 扱方ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 6 | 同日公布の昭20.2.8 [陸省6] と昭20.2.8 [陸告4] に関連して出された通牒。軍幹部要員の緊急増強の必要に基き、大学高等専門学校学生生徒(教員養成諸学校を含む)に対する修学継続のための入営延期等の措置の一部解除についての指示、説明(6～14丁)。 |
| | | 14 | | 東大庶 第1869 | 昭和二十年年度本学入学 者第一次選抜結果ノ報 告ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 40 | 昭20.4.入学者の選抜に関連する通牒類が綴込。東京帝大の学部学科別入学許可者氏名一覧も綴込(41～75, 88～100丁)。昭19.12. [発専242]「昭和二十年年度帝国大学及官立大学入学者選抜ニ関スル件」で、昭和20年度の入学者選抜は、大体昭19年度の方法に依るといふ方針であるが、入管入団中の者に対する特別取扱はせず、一般の場合と同様に銓衡することなどが示されている。収容予定人員についての一連の往復類(昭19.11.5 [発専239]「昭和二十年度収容予定人員調ニ関スル件」)に始まる。133～174丁)が綴込されているが、昭20.1.9 [文告3]によると東京帝大の収容予定人員は法650名、文350名、経 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|---|----|--------|---------------------|-----------------------|-----------|-----------|--|
| 昭和 | 20 | 1945 | 2 | 23 | 勸総20 | 昭和二十年科学技術者動員計画ニ関スル件 | 文部省総務局長 | 昭和二十一年(一) | 163 | 標記の件を昭20.3.10までに調査・回答するようにとの依頼。第一分科(工学関係・17項目)、第二分科(理学関係・9項目)、第三分科(農学関係・7項目)、第四分科(医学関係・3項目)について、それぞれ大学卒業程度、専門卒業程度、実業卒業程度の現在数、雇人数、減耗補充、新規需要人数を記入する形式になっている。東京帝大の回答では、第一分科では408名、第二分科178名、第三分科191名、第四分科269名で総計1046名となっている(109～168丁)。 |
| | | | | 3 | 13 | 発科16 | 教職員中応召又ハ入営中ノ者ノ名簿提出方ノ件 | 文部次官 | 昭和二十一年(一) | 20 |
| | | | | 24 | 発総18 | 決戦教育措置要綱ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和二十二年(二) | 249 | 昭20.3.18 [閣議決定]「決戦教育措置要綱」に関する具体的事項についての留意点を示した通牒。また、昭20.3.30「決戦教育措置要綱ニ関スル件」(文部省専門教育局長から東京帝国大学総長宛)において、(動員下令まで継続する学校授業の内容として、)1)医学部医学科…第4学年を除いて従前通りの授業継続。但し、救急業務や厚生事務等へ随時出勤。第4学年で軍委託学生、短期現役志願の学徒は4月中旬に軍医学校に入校することとなっているが、入校しない学徒は一応附属医院で実習をすること。薬学科は工学部各学科と同様の措置。2)法・文・経の各学部…新入学の第1学年学徒は急速に動員下令であると予想されるので、入学後直ちに出勤に必要な教育訓練を行うこと(概ね3週間、団体訓練が主)。3)理・工・農の各学部…9月入学の第1学年及び新入学の第1学年に關しては、授業継続関係未定であるが、動員下令があるまでは従前通り授業継続。但し、事情が許す場合には短期間の団体訓練を実施すること、と指示がなされている(245～250丁)。 |

| 昭和 | 20 | 1945 | 4 | 18 | | 昭和二十 | 278 | | | |
|----|----|------|----|------|--|------------------------|----------------|--------------|---|---|
| | | | | | 本年九月卒業予定ノ医 学関係学生生徒調ニ関 スル件 | 専門教育局 長 | 昭和二十 年(二) | 278 | 標記の件を調べ、昭20.4.30までに文部省に回答するようにとの依頼。これに 対する東京帝大からの回答では、医学部医学科の昭20.9.卒業予定者数が126 名(内訳…軍委託学生30名、短期現役採用者数73名、特別研究生候補者数4 名、休学者長期欠席中の者9名、その他10名)、附属医学専門部医学科の昭 20.9.卒業予定者数が55名(内訳…軍委託学生15名、短期現役採用者数38名、 その他2名)とあり(278~278丁)。 | |
| | | | 25 | 千專3 | 附属医院ヲ戦災時救護 所ニ充当等ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 272 | 空襲の激化に伴い、戦災時の防空医療救護の完璧を期すために、附属医院を 救護所に指定する等の要請が関係諸機関からあったことを伝え、協力を要請 する通牒。 | |
| | | | 26 | | 医学関係学徒ノ通年勤 労働員除外ノ趣旨徹底 ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 294 | 通年勤労働員を除外されている医学歯学関係学徒に、動員除外の趣旨(医術 の本質と軍医要員養成)を徹底させるように指示したものの。また昭18.10.30 [発專255]「在学徴集延期制度停止ノ趣旨徹底ニ関スル件」(文部省専門教育 局長。理工科系統の学徒も学業を怠る場合には、入営延期を取消されること があるとの内容あり。)を参照するようにも指示されている(293~296丁)。 | |
| | | | 30 | 発專84 | 昭和二十一年度及同二 十二年度ニ於ケル増加 収容シ得ル見込者数ニ 関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 291 | 科学技術者増加養成の為に増設した高等学校理科学級の卒業者が、昭21年度 及び昭22年度にそれぞれ約1000名増加することとなったのに対応するもの。 東京帝大の医・一工・理・農・二工の各学部からの回答では、更に収容し得 る見込数として昭21.4.が67名(医0・一工0・理17・農25・二工25名)、昭 22.4.が58名(医0・一工0・理17・農25・二工11名)であった(279~291丁)。 | |
| | | | 5 | 18 | 発專89 | 学用品配給資料調査ノ 件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 315 | この往復類の中、東京帝大の「学用品配給資料調査書」綴込。各学部と附属 医学専門部の各学年の現在学生生徒数、また、学生生徒数内訳として、動員 中の者、入営志召中の者、残留者に分けて記述してある(289~315丁)。 |
| | | | 6 | 1 | 発專95 | 重要研究諸施設防護等 ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 317 | 空襲激化の情勢によるもの。重要研究諸施設の一層の防護設備を強化し、一 時疎開の方途を講ずることも必要との通牒。 |
| | | | 7 | 7 | 発專97 | 学校卒業者ノ就職ニ関 スル件 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 66 | 昭20.9.卒業予定の学生生徒の卒業後の就職に関しては、学校卒業者使用制限 令による指定学校学科を除いて、1)採用申し込み学生生徒の発表は6:20以降 行うこと、2)採用者に対する学生生徒の推薦は7.1以降に行うこと、を指示し た通牒(65~66丁)。 |
| | | | 7 | 19 | 発文30 | 昭和二十年次勤勞調査 報告方ニ関スル件 | 文部大臣官 房文書課長 | 昭和二十 年(一) | 243 | 昭20年の年次勤勞調査票項甲(工業事業場用)、乙(その他の事業体用)、丙 の一(船舶総体用)、丙の二(船舶個別用)、丁(世帯用)の調査(昭20.7 月末に現在するものは6月末状況、7月末に入り新設するものは7月末の状況 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 | |
|----|----|------|---|----|--------|-----------------------|------------------------------------|---------------|----------|--|---|
| 昭和 | 20 | 1945 | 8 | 15 | 文訓5 | [なし] | 文部大臣 | 昭和二十年(一) | 68 | を調査) 要請。常備労働者中の集団移入朝鮮人又は華人についての記入や動員生徒についての記入、従業者(現役軍人、応召者、陸海軍の学校学生生徒を除く)の記入などの諸注意が指示されている(211~273丁)。 昭20.8.14大詔換発に際しての文部大臣訓令(67~70丁)。 | |
| | | | | | 27 | 発専117 | 昭和二十年入学志願者 入学者並現在学生生徒 数調ノ件 | 文部省専門 教育局 | 昭和二十年(三) | 27 | 標記の件について、昭20.9.10までの回答依頼。学部、学科別に記入する形式。東京帝大からの回答は「昭和二十年入学志願者入学者並現在学生生徒数調(昭20.9.1現在)」(2~6丁)に繰込(1~28丁)。 |
| | | | | | 27 | 発専117 | 罹災状況調査方二関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十年(二) | 319 | 各大学・学校の罹災状況の調査依頼。東京帝大では昭20.9.8【東大庶910】に各学部長宛にこの件の調査要請を行っている(318~319丁)。 |
| 昭和 | 20 | 1945 | 8 | 28 | 発専118 | 時局ノ変転ニ伴フ学校 教育ニ関スル件 | 文部次官 | 昭和二十年(一) | 73 | 標記の件では1)学校(女子の学校を含む)の授業の実施については平常の教科教授に復原する様に措置し、学生生徒を帰省させていた学校では遅くても9月中旬より授業を開始すること。2)特別の必要があると認められるときは前項によらず、当分の間授業を休止し又は帰省させる等の措置を取り得ること。3)戦災でまだ授業開始の目的がたない学校では関係機関と連絡の上、校舎設備や教職員生徒の宿舍の調達等を図り、又授業の委託の方法を講ずる等して、なるべく速やかに教科教授を開始することに努力し、差し当たっては食糧の増産などの作業に当たらせる等適宜措置を講ずること。4)教科用図書教材などの取扱については8.14の大詔換発の趣旨により十分注意を払らい、一部の教授の省略等適宜措置すること、と、備考として農業運輸通信関係等に出勤中の生徒については電信指示の趣旨に依ること、とある。なお、これに關係して昭20.8.15附の文部次官・厚生次官からの「電文写」が繰込。一般工場事業場に出動中の男子生徒は原地関係機関と連絡の上可及的速やかに動員解除することとし、帰校の上晴耕雨読の教育を行わしむる等適宜の措置をとること、等との指示が出されていたことがわかる(73~75丁)。 | |
| | | | | | 2 | 発専115 | 昭和二十年度在学年限 又ハ修業年限ノ臨時短 縮ニ関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十年(二) | 326 | 標記の件は、昭20年度の卒業等の取扱を指示した通牒。昭20.9.に卒業する学生生徒について、大学学部では昭29.6.14の通牒、専門学校では昭19.5.19【発専143】と昭19.8.2【発専183】の通牒に準ずる措置をとることなどが指示されている。またこの通牒により、各学部学科別卒業者数の文部省への報告が要請された。「昭和二十年九月二十五日卒業者数(東京帝国大学)」 |

| | | | | | | | | | |
|------|------|----|----|------------|---|---------------|--------------|-----|---|
| 昭和20 | 1945 | 9 | 4 | 東大庶 908 | 軍関係ニ於テ使用セラ ル、戦争資材ノ製作ニ 関係アル諸設備及諸物 件ノ保持ノ件 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 71 | (総計1442名)が繰込(320～326丁)。 標記の諸設備及び諸物件は今後何分の指示があるまで現状の儘保持すること に決定したとの指示(71～72丁)。 |
| | | | 5 | 発専120 | 陸海軍諸学校出身者及 在学者等ノ編入ニ関ス ル件 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 77 | 標記の者を文部省所管学校等に編入学させることに決定したとの通牒。「陸 外軍諸学校等出身者又はハ在学者等大学入学実施要領」では、入学志願者の銓 衡では口頭試問と身体検査を行い学科試験は行わないこと、入学期日は昭 21.4.4とすること、各大学では所定の入学定員に拘らず出来る限り入学させ ることとして、必要に応じて学級を増加したり二部教授等を行うこと(臨時 の入学定員の設定)、大学学生で入営入団又は応召中の者(志願に依る者も 含む)は屢次の通牒で復学させること、その他が指示されている(76～82 丁)。 |
| | | | 6 | 発専121 | 入営入団又はハ応召ノ学 生生徒ノ復校ノ取扱ニ 関スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 328 | 大学学部第2学年(医学部は第3学年)に在学中に入営・入団又は応召した 学生で、昭20.10.～昭20.12.31までに帰還し復校した者に対しては、本人の希 望に依っては特に上級学年に入学させて差支えない、との通牒(327～328 丁)。 |
| | | | 12 | 発文39 | 連合国側ニ依ル校地、 校舎等ノ使用、収用ニ 関シテハ差当リ左記ニ 依ラシ度此段及通牒 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 84 | 標記の場合における連絡事務処理などの措置に関して指示した通牒。相手方 (連合国側)の氏名、所属部隊名、目的物件その他の条件についての詳細な 報告を為すこと、相手方が事実上使用、収用をした場合は当事者の特徴(身 長、肩幅、肥瘦の程度、頭髮の色、顔色、帽章、襟章等の標識等)を詳細に 報告すること、又相手方が文書に署名を求めた場合は、権限のないことを懇 切に説明して署名を避けること、等が指示されている(83～84丁)。 |
| | | | 28 | 発専133 | 昨年末修学停止ノ陸海 軍員外学生ノ復学ニ関 スル件 | 文部省専門 教育局長 | 昭和二十 年(二) | 330 | 昭19年末に修学停止とされた陸海軍員外学生について、復学(校)の希望者 には復学の便宜をはかるようにとの依頼(授業料等は一般学則に依り徴収す ることとあり)。 |
| | | 10 | 6 | 発文52 | 戦時教育令ノ廃止ニ関 スル件 | 文部次官 | 昭和二十 年(一) | 62 | 左記の通牒により昭20.10.6をもって「戦時教育令」は廃止されることとなつ た。ただしこの廃止前に死亡したり傷痕を受けた者でまだ卒業の認定をうけ ていない者に対しては、「戦時教育令」第5条と「戦時教育令施行規則」第11 条により、卒業を認定するようにと指示している(61～64丁)。 |

| 元号 | 年 | 西暦 | 月 | 日 | 原簿番号など | 法令名/件名 | 発/官庁など | 巻年度など | 丁数 | 内容概略/備考 |
|----|----|------|----|----|-------------|---------------------------------------|-----------------|----------|-----|--|
| 昭和 | 20 | 1945 | 10 | 23 | | 講座等調査二関スル件 | 文部省学校教育局大学教育課長 | 昭和二十年(三) | 94 | 昭20.10.25現在の学部・学科別の講座や講座に準ずる学科目の名称・内容、定員・現在員に関する調査。37～68頁に綴込(37～96丁)。 |
| | | | | 31 | 東大庶 998 | 陸海軍諸学校出身者及在学者等転入学二関スル件 | [東京帝大] 総長 | 昭和二十年(三) | 29 | 昭20.9.26 [発専120] により「陸海軍出身者転入学志願者数及入学セシムベキ概数通知ノ件」が通牒され、昭20.10.11 [発専146] により「陸海軍諸学校出身者及在学者等ノ高等専門学校等転入学志願者選抜実施要領二関スル件」の通牒あり(通牒自体は綴込なし)。東京帝大総長は(関東信越)地区集団長として、上智大学、法政大学予科、東京産業大学予科から報告を受理(29～36丁)。 |
| | | | 11 | 19 | 発学37 | 外地外国所在学校在学者等ノ転学等二関スル件 | 文部省学校教育局長 | 昭和二十年(三) | 100 | 外地外国所在の大学、高等専門学校、中等学校の学生生徒及び内地学校の学生生徒で廃校等により所属学校を失った者に対する処置。左記の者で文部省管轄の学校への転入学希望者については、最近実施の陸海軍諸学校在学者出身者等の転入学取扱と同様の措置をとり、転入学は昭20.12月中に取扱う予定とある。また昭21年度の各学校各大学の新入学者選抜では、陸海軍諸学校在学者出身者等は一般入学者と同様に取扱うとある。この通牒の他、昭20.11.30と書込まれた「外国及外地引揚法人子弟の転校について」が綴込まれており、1)高等専門学校大学についてでは定員の1割の範囲内で定員超過を認める。転校先は原則として同種類の学科学校とする。2)専門学校以上の学校についての転校希望者は、自分の現在地に近いところの学科を選び、第一志望のみならず、第二志望以下の学科を予め選択する。3)第一志望に収容できない場合は、第二志望以下の学校を文部省で協議銜衡する。4)銜衡は口頭試問と身体検査。学科総問は課さないこと。転校希望者の願書提出は昭20.12.1～12.20。5)第一志望の学校は銜衡結果を12月末までに志望者に通知する。6)転校の期日は概ね昭21.1月中旬とする。7)従来転校していた学校からの正式な書類はないのが普通なので、在校生の身分証明書等をもって便宜処置する。身分証明書がない場合は、外地の場合は朝鮮総督府東京事務所、台湾総督府東京出張所、「満洲」中華民国の場合には外務省管理局宛で照会する。などの指示がなされている。(99～103頁)。 |
| | | | | 29 | 東大庶 1174 | 昭和十二年度、同十六年度、及同十九年度各学部学科別毎週教授時数調二関スル件 | [東京帝大] 庶務課長事務取扱 | 昭和二十年(三) | 347 | 標記の件は、連合国軍最高司令部の要求による調査。昭20.11.30正午までに文部省大学教育課に持参するようにと指示。中には第一工学部のように「附記注意事項」をつけその中に、軍事教練(昭12年度は随意科目、昭16年度以降は必須科目に)、繰上げ卒業(昭16年度12月の繰上げ卒業)、勤労動員(昭19 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------------|----|---|-------------------------------|----------|---|---|--|
| | | | | | | | 年度の第2、第3学年生に関しては勤労動員に出動のため、各学科共規定の授業を為し得ず。受入側が異なるので各学科共一定しないが、第2学年生は約7ヵ月、第3学年生は約9ヵ月出動、為に実際の授業時数は著しく減少)に言及しているもの(131頁)もある。また第二工學部の「申添」では、昭19年度において、1)第2学年の一部(機械学科の一部、船舶学科)は昭19.11.20～昭20.6.30、他の全部は昭20.2～昭20.6.30に学徒勤労動員のため出動、授業なし。2)第3学年は昭19.5.15～卒業に至るまで学徒勤労動員のため出動、授業なし(316丁)、とある。(106～348丁)。 | | |
| 昭和 | 20 | 1945 | 12 | | | | | | |
| 和 | | | | | | | | | |
| | 3 | 東大 1184 | | 昭和十八年定期ノ徴兵検査ヲ受ケ入營シタル学生ノ昭和十九年九月二十五日卒業ニ関スル件 | [東京帝大] 総長 | 昭和二十年(三) | 351 | 標記の件で対象とされているのは法学部の3名。昭18.12.学徒出陣の際に第3学年在学者で、当時必修、選択科目を合わせて計10科目以上の修了者は願出により昭18.11.仮卒業資格者として取扱、昭19.9.25に本卒業となったが、左記の照会で問題となっている3名の事例はそれぞれ、昭17.4.に第3学年在学中入隊(在学年1年)、昭17.10.に第3学年在学中入隊(在学年1年6ヵ月)、昭18.11.に第3学年在学中入隊(在学年1年7ヵ月)となっている。東京帝大側から文部省へは、昭12.10.25 [発専149] 及昭18.11.26 [発専241] に基づき、昭19.9.25の卒業の特別取扱としたいと照会。文部省学校教育局長からは承認の回答あり(349～354丁)。 | |
| | 10 | 発学76 | | 専門学校卒業者ノ大学学部進学ニ関スル件 | 文部省学校教育局長 | 昭和二十年(三) | 371 | 従来、標記の件に関しては専門学校長の推薦書の添付等制限を設けていたが、それを廃止することとなったとの通牒。(370～371丁) | |
| | 10 | | | 転入学志願者ニ関スル件 | [岡山医科 大学長、同 附属専門部 長] | 昭和二十年(三) | 376 | 岡山医科大学の11名と同附属専門部の1名の東京帝大医学部と同附属医学専門部への転入学志願について。東京帝大からの回答は級込なし(375～376丁)。 | |
| | 17 | 発学85 | | 外国人教師ニ関スル 調・学徒数、校舎、教 員数等調 | 文部省学校教育局長 | 昭和二十年(三) | 373 | 標記2件は連合国軍司令部からの調査指令。官公私立諸学校において必要とされる教育上の職の数と種類に関する情報、所望する外国人の国籍、官公私立諸学校(私立を除く)において外国人により教授される科目及至学科に関する情報など。昭20.12.25までの回答要求とある。東京帝大からの回答は級込なし(372～374丁)。 | |